平成20年度 文部科学省新規・拡充事業

	事 業 名	事業の概要	必 要 性	有 効 性	効 率 性	20 年度 予算要求額
[1]	事 業 名 社直応口充 () () () () () () () () () () () () ()	事業の概要 社会人の「学び直し」ニーズに対応するため、大学・短期大学・短期大学・短期大学・短期大学・短期大学・短期大学・同学校の教育研やキャリプの下のでは、できまり、では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一	社会のでは、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪により、大阪には、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪で	有 効 性 (施策目標) 施策目標) 施策目標1-1 生涯目標3-1 生涯目標3-1 大力上 大力上 事業たける教育研究の によ高ログカンとと学育を取組が表現のでは、専門のとと学の表現のでは、専門のとの表現のでは、専門のとの表現のでは、中央のでは、中のでは、中央のでは、中央のでは、中央のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中	本事業を実施することにより、北海 道から沖縄までの全国各地で410 件(うち新規分300件)の社会人 等を対象とした再就職やキャリアア ップに資する多様な教育プログラム が展開され、全国のどこにいても多 くの社会人が学び直しの機会を得ら れることができる。 また、当該教育プログラムが履修証	20 年度 予算要求額 5,400 百万円
			つつ、再チャレンジを支援する取組 の展開を推進する大学等を支援し、 より多くの社会人等に機会を提供し ていくことが必要不可欠である。			
[2]	放課後子ども 教室推進事業 (拡充)	放課後や週末等に小学校の余裕教室 等を活用して、子どもたちの安全・ 安心な活動拠点(居場所)を設け、 地域の大人の協力を得て、スポーツ や文化活動などの様々な体験活動、 地域住民との交流活動や学習活動等	子どもたちにかかわる重大事件の続発等を踏まえ、文部科学省では平成16年度から3年間の緊急対策として「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を実施し、平成18年度には全国約8千カ所で事業が展開された	(施策目標) 施策目標 1 - 2 地域の教育力の向上 (得ようとする効果及びその達成見 込み)	(事業アウトプット(直接的効果)) 平成20年度における本事業の実施により、約1万5千カ所の小学校区において子どもの居場所が設けられ、各地域で交流活動、学習活動などの取り組みが実施される。	9,924 百万円

の取組を推進する。

この取組は、厚生労働省の留守家庭 児童を対象とする「放課後児童健全 育成事業」と連携した、総合的な放 課後対策として平成19年度から実施 しており、実施主体である市町村の 事業に必要な経費について国1/3、都 道府県1/3、市町村1/3を、それぞれ 負担する補助事業である。

20年度概算要求においては、地方がより取り組みやすくなるよう、カ所数の増、協力者への謝金単価の増等の必要な措置を講ずることとする。

が、同事業の継続を求める声が多く、また、平成18年5月に猪口少子化担当大臣(当時。以下同じ。)・小坂文部科学大臣・川崎厚生労働大臣の3大臣が、総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」の創設を合意したことから、平成19年度より厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携した「放課後子どもプラン」を実施。

国の重要な政策課題に対応する支援 策として位置づけられている本事業 は、犯罪から子ども守るための対策 等子どもの安全・安心の観点、少子 化対策の観点、地域の教育力向上の 観点、さらには学習機会の提供等再 チャレンジの観点からも、その推進 を図ることが必要であり、地域社会 全体で子どもの豊かな人間性を養っ ていくための重要な事業である。 本事業は、全国の小学校区において、 安全で健やかに子どもが育まれる環 境を整備することにより、

- ・子どもの社会性、公共心、規範意識、自主性、創造性等を育む
- ・多くの大人の参画を得ることで、 子どもたちを地域で見守り育むといった地域の教育力の向上を図ること を目的とするもの。

本事業に先行して実施した「地域子 ども教室推進事業」(16年度~18年 度)においては、18年度は全国約8 千カ所において子どもの居場所が整 備され、延べ約2,110万人の子ども と、延べ約383万人の地域の大人が 参加した。

18 年度においては、事業運営に協力する地域の大人の参加人数が16 年度に比べて約200万人増加し、量的拡充も図られた。この運営に協力した地域の大人の参加者数のうち、無償ボランティアの数は、事業期間全体を通じて約4割であることから、自らの地域に対する関心の高さが伺えた。

また、「地域子ども教室推進事業実施状況調査」(平成18年3月)によると、この活動が、子どもにとって家庭・学校・地域で積極的な態度を見せるきっかけとなっているとともに、保護者もこの活動を通して子どもの成長を感じているといった結果等が出ており、子ども・保護者・校長・地域住民のいずれからも高い評価を受けている。

これらのことから、本事業の得よう とする効果は十分達成することが可 能であると判断

(事業開始時に想定した効果)

(事業アウトカム(波及効果))

各地域で交流活動、学習活動などの 取組が促進されることにより、子ど もの社会性、公共心、規範意識、自 主性、創造性等が育まれることが期 待される。また本事業は、地域の多 様な方々の参画を想定していること から、子どもたちを地域で見守り育 むといった、地域の教育力の向上が 期待される。

さらに、厚生労働省の放課後児童健 全育成事業と連携して実施すること により、各地域で総合的な放課後対 策が行われ、安全で健やかに子ども が育まれる環境が整備されることが 期待される。

291 百万円 る
る
1
ポ
る
活
-
さ
P
係
し l
資
全
ح
資 9,981 百万円
31
ļ ļ
ļ ļ
ļ ļ
普
に
帯
l i
生 度 別

[5]	地域ボランテ ィア活動支援	ィアを養成、域内の学校支援地域本部(仮称)事業の事業評価等を行う。 学校支援地域本部(仮称)の設置 (2,500学校区)(3年間継続)学校と地域との連携体制を構築等を 会により、学校支援地域本部(仮アががあるとともに対する。 学校支援が支援がランティア部居保、学校支援地域との事業での事業での事態を確保、学校支援が支援が支援が多くをできまります。 学校支援地域本部(仮称)には、学校を実施する。 学校支援地域本部(仮称)には、学校を実施する。 学校支援地域本部(仮称)には、学校を実施する。 学校支援地域本部(仮称)には、学校を実施する。 学校支援地域本部(成称)には、学校を実施するととのである。 学校支援地域本部(仮称)には、学校を実施すると、とのでは、学校を置き、公司のでは、学校を記述のでは、学校に対している。 3年計画で、各都道府県に調査研究会議を設置し、都道府県レベルの支	「教育基本法」における「教育の目標 (第2条)」に「公共の精神に基づ	(施策目標) 施策目標 1 - 2	(事業アウトプット) 本事業の実施により、地域ボランテ	265 百万円
	センターの在り方に関する特別調査研究(新規)	援センター及び市町村レベルの支援 センターにおけるボランティア活動 の効果的なマッチング方法関係機関・、 ・ 支援・協力の在りいて委託) を行う。(47か所に委託) また、研究協力を行う。(47か所に委託) また、研究協力者会議を係るとして、 までがありる。 まではかが所にをいる。 を行う。(47か所に委託) また、研究協力者会議を係るとして、 な部科者会議を係るといて検討を一の実態や諸のの 支援センターの実態や諸ののと 支援センターの実態や諸ののと 支援センターの実態や諸ののと 支援センターの実態や諸のの 支援をもいてののといてのの を行う。 でのいてののでのはいてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてのののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないましていてののは、 ないまには、 ないましていてののは、 ないまには、 な	き、主体的に社会の形成に参画し、 その発展に寄与する態度を養うことが規定されたことをはじめ、「教育再生会議報告(第二次報告)」はる おいても、第二次報告の世間では、 があるとををじめ、「におけるが、では、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	地域の教育力の向上 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本調査研究で得られた成果を全国に普及し、全国のボランティア活動支援センターにおけるボランティア活動を支援する機能が充実することらゆる世代がボランティア活動を通じて地域社会へ参加する機会が拡大対する責任感や主体的に社会に関わる機運が高まり、地域の教育力の向上が図られる。	マア活動支援センターにおける効果 的なマッチングや情報提供等の活動 支援の在り方、及び、国内外のボラ ンティア活動支援センター体制等の 実態にかできる。 (事業アウトカム) 調査研究の成果を、研究協議会において共有することにより、全国のボランティア活動支援センターにおいて、活動希望者というや情報提供といったボランティア活動に対するまとが図られることが期待される。	

		究協議を行い、相互の情報の共有化				
[6]	「学びあい、 支えあい」地 域活性化推進 事業(拡充)	と調査研究成果の普及を図る。 都道府県等に行政関係者、学校教育 関係者、NPO等民間団体関係者な どで構成する運営協議会を設置し、ボランティア活動ないの様々な活動や学習機会の提供、する 取組を行うなどの地域活性化推進事業を委託により実施する。(1,8 64か所) また、文部科学省に地域教育力再選 を表記により実施する。(1,8 64か所) また、文部科学省に地域教育力の収集・分析等を行う。 各地域におりる取組は、文部科学し、おりて事のである。 各地域にありまでのい、地域の取組において事ののである。 を対し、地域の取組は、文部科学し、事業成果の普及を図り、地域の取組の向上と促進を図る。	中央教育審議会「今後の生涯学習の振興方策について(審議経過報告)」で、生涯学習を振興していく上で、今後重点的に取り組むべき分野・地域の教育力の向上」「地域・課題の体のをでは、「地域の教育がある。とのでは、「大きなのでは、では、大きなのでは、では、大きなのでは、「大きなのでは、では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、は、はいいのでは、は、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのではいいいのではいいいいのではいいいのでは、はいいのでは、はいいのではいいいのではいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのではいいいいいのでは、はいいいのではいいいいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのではいいいいいのではいいいいいのではいいいいいのではいいいいいいのではいいいいのではいいいいいいのではいいいいいいいい	(施策目標) 施策目標1-2 地域の教育力の向上 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業で得られた成果を全国に普及し、各地域でボランティア活動や地域課題等を解決する活動などが活発になることで、地域のきずなが深まり、地域の教育力の向上が図られる。	(事業アウトブット) 本事業の実施により、各地域で住民によるボランティア活動や、主体的に地域課題等を解決する活動など、様々な取組が実践されることが見込まれる。 (事業アウトカム) 事例集等を作成・配布することなどを通して各地域の取組の成果を普及し、全国で地域教育力活性化に向けた同様の取組が推進されることが期待される。	1,192 百万円
[7]	家庭教育支援指導者養成標準カリキュラム開発事業(新規)	地域における家庭教育や子育て支援のための中核的な人材として,子育てサポーターリーダーの社会的通用性の向上,学校や行政機関等との連携促進を図り,より活発に活動することが可能となるよう,必要な資質・能力を提示するとともに,標準的な研修カリキュラムやテキスト等を開発・提供する。	りを推進することは重要である。 (事業の背景等) これまで,各教育委員会や地域の子育て支援団体などを中心に地域の実情に応じた人材の養成を推進してきたが,地域により養成課程に差があることから,その資質に地域差があった。 そこで,これまでの各地域における実績を踏まえつつ,家庭教育支援につい、社会的通用性を備え,よりに知りを有する人材を養成し,学校や首長部局の保健・福祉担当との連携を促進するための標準的な研修カリキュラムやテキストを開発・提供する必要がある。	(施策目標) 施策目標1 - 3 家庭の教育力の向上 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 家庭教育支援について一定の資質を有し,社会的通用性のある人材が全国的に養成され,信頼性が増すことにより,活動が活発化し,より多くの親の悩み等の解消を図ることができる。	(事業のアウトプット) 本事業の実施により、全国的に活用することのできる参考カリキュラムが作成される。 (事業のアウトカム) 開発された標準カリキュラムが多くの行政機関及び子育て支援団体等で活用されることにより、全国で、一定の資質を有し、社会的通用性のある人材の養成が図られる。	31 百万円

[8]	地域における 家庭教育支援 基盤形成) ~すの親 へのきめ細か な支援手法の 開発~	すべての親へのきめ細かな家庭教育 支援の充実を図るため、地域における家庭教育支援基盤の形成をモデル 的に実施する。具体的には、地域に 設置された家庭教育支援を推進する 協議会等に委託し、次の取組を展開 する。 (支援基盤の形成)子育てサポー ターリーダーを中心に、小学校区程 度を活動範囲とする子育てサポータ ー、保健師、臨床心理士、民生委員	(事業の背景等) 近年の都市化や核家族化,少子化, 地域における地縁的なつながりの希 薄化などにより,家庭の教育力の低 下が指摘される中,文部科学省においては「家庭教育支援総合推進事業」 などの展開により,人材養成や学習 機会の提供を行ってきた。また,各 地域でも地方自治体や子育て団体等 が主体となってさまざまな家庭教 育・子育て支援のための取組を行い, それぞれで効果を上げてきたところ	(施策目標) 施策目標1-3 家庭の教育力の向上 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 地域における家庭教育支援の中核となる「家庭教育支援チーム」を設置することにより,域内において取組まれている学習機会の有機的な結合など,総合的な調整が可能となる。	(事業のアウトプット) 地域におけるきめ細かで総合的な家庭教育支援のモデル手法が開発される。 (事業のアウトカム) 本事業の成果を全国的に情報提供し、普及啓発を行うことにより、地域における家庭教育支援基盤の形成が促進され、きめ細かな家庭教育支援の充実が図られることにより、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱	2,214 百万円
		等から構成する「家庭教育支援チーム」を創設し,家庭教育に関する情報提供や相談対応,学習機会のコーディネート等を実施する (学習機会の提供)小学校入学時の説明会や就学時健診等,多くの親が集まる機会を活用し,家庭教育支援のための学習機会を提供する (人材養成)これまで養成してきた「子育てサポーター」について,	である。 こうした中,改正教育基本法第10条で家庭教育支援が規定されたことや,中央教育審議会,教育再生会議等の政府レベルの会議での提言において家庭教育支援の重要性が盛り込まれたことなど,社会全体での家庭教育支援の必要性がさらに高まっている。 このため,地域におけるこれまでの	また,家庭教育支援の基本となる学習内容を体系的に整理したガイドラインの作成やITを活用したアプローチ手法の開発も行われ,きめ細かな支援が可能となり,家庭教育力の向上につながる。	える親が減少する。	
		その資質の向上を図り、地域における家庭教育支援の中核人材とするため「子育てサポーターリーダー」を養成する (調査研究)地域の取組の更なる充実を図るため、国として家庭教育支援の基本となる学習内容を体系的に整理し、ガイドライン的なものの作成を図るとともに、地域SNSの利用を前提としたITを活用する手法の開発を図る	取組を活性化させ,すべての親への きめ細かな家庭教育支援の充実を図 っていく必要がある。			
[9]	学校教育情報化推進総合プラン(拡充)		学習指導要領の目的である「分かる 授業」を行い「確かな学力」の育成 を図るには、授業においてICTを効 果的に活用することは不可欠であ る。 また、平成18年1月の「IT新改革戦 略」でも、教員のICT活用指導力の	(施策目標) 施策目標1 - 5 ITに関する教育・学習の振興とIT を活用した教育・学校の振興 (上位目的のために必要な効果が得 られているか) これらの施策において、先導的なI	(事業アウトプット) ・ICT教育に関する先導的かつ効果的な研究調査を公募で選ばれた団体で実施する。 ・情報モラル教育に関する子ども達を中心としたフォーラムを開催する。 ・全国の公立学校における教育の情	1,097 百万円

		つ効果的な調査研究を拡充の上実施するほか、情報モラル教育の推進に資する事業等を実施する。 また、学校における教育の情報化に関し、効果的な支援体制の確立を図るための調査研究や新学習指導要領への対応を見据えた事業を新たに実施する。	一層の向上、優良な教育用コンテンツの整備及び情報モラル教育の一層の充実が求められている。こうしたことから、学校におけるICT活用活性化のための総合的なサポート体制のモデル事業の展開、新学習指等に割する調査研究、教員のICT活用指導力に資する事業を展開することは、情報教育の一層の推進を図る上で必要である。	C T 教育に関することや学校における教育の情報化のサポート体制が明確になること、新学習指導要領の実施上の課題等を明らかにすること、教員のICT指導力の向上を図るための有効な施策及び情報モラル教育の効果的な指導方法の普及を図ることで、各地における情報教育一層の推進が図られ、目指す効果が達成できると判断した。	報化の実態を把握する。 ・全国20箇所を指定し、学校CIO やICT支援員を配置する等し、情報教育のサポート体制を実現する。 (事業アウトカム) ・先導的かつ効果的な調査研究で得られた結果を広く普及させることで、更なる教育の情報化の推進が期待できる。 ・効果のな情報モラルに関する指導方法の全国への普及が期待できる。 ・効果を広の普及が期待できる。 ・効果を広の情報との推進が期待できる。 ・対象のなけるな情報を表現が明らかの実態を把握することで、情報化の進んでいない地域への促進や情報化の全国的な問題点や傾向が明らかの施策に反映することができる。 ・ICT支援員等外部人材の活用方法のモデルが策定され、学校における教育の情報化が更に推進される。	
[10]	義務教育費国庫負担金(拡充	義務教育費国庫負担制度においては、公立の小・中学校(中等教育学校の前期過程を含む)及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担している。 教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向自と規範意識の育成を目指す教職員配置(平成20年度から22年度の3年間で総数21,362人の定数改善のを実施し、平成20年度は初年度分として7,121人の定数改善を要求する。	(事業の背景等) 安倍総理は、内閣として取り組む最重要事項に教育再生を掲げており、育再生を掲げておう教育再生を掲げておう教育関連三法の成立が図られた。 特に、教育関連三法案の審議過程を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	(施策目標) 施策目標2 - 1 確かな学力の育成 (上位目標のために必要な効果が得られるか) 本事業は、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を図るものであり、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。	本事業を実施することにより、3年間で21,362人の定数改善が実施され、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成が図られる。	1,695,744 百万円
【11】	外部人材の活 用(新規)	小学校高学年における専科教員によ る教育の充実やいわゆる小1問題・	(事業の背景等) 安倍総理は、内閣として取り組む最	(施策目標) 施策目標2 - 1	本事業を実施することにより、3年間で15,000校に非常勤講師が	7,721 百万円

	教員の子さら時間拡充のための外事業	不登校等への対応のため、学校に非 常勤講師を配置し、効果的な活用方 法の実践的研究を行う(平成20年 度から22年度の3年間で実施。)。	重要事項に教育再生を掲げており、 教育基本法の改正やこれに伴う教育 関連三法の成立が図られた。 この教育関連三法案の審議附帯決議 では、「教員の多忙化を解消し子ぞ では、「教員の多忙化を解消し子ぞ の充実のため、小学校高学年での専 科教員の増(中略)に努める」とされている。 また、教育再生会議の第二次報告や 基本方針2007においても「小学校高学年での専科教員(中略)な 学力向上のため、教職員の加配措置 や重点的な予算措置を行う。」とされており、国としてこれらの喫緊の 課題に取り組む必要がある。	確かな学力の育成 (上位目標のために必要な効果が得られるか) 本事業は、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を図るものであり、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。	配置され、全国的に各地域における 小学校の専科教員による教育の充実 やいじめ・不登校等への対応が進み、教員の子どもと向き合う時間が拡充 するとともに、非常勤講師の効果的 な活用について実践的な研究が行われ、国の教職員配置の在り方の検討に資するものである。	
[12]	全国的な学力 調査の実施 (拡充)	義務教育における機会均等や全国的な教育水準の維持向上の観点から、すべての児童生徒の学力や学習状況を把握するための全国学力・調査結果を検証・活用し、課題が見られる学校の改善への支援を行うとともに、優れた改善策の普及を図るための取組を進める。 全国学力・学習状況調査の実施全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善推進事業	国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかをきめ細かく把握を育の機会がごうかをきめ細かく担握を育め、国におけるをはいるとともに、国におけるため、全国学習状況調査を引き続き実施する。また、調査結果の効果的な活用を促すため、結果等を検証・の取出のの見られる学校改善への見られる学校のことに優れた改善なの見いでは、地学校の実情に応じた優れた改善を全国に普及する必要がある。	(施策目標) 施策目標2 - 1 確かな学力の育成 (上位目標のために必要な効果が得られるか) 円滑かで実に全国学力・学習状況調査を実施し、義務教育の機域域において確保されているかと対し、教育を記述が表別で表別でが登録があると見込んでいる。 あわせては、教育を実施なのでいる。 あわせてともにより、でいる。 あわせてともにより、を実施すると見いんでいる。 あわせてともにより、でいる。 あわせてともにより、教育の資質が表別では、教育の資質が表別である。 したともにより、を表別では、教育の方に、対している。 したが要ながまた。 したが要な効果が得られると考える。	(事業のアウトブット) ・国の機会均等や教育を表表的では、会教育の機会均等である。 ・の機会均にする。 ・各教育の関係に、教育に、会の教育の関係の関係に、教育に、会の教育を図り、を表別との関係に、教育を図り、地域や学校の実情を表に、なの書を図学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校の実情である。 ・学校等においる を選挙のアウトカム) ・国ので、会教育を関係の、の表表を表表が、会教の表表により、地域や学校の表表により、地域や学校の表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	7,401 百万円
[13]	学力向上プロ	新しい学習指導要領の趣旨や理念を	資源の乏しい我が国が国際社会の中	(施策目標)	本事業を通じ、都道府県・政令指定	390 百万円

	グラム推進事業(新規)	踏まえた先行的実践研究や新しい内容に即した指導法に取り組むなど、新学習指導要領の円滑な実施を目指すための研究協力校を設ける。 また、こうした研究協力校における実践研究の成果や課題をもとに各都道府県教育委員会等において学力向上に取り組むためのプログラムを作成し、他の学校に推進・普及することにより、新学習指導要領の目指す学力の向上を図る。	で生き抜くには人材に期待するところが大きく、基礎学力と規範意識とは 表替を育成 を 表述 を 持った優れたな国家 とこれ を また の 学 と も た で と が 大 を で か と も た で な が 国 の の で が と も た で な が 国 の で が と も た で な が 国 が と が で な が 国 が と が な が 国 が と が な が は な が な が は で あ る れ な い が は で あ る れ な い が で あ る な い が で な で は で あ る な と か と が 、 な が い が で が 。 後 し で は が る な ど ず る で な ど ま も し た 課題 も め 、 と か と が に 対 が る な ど す す す る る と と に 達 の で は は 事 要 領 の に 定 が で で は か で ま で な で ま で が で は か で さ で は か で さ で は で す で な で は か で さ で は か で さ で で は か で さ で で は で す で な で で は で で で は で で で で で は か で で で で で で	施策目標2 - 1 確かな学力の育成 (上位目標のために必要な効果が得られるか) 新しい学習指導要領は、基礎的な知識・技能の定着と、思考力、判断力など育成を目指している。本事実践研究等を行うことにより、新学習指導要領の先行的実践研究等を行うことにより、新学習指導要領が円滑かつ効果的に実施され、その下での確かな学力の向上が図られることを目指しているものである。 したがって、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。	都市全64地域において、1地域あたり小学校10校、中学校5校程度のが会において、名がでは、研究協力をにおいて、の研究協力をにおいて、日本のでは、研究協力をにおいて、研究協力がにおいるが、の研究は、新した、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
[14]	小学校におけ る英語活動等 国際理解活動 推進プラン (拡充)	小学校における英語活動等国際理解活動の推進について、学習指導要領の見直しにおいて小学校段階における英語の充実が求められていることを踏まえ、教材の開発・配布、ALTや地域人材の効果的な活用を含む拠点校を中心とした取組への支援の拡充、指導者研修等を行う。	現在、総合的な学習の時間などを活用した小学校段階での英語活動は、 9割以上の公立学校で実施されているが、活動の内容や授業時数には相当のばらつきがある。また教科として英語教育を実施する学校が増加して、英語教育を実施する学校が増加して、のような状況の中で、国としては、平成19年度中の学習指導要領改訂を目指して審議が行われている中央教育審議会において、小学校段階における英語の充実が求における、本学校における、本学校における英語活動等国際理解活動の充実に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。	(施策目標) 施策目標2-1 確かな学力の育成 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 「小学校の英語教育に関する意識調査」では、教員から、小学校英語の実施上の課題として、「ALTやの実施上の課題として、「ALTやの実施上の課題間人など外外ので、「会して、がの時代を表して、が教員ののでで、教員研修の充実」が多く挙げられている。 本事業により、指導者、教材・教具などの条件整備の確保を求める意見が多く挙げられている。 本事業により、指導者、教材・教具などの条件整備の確保を図ることで、小学校で英語活動等国際理解活動を行う基盤ができるものと考えている。	現在、総合的な学習の時間などを活用した小学校段階での英語活動は、9割以上の公立学校で実施されているが、活動の内容や授業時数にしたいきがある。このようには既に各学校において取組が進められている小学校における英語活動である。 また、全国で1100校を拠点を記してもりである。 また、全国で1100校を拠点を記して、場である。 また、全国で1100校を拠点を記して、場である。 また、全国で1100校を拠点を記して、場である。 また、全国で1100校を拠点を記して、場である。 また、全国で1100校を拠点を記して、場合である。 また、全国で1100校を拠点を記していきにより、はの共産のである。 また、全国で1100校を拠点を記していきない。 はのモデル校となるもに、対点を記して地域の他の小学校にも普及する。 仮に地方自治体の一般財源で実施す	2,012 百万円

					ることとした場合、相当の地域間格	
					差が生じ、全国均一の水準の条件整	
					備の実施が困難になると予想され	
					る。	
[15]	帰国・外国人	教育委員会に相談員等を配置し、関	(事業の背景等)	(施策目標)	(事業アウトプット)	332 百万円
	児童生徒受入	係機関等と連携した就学支援や就学	達成目標2-1-3の目的を達成す		本事業の実施により、全国50地域	
	促進事業 (拡	前の外国人児童生徒への初期指導教	るためには、地域において、外国人	確かな学力の育成	において、帰国・外国人児童生徒の	
	充)	室(プレクラス)の実施、外国人児	の子どもに対する日本語指導、適応		受入体制の整備や不就学の外国人の	
		童生徒教育の拠点となるセンター校	指導などの教育支援が不可欠であ	(上位目的のために必要な効果が得	子どもに対する就学促進が図られ	
		の設置などの地域・学校での受入体	り、本事業により、そのような支援	られるか)	వ 。	
		制の整備を行う実践研究等を行う。	の体制の整備を図ることとしてい	本事業を実施することにより、学校		
			వ 。	における帰国・外国人児童生徒への	(事業アウトカム)	
				日本語指導等の支援体制の整備が図	本事業の実施により、全国的に外国	
				られるため、上位目的を達成するこ	人児童生徒の教育の充実が図られ、	
				とができる。	確かな学力の向上や信頼される学校	
					づくりにも資する。	
【16】	「専門家」によ	小・中・高等学校等に日本語指導の	(事業の背景等)	(施策目標)	(事業アウトプット)	1,960 百万円
	る学校支援体	際の補助や学校と保護者との連絡調	達成目標2-1-3の目的を達成す	施策目標2-1	本事業の実施により、外国人児童生	
	制の整備	整等を行う際に必要な外国語の分か	るためには、地域において、外国人	確かな学力の育成	徒を受け入れる各学校における外国	
	(外国人児童	る人材を配置し、学校における外国	の子どもに対する日本語指導、適応		人児童生徒の指導体制が充実する。	
	生徒支援)(新	人児童生徒の指導体制の充実を図	指導などの教育支援が不可欠であ	(上位目的のために必要な効果が得		
	規)	る。(平成20年度 1,600人	り、本事業により、そのような支援	られるか)	(事業アウトカム)	
		配置)	の体制の整備を図ることとしてい	本事業を実施することにより、学校における外国人児童生徒の指導体制	本事業の実施により、全国的に外国	
			వ .	の整備が図られるため、上位目的を	人児童生徒の教育の充実が図られ、 確かな学力の向上や信頼される学校	
				砂盤備が図られるため、工位自的を 達成することができる。	強かな子力の向上や信頼される子校	
[17]	幼児教育の改	 教育基本法に新たに規定された「幼	 平成18年12月に改正された教育	(施策目標)	(事業のアウトプット)	283 百万円
L 17 1	あた教育の以	り、現場を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	千成 0 年 2 月に以近された教育 基本法において「幼児期の教育」が	(旭宋日禄) 施策目標 2 - 1	(203 日月日
	研究(新規)	在、幼児教育を巡る様々な課題に対	はじめて規定され、幼児期の教育は、	確かな学力の育成	諸課題について、様々な観点から調	
	WITE (MINT)	して、幼稚園における教育課程上	生涯にわたる人格形成の基礎を培う	能がな子がの自成	査研究成果を得ることができる。	
		の諸課題に対応した実践的な調査研	重要なものであることにかんがみ、	(得ようとする効果及びその達成見	・調査研究成果を踏まえ、全国フォ	
		究と、幼稚園における幼児教育支	国及び地方公共団体は、幼児の健や	込み)	ーラムの開催及び事例集の作成配布	
		援方策に関する調査研究を教育委員	かな成長に資する良好な環境の整備	本事業により、幼児教育に係わる	することができる。	
		会や学校法人などの教育機関に委託	その他適当な方法によって、その振	様々な今日的な諸課題に対して、教	,	
		することにより、幼児教育の現場に	興に努めなければならない旨規定さ	育現場における実践を通じた調査研	(事業のアウトカム)	
		おける実践を通じて得られた研究成	れたところである。	究成果を得ることが可能となり、そ	・全国の幼稚園が各課題に取り組む	
		果を全国各地域に対して広く普及を		れらの成果を全国の幼児教育関係者	際に参考とすることができる。	
		図るとともに、国として必要な支援	このように、近年「幼児期の教育」	に普及することにより、我が国全体	・幼児教育支援方策検討会議からの	
		策を検討する。	の重要性が見直されている中、幼児	の幼児教育の質の向上を図ることが	意見・提言を踏まえ、必要な幼児教	
			期から「生きる力の基礎」の育成を	できると考える。	育支援策を検討することができる。	
			図るためには、質の高い幼児教育が			
			提供されることが不可欠である。			
			このため、この幼児教育の質の向上			

	ı				1	
			に向けて、幼稚園が抱える今日的な			
			諸課題について調査研究を行い、そ			
			の成果を全国各地域に普及を図ると			
			ともに、国として行うべき幼児教育			
			の支援策の検討に活用する必要があ			
			వ .			
【18】	幼稚園におけ	平成19年度中に作成する予定の	現在、幼稚園における学校評価の実	(施策目標)	(事業のアウトプット)	95 百万円
	る学校評価推	「幼稚園における学校評価ガイドラ	施率について、自己評価は公立幼稚	施策目標2-1	・公立幼稚園、私立幼稚園において、	
	進モデル事業	イン(案)」をモデル幼稚園に提示	園で85.9%(全公立学校:97.	確かな学力の育成	それぞれの園の教育方針等に応じた	
	(新規)	して、実際に公立、私立幼稚園にお	9%)、私立幼稚園で51.1%(全		学校評価を行うことができる。	
		いてガイドラインに沿った学校評価	私立学校52.4%)、また、外部	(得ようとする効果及びその達成見	・各幼稚園からの成果報告を受ける	
		を実施することにより、評価内容、	評価は公立幼稚園で31.9%(全	込み)	ことにより、ガイドライン(案)の問	
		方法の改善・充実を図る。	公立学校:51.5%)、私立幼稚	本事業により、策定された「幼稚園	題点を洗い出すことができる。	
			園で11.9%(全私立学校:13.			
			2%)と、いずれの項目においても	実際の運用成果を記した事例集と併	(事業のアウトカム)	
			幼稚園での実施率は、全学校の割合	せて各地域に配布することで、今ま	・全国の幼稚園において、国が示し	
			と比較して低くなっている。	で学校評価を実施していなかった/	たガイドライン(案)に沿った学校評	
				不十分な取組みしかできていなかっ	価の先行事例を得ることができる。	
			一方、平成19年6月に改正された	た幼稚園に対して、モデル的な学校	・成果報告及び学校評価推進会議か	
			学校教育法第42条に基づき、幼稚	評価の進め方を提示することで、従	らの意見・提言を踏まえ、ガイドラ	
			園においても、文部科学大臣の定め	来、他の学校種と比較して低かった	イン(案)の見直しをすることができ	
			るところにより当該幼稚園の教育活	幼稚園における学校評価の実施率を	る 。	
			動その他の学校運営の状況について	高めることができると考える。		
			評価を行い、その結果に基づき学校			
			運営の改善を図るため必要な措置を			
			講ずることにより、その教育水準の			
			向上に努めなければならない旨規定			
			されるなど、学校評価の重要性が法			
			令上明らかにされたところでもあ			
			る。			
			また、幼児教育の重要性にかんがみ、			
			幼児期から「生きる力」の育成を図			
			るためには、質の高い幼児教育が提			
			供されることが不可欠であり、「教			
			育内容等の質」を高めるとともに、			
			その質の「評価」を充実することに			
			より、教育内容等の継続的な点検・			
			改善を行う必要がある。			
【19】	発達障害等支	平成19年度まで実施してきた「特別	教育支援体制整備状況調査(調査基	(施策目標)	【アウトプット】	1,386 百万円
	援・特別支援	支援教育体制推進事業」は、教育支	準日:平成18年9月1日)では、公	施策目標2 - 1	本事業の実施により、47都道府県で、	,,осо ш/313
	教育総合推進	援体制整備状況調査により一定の成	立小・中学校における校内委員会の	確かな学力の育成	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
	事業(新規)	果を上げたことが裏付けられてい	設置率や特別支援教育コーディネー		等を対象とした教員等研修、推進地	
	3-3- (MIM)	る。	ターの指名率が90%を超えており、	(得ようとする効果及びその達成見	域を中心とした外部専門家による学	
		♥0	ノ のは日十つ のから危んでのかく	(いろうこ)を加木及びての産機元	る。これのこのに、一部中口がになる十	

			小・中学校における教育支援体制整	込み)	校への巡回相談等が実施される。	
		 ただし、幼稚園や高等学校における	「「「中子校にのける教育又接体制金」 備に関し、成果が上がっている。	込み 平成 19 年度まで実施してきた「特別	枚への巡回怕談寺が美心される。	
		教育支援体制整備は始まったばかり	補に関し、成未が上がっている。	支援教育体制推進事業」については、	【アウトカム】	
		教育又接体制整備は始まりにはかり であり、遅れも見られる。	 一方で、公立幼稚園や高等学校にお	教育支援体制整備状況調査により、	【アウトガム】 全国の学校における特別支援教育の	
		このり、遅れて兄られる。 	いて、校内委員会の設置率や特別支	公立小・中学校における特別支援教	全国の子校にのける特別又接教員の 総合的な体制整備が推進される。	
		 こうしたことから、「特別支援教育	おも、秋内安貞云の設直率で行が文 援教育コーディネーターの指名率が	育の体制整備に関して所要の効果が	総口的な体制整備が推進される。	
		体制推進事業」で得られた成果を踏	20~30%前後と低いことが明らかに	得られた一方で、幼稚園や高等学校		
		おれている。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		はおける体制整備に遅れがあること		
		また、本事業を光展的に見直し、光 達障害のある幼児児童生徒への支援	なった。			
		连障害ののる効元児重主徒への支援 を強力に進める等、特別支援教育の	 また、幼・小・中・高の学校段階を	が明らかになった。 		
		を強力に進める等、特別支援教育の さらなる体制整備を総合的に推進す	おた、幼・小・中・同の子校段階を 問わず、個別の教育支援計画の作成	双式 20 矢鹿から宝族オス大東業で		
				平成 20 年度から実施する本事業で		
		ి కి.	や専門家チームの活用に関しては、 達成割合が低く、支援の質の向上が	は、各種学校等における支援体制整		
		・		備の一層の推進を図りつつ、特に幼		
		発達障害を含め障害のある幼児児童	望まれる。	稚園や高等学校における体制整備の		
		生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回等を拡充する。ま	 さらに、教育支援体制整備のために	推進のために必要な措置を実施する ことにより、所期の効果が得られる		
				と期待される。		
		た、新たにグランドモデル推進地域 を指定することにより、文部科学省		C別付される。		
			り、特別支援教育に関する教員研修	たれ 大声光の効用については 教		
		と厚生労働省の複数の事業を連携・	の実施・受講率向上を一層目指す必	なお、本事業の効果については、教育支援体制整備状況調査により毎年		
		協力して同時に実施し、障害のある	要がある。			
		幼児児童生徒に対し様々なレベルに		度確認していく。		
		おいて一貫した支援を図る。	他に、教育再生会議第二次報告や経			
			済財政改革の基本方針 2007~「美し			
		さらに、体制整備が遅れている幼稚				
		園・高等学校を含む学校の支援体制	「骨太の方針」)等でも、上記の事			
		を強化することができるよう、特別	情を踏まえ、具体的な対応策の必要			
		支援学校による助言援助等のための	性が言及されている。(報告等にお			
		教員派遣費用を計上する等、所要の	ける言及は、備考参照。)			
		措置を講じる。				
			なお、発達障害者支援法が平成 17 年			
		こうした取組を通じて、特別支援教	4月1日から施行されている。その中			
		育に関する体制整備を総合的に推進	で、国の責務として、発達障害のあ			
		する。	る者への早期からの支援や、関係機			
			関の連携による支援の充実等に関			
			し、必要な措置を講じるものとされ			
			ている。			
			これらの必要性に応えるために、関			
			連諸施策の中でも基幹事業として位			
			置付けられる本事業を実施すること			
			が必要である。			
[20]	発達障害教育	国として発達障害に関する教育面の	平成 19 年度から「特別支援教育」が	(施策目標)	【アウトプット】	105 百万円
	情報センター	情報を一括して提供できるようにす	法令上に位置付けられて本格的に実	施策目標 2 1	発達障害に関する情報の収集やその	
	事業(新規)	るとともに、発達障害に関する調査	施されている。その中で、各学校に	確かな学力の育成	インターネットを通じた提供、及び	

		研究には、「発達では、「発達では、「発達では、「発達では、「発達では、「発達では、「発達では、「関連では、「関連では、「のののでは、「のののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	おいて発達管害のある幼児児童生徒の支援や指導等に取組んでいるとこまであるが得られる発達障害に関すを関する情報は十分とは言えず、特に学行うめられては有難をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(得ようとする効果及びその達成見込み) 発達障害に関する情報の取得等を容易にすることで、障害のある幼児児童生徒について、学校においてきめ細やかな支援や指導等を一層行いやすくする。 例えば、教員研修の参加率向上について、教育支援体制整備状況調査により、その向上率を確認することができ、教員研修の機会を拡大することで特別支援教育の充実を図ることができる。	調査研究体制を充実させることで、教育関係者及び国民により多くニーズの高い情報等を提供する。 発達障害に関する教員研修コンテン育に関する教員研修の受講率が、特別支援教育に関する教員のでは、特別支援をはでもので、対しての、ののでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	
[21]	PT、OT、 ST等の外活 専門おり 事業での実践 事業である 事業である。 事業である。 事業である。 事業である。 事業である。 第一の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な教育を行うため、PT(理学療法士),OT(作業療法士),ST(言語聴覚士)等の外部専門家を活用し、医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善について、全国10都道府県に委託して実践研究を行うものである。	(本事業の必要性) 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%(肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.4%)の児童生徒が重複障害学級に在籍しており、さらに、三つ以上の障害を併せ有する者や、障害の状態が極めて重度の者も在籍しているなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。 これらの児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うためには、医学や心理学の視点からの専門的な知識・技術が必要であり、教員だけでなく、PT,OT,ST等の外部の専門家の活用を図ること	(得ようとする効果及びその達成見込み) PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善を図ることにより、障害の重度・重複化、多様化等に対応した指導を推進する。 事業を実施する10都道府県において、外部専門家を活用した指導方法等の改善についての研究を行い、その成果を全国に普及することで、特	【アウトブット】 ・全国10都道府県において、それぞれ特別支援学校を3校程度指定し、外部の専門家を派遣して医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善を行うことにより、障害の重度・重複化、多様化に対応した指導の充実が期待できる。 【アウトカム】 ・本事業の成果を全国に普及させることで、各都道府県においてより効率的な取組を行うことが期待できる。	75 百万円

い手育成プロ ジェクト(拡 技術の継承や若手の専門的職業人の 育成が急務となっていることから、 関係省庁と共同で、専門高校と地域 産業界が連携(協働)し地域産業の 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等につ いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 ものづくりを支える専門的職業人育 成 いわゆる「2007年問題」、若手の 職業意識の希薄化、若者のものづく り離れ等が社会問題化する中で、技			平成17年12月の中央教育審議会答申において、今後検討する必要のある課題として、学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力を取り上げ、「総合的な支援体制整備に当たっては、(略)学校内の人材はもとより、医師、看護師、理学原外部の専門家の総合的な活用を図ること」が必要であると提言されており、をに、教育再生会議の第二次報告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」においても、外部専門家を活用した指導の充実が指摘	ある「きめ細かな指導等を行う特別 支援教育を推進する」という成果に		
【22】 地域産業の担 い手育成プロ ジェクト(拡 充) 「2007年問題」若手の職業意識 の希薄化等が社会問題化する中で、 技術の継承や若手の専門的職業人の 育成が急務となっていることから、 関係省庁と共同で、専門高校と地域 産業界が連携(協働)し地域産業の 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等につ いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 (事業の背景) ものづくりを支える専門的職業人育 が、計かしな「2007年問題」、若手の 職業意識の希薄化、若者のものづく り離れ等が社会問題化する中で、技 術の継承や若手のものづくりの育成 が急務となっており、平成19年度 より、経済産業省と共同で、専門高 校と地域産業界が連携(協働)して、専門高 を大地域産業界が連携(協働)して、専門高校と地域産業界の連携体制が構築される。 (事業アウトブット) ・本事業の実施により、地域産業界 ・地域において、専門高校と地域産業界の連携体制が構築される。 1,12 (本事業を実施することにより、産業 が急務となっており、平成19年度 より、経済産業省と共同で、専門高 校と地域産業界が連携(協働)して、専門高校と地域産業界の連携体制に (事業アウトカム) ・開発された人材育成プログラムや 専門高校と地域産業界の連携体制に			このため、国として、外部の専門家 を活用した指導方法等の改善につい 実践研究を行い、その成果を全国に			
い手育成プロ ジェクト(拡 技術の継承や若手の専門的職業人の 育成が急務となっていることから、 関係省庁と共同で、専門高校と地域 職業意識の希薄化、若者のものづく り離れ等が社会問題化する中で、技 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等につ いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 をのづくりを支える専門的職業人育 施策目標 2 1 確かな学力の育成 他で必要な効果が得 は しかは対応 では は では で	【22】 地域産業の担	「2007年問題・ 芝毛の職業音識		(旅策日輝)	(事業アウトプット)	1,122 百万円
 充) 育成が急務となっていることから、 関係省庁と共同で、専門高校と地域 産業界が連携(協働)し地域産業の 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等につ いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 校と地域産業界が連携(協働)して など地域産業界の連携体制に 一、			_		I	1,144 日八口
関係省庁と共同で、専門高校と地域 産業界が連携(協働)し地域産業の 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等につ いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 職業意識の希薄化、若者のものづく り離れ等が社会問題化する中で、技 術の継承や若手のものづくりの育成 が急務となっており、平成19年度 より、経済産業省と共同で、専門高 校と地域産業界が連携(協働)して 「上位目的のために必要な効果が得 られるか) 本事業を実施することにより、産業 界ニーズを踏まえた人材育成プログラムを通して、実践的な職業に関す る知識や技術・技能の育成及び勤労 専門高校と地域産業界の連携体制に						
産業界が連携(協働)し地域産業の 担い手を育成するための取組を実施 する。具体的には、連携方策等についた過程を持ているのでで、すり、平成19年度 いて地域ぐるみで検討する人材育成 連携推進委員会(仮称)を設けた上 校と地域産業界が連携(協働)して を加速を表するので、技 校と地域産業界が連携(協働)して を加速を表示したが表示して、実践的な職業に関する知識や技術・技能の育成及び勤労を表示した。	充)				- · · · ·	
担い手を育成するための取組を実施						
する。具体的には、連携方策等につが急務となっており、平成19年度いて、専門高いで地域であみで検討する人材育成は、一次と地域産業界が連携(協働)しては、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				1	未介の住跡体的が相来で16g。 	
いて地域ぐるみで検討する人材育成 より、経済産業省と共同で、専門高 ラムを通して、実践的な職業に関す ・開発された人材育成プログラムや 連携推進委員会(仮称)を設けた上 校と地域産業界が連携(協働)して る知識や技術・技能の育成及び勤労 専門高校と地域産業界の連携体制に					(事業アウトカム)	
│ ┃						
		で、生徒の企業実習や企業技術者に	若手ものづくり人材を育成するため	観・職業観の育成が一層図られるよ	関する情報を他の地域等に提供する	
よる学校での実践的指導、教員の高 の取組を開始したところであり、今 うになり、上位目的の達成に資する ことにより、全国で、それぞれの地 またばいる まままない ロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
度技術習得、専門高校と企業の共同 後も引き続き推進することが不可 と判断。				(一) という		
一日			_^°		-	
************************************			 加えて、建設関連については、教育			
現場においては、実践的な建設技						
平成20年度より、ものづくり人材 術・技能(測量技術、製図、設計方 ・地域産業界への就職や卒業後の生		一 東ボスのケ帝 トローナのづくローサー			- · ·	
育成のための専門高校・地域産業連 法を含む)の習得が求められている		平成20年度より、ものフくり入材	=			
携事業(19年度予算:358百万円)と とともに就業者の高齢化(50歳以 ・我が国の国際競争力の強化及び地		育成のための専門高校・地域産業連	とともに就業者の高齢化(50歳以		・我が国の国際競争力の強化及び地	

して、経済産業省に加え国土交通省	上が42.6%)や若年就業者の減	域経済活性化が期待される。
と共同して実施する。	少(20歳以下が0.9%)という	
	状況下で、技術の継承や次代を担う	
また、農林水産省や水産庁と共同し	人材の育成が急務となっており、地	
て、農業、水産業など食・くらしを	域産業界と連携した実践教育の充実	
支える人材育成に新たに取り組む。	が不可欠である。	
文だるバわられたになり点も。	77 12 77 600 00	
	 食・くらしを支える専門的職業人育	
	成農業については、教育現場におい	
	ても農業の先進的な技術や経営管理	
	手法の一層の高度化が求められてお	
	り地域と連携した実践的教育が強く	
	求められている。	
	一方、農業界においては、農業就業	
	者の高齢化が進行しており(65歳以	
	上が約60%) 今後、高年齢の従事者	
	の引退が進行するとともに、他産業	
	以上に少子化にともなう就農者の減	
	少が懸念されるため、多様な就農形	
	態を期待できる若い農業の担い手育	
	成は緊急を要する。	
	1	
	さらに、世界の食料需給が、中長期	
	的にはひっ迫する可能性が指摘され	
	る中、我が国の食料自給率の向上と	
	食料の安定供給が国家的課題となっ	
	ており、これらを実現するためには、	
	就農を含めた農業関連分野の担い手	
	の育成が極めて重要である。農業高	
	校は極めて重要な農業関連分野の担	
	い手として期待されているものの、	
	学校で学んだことを生かした就職が	
	低調であることから、地域産業界と	
	連携した実践教育の充実は不可欠で	
	ある。	
	<i>w</i> 5.	
	 水産業についても、教育現場におい	
	ても水産技術の一層の高度化、経営	
	的な視点が求められており地域と連	
	携した実践的教育が強く求められて	
	いる。一方、水産業界においては、	
	漁業就業者は10年間で約3割減少	
	しているとともに、3割以上が65	

[23]	ものづくり教 育支援員配置 事業(新規)	団塊の世代が大量に退職する状況を 踏まえ、退職した熟練技術者等を学 校のニーズに応じて中学校や高等学 校等に支援員として派遣する事業を 実施することにより、実践の2004	歳と高齢化が進展しており、今後との漁業従業者及び漁業経営体数は減少する見通しとなっており、国民に対する水産物の安定供給を担う効確に対する水産物の安定供給を担う効確に対するなど、専門的技術・専門的技術・可のである。水産高校は極めて重要な水産関連分野の担い手である。水産産業のである。水産産業が低調であることを生かした就職が低調であることを生かした就職が低調であることを生かした就職が低調であることを生かした就職が低調であることを生から、地域産業界と連携した実が不可欠である。 (事業の背景) 若のものが急勢となっているため、登台	(施策目標) 施策目標2 1 確かな学力の育成 (上位目的のために必要な効果が得	(事業アウトプット) ・ものづくりに関する授業における 熟練技術者等外部人材の活用が進 み、実践的な授業が展開される。 ・ものづくりに興味・関心があると	234 百万円
		づくり教育の一層の充実を図り、生徒にものづくりへの興味・関心を向上させるとともに知識や技術・技能の習得を推進し、ひいては「ものづくり立国」を支える若手のものづくり人材育成を図る。	った取組が重要である。 一方、団塊の世代が大量退職時期を迎えるいわゆる「2007年問題」が指摘される中、熟練技術者等の活躍の場を拡大することも重要である。 このため、退職した者も含め、熟練技術者等を学校のニーズに応じて中学校や高等学校等に支援員として派遣する事業を実施することにより、ものづくり教育の一層の充実を図	ちれるか)本事業を実施することにより、ものづくりに関する授業における熟練技術者等外部人材の活用が進み、実践的な授業が展開されるとともに、生徒のものづくりへの興味・関心の向上や知識や技術・技能の習得が一層図られるようになり、上位目的の達成に資すると判断。	ともに、知識や技術・技能を習得する生徒が増える。 (事業アウトカム) ・若手のものづくり人材育成が図られる。	
[24]	「未来を拓く 心」を育てる 支援活動の充 実 (心のノー ト)(拡充)	本事業では、教育基本法及び学校教育法の改正、「経済財政改革の基本方針2007」等を踏まえ、道徳教育の抜本的充実を行うため、すべての子どもたちに高い規範意識を身につけさせることを目指し、学習指導要領の改訂に伴い「心のノート」の全面改訂等を行う。	る。 (事業の背景等) 中央教育審議会において、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱っているとの指摘がなされている。	(施策目標) 施策目標 2 - 2 豊かな心の育成 (上位目的のために必要な効果が得 られるか) 中央教育審議会等では、道徳教育に	本事業は、道徳教育の一層の改善・ 充実を図る観点から、平成14年度よ り作成・配布している「心のノート」 の全面改訂等を行うものである。 「心のノート」については、文部科 学省で平成15年度に実施した「道 徳教育推進状況調査」においては、 小中学校ともに9割以上(小学校:	401 百万円

				ついて、 指導が形式化して、実効	97.1%、中学校:90.4%)	
			このため、生命を尊ぶとともに、い	が上がっていないこと 学年が上が	の学校で「道徳の時間」の指導にお	
			じめを許さないといった規範意識等	るにつれ児童生徒の受け止めが良く	いて、教材として使用されるなど、	
			の確立の根底となる道徳教育の抜本	なくなること等の課題から、重点	過去の実績からも高い活用状況が見	
			的な見直し・充実が求められている。	や体系を明確にした道徳教育の内容	込まれ、施策としての効率性は確保	
			176元日の 元夫が小のうれている。	の改善や発達に即した適切な指導	されると判断する。	
			このような状況を踏まえつつ、現在、	が行われるよう改善を図ることが求	C100 C710/19 0.	
			本年度中の学習指導要領の改訂に向	められている。		
			け、道徳教育の内容・形式両面にわ	0511013		
			たる見直しを中央教育審議会におい	本事業では、児童生徒が身に付ける		
			て検討している。	道徳の内容をわかりやすく表した		
			と探引している。	「心のノート」に一層の工夫改善を		
			大東光は、ひば後の光羽北道亜径の			
			本事業は、改訂後の学習指導要領の	加えることとしており、本教材の活		
			趣旨やねらいを実現する観点から、	用を通じて、上記課題を克服し、児		
			道徳教育の充実に資する教材開発等	童生徒に対し、他人を思いやる心、		
			を行うことを目的とするものであ	生命や人権を尊重する心、自然や美		
			り、「経済財政改革の基本方針20	しいものに感動する心、正義観や公		
			07」に示された「多様な教科書・	正さを重んじる心などの豊かな心の		
			教材を作成する」を具体化する施策	育成の実現に資するものと判断す		
			の一つである。	る。		
【25】	豊かな体験活			(施策目標)	(事業のアウトプット)	3,549 百万円
	動推進事業	育むためには、成長段階に応じて、	いった社会の変化に伴い、子どもに	施策目標2-2	本事業の実施により、モデル的な体	
	(拡充)	ボランティア活動などの社会奉仕体	ついて社会性の不足、生命の尊重や	豊かな心の育成	験活動が実施され、調査研究の成果	
		験活動や自然体験活動を行うことが	基本的な倫理観が不十分であるとい		に関するブロック交流会の開催や事	
		極めて有意義である。	った指摘があり、各学校においては	(上位目的のために必要な効果が得	例集の作成を行う。	
			豊かな人間性や社会性を養うのに効	られるか)		
		本事業においては、事業を開始した	果的とされる体験活動に取り組んで	本事業の実施により、平成18年度	(事業のアウトカム)	
		平成14年度から指定校数を拡充す	いるところである。	には、小・中・高等学校全学校種に	ブロック交流会の開催や事例集の作	
		るとともに、指定校において、他の		おいて年間7日間以上の体験活動の	成により、事業の成果が全国に普及	
		学校のモデルとなる様々な体験活動	また、さらに子どもの意欲や協調性	実施が達成されており、子どもの意	し、学校教育においてより効果的に	
		を実施し、ブロック交流会等を通じ	の欠如が指摘されており、生活や学	欲や積極性が養われ、豊かな人間性	体験活動が実施される。	
		てその成果を全国に普及してきたと	習における意欲や、知識やノウハウ	や社会性がはぐぐまれることが期待		
		ころである。	を実践に結びつける力などの「人間	され、本事業の得ようとする効果は		
			力」、「社会人基礎力」等社会人と	達成できると判断した。		
		19年度においては「体験活動推進	しての基礎的な能力の養成・強化を			
		地域・推進校」、「地域間交流推進	図るためにも体験活動を推進する必			
		校」、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」	要がある。			
		に取り組んでいるところであるが、				
1		20年度においては、「仲間と学ぶ	学校教育において体験活動に取り組			
1		宿泊体験教室」を引き続き実施する	むことにより、規範意識や社会性等			
1		とともに、各指定校において、命の	を養う機会を確保するとともに、平			
		大切さを学ばせる体験活動や高校生	時とは異なる児童生徒の様子を見取			
		の社会奉仕活動、農林水産省と連携	ることで児童生徒の新たな一面を発			
		した農山漁村における宿泊体験活動	見し、平時の学級経営のいっそうの			
	1					

		を実施する。	向上につなげる等のことが可能であ			
			వ 。			
			これらは、通常の学校生活とは違う 集団において様々な体験活動に取り 組む社会教育での体験活動とは異な り、児童生徒の「豊かな心」を組織 的・系統的に育む学校教育をより充 実させるものである。			
			体験活動の推進に関しては、「社会総がかりで教育再生・第2次報告」において、「全ての子供が自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を経験、そのための指導者の活動支援」との記載があり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」にも同様の記載がある。また、都市と農山漁村の共生・対流副大臣プロジェクトチーム			
			においても、府省連携の今後の対応			
			方針として、児童生徒が農山漁村に			
			宿泊して行う体験活動を一層推進す			
roe I	目指せスペシ	性のもて四切を行う声明宣抗を士控	ることとされている。 平成 18 年 1 月の若者自立・挑戦戦略	(施策目標)	(事業アウトプット)	202 주도미
【26】	ロロセスペントサンド	特色ある取組を行う専門高校を支援し、将来の専門的職業人の育成と専	一一		(東東 アソトノット) 本事業の実施により、専門的職業人	293 百万円
	(拡充)	門高校の活性化を図る。	立・挑戦のためのアクションプラン」	豊かな心の育成	育成のための高大連携プログラムの	
	(3.2.7 2)	1 3 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	において地域社会と連携した特色あ		策定と全国で専門高校を中心とした	
		特に、ニート・フリーター問題など	る取組を行う専門高校等への支援を	(上位目的のために必要な効果が得	産業教育拠点作りが見込まれる。	
		の若年者の雇用問題や専門高校から	行い、将来の専門的職業人の育成を	られているか)		
		大学等への進学者(進学希望者)の	目指す本事業の推進が記載されてい	社会が大きく変化する中、専門高校		
		増加、少子化による高校の統廃合な ど、専門高校を取り巻く社会状況が	ることをはじめ、教育再生会議の第	は、地域社会の求める専門的職業人	策定された高大連携プログラムの周 知により、全国で高大連携が進み、	
		こ、等 同校を取り合く社会が流か 大きく変化してきており、このよう	2次提言においては専門高校が地域 社会と連携して行う特色ある職業教	の育成をどのように進めればいいの か、今後の専門教育・職業教育の在	和により、主国で同人連携が進み、 高校から大学の7年間での効率的な	
		な社会における専門高校の新たな役	育の取組の積極的支援が、キャリア	り方について模索している。	人材育成が期待される。	
		割・在り方を研究する。平成20年		7,310 0 0 0 0 0 0	7 (F)	
		度においては、以下のようなテーマ	育等推進プラン」においては専門高	このような状況において、各専門高	また、産業教育の拠点作りが全国で	
		に重点化し、目的指向型の事業とす	校における実践的な職業教育及び近	校が、本事業を活用し、各地域の実	行われることにより、ニート・フリ	
		వ .	隣の小中学校や高等学校普通科との	情にあった教育を展開していくこと	ーター問題といった若年者の雇用問	
		/ 首体ニーラタン	連携による専門高校の資源の活用な	により、地域のニーズにあった専門	題の解決につながると期待される。	
		(募集テーマ例) 学びの連続性を考慮した高大連携	どが求められている。 	的職業人を効率的に育成することが できる。		
		すいの建続性を考慮した向入連携 による職業教育プログラムの開発	 現代の社会では、若者の高い失業率	(CO)		
	1	I TO THE PROPERTY OF THE PROPE	TO TA CION HE POPULO TO THE	1	<u> </u>	

		複数の学科を連携させた産業教育	やニート・フリーター問題などの若	また、職業教育に関する教育指導面		
		拠点への支援	年者の雇用問題及び団塊の世代の一	で高いポテンシャルを有する専門高		
		専門高校と総合学科や普通科等の	斉退職により人材が不足するという	校が小・中・高等学校におけるキャ		
		連携の支援	2007年問題等が解決すべき喫緊	リア教育の拠点となることで、各地		
			の課題と考えられている。	域のキャリア教育を今まで以上に推		
				進することができる。		
			このような社会においては、各学校	2,000,000		
			段階におけるキャリア教育により確	義務教育段階の早い時期から職業		
			かな職業観・勤労観を身につけた上	観・勤労観を醸成することは、現代		
			で、自らの進路に応じ、社会のニー	社会の大きな問題である若年労働者		
			ズにあった職業教育を受けることが	の雇用問題の解決にもつながると期		
			これまで以上に重要となってきた。	待される。		
			これはて以上に重要となってもた。	13 2 1 6 2 0		
			 このようなキャリア教育・職業教育	 このように、本事業の実施により、		
			を行うにあたり、専門高校は、これ	専門的職業人として必要な知識・技		
			まで以上に自校生徒に対しての職業	能の育成とともに、社会全体の職業		
			教育を充実するとともに、近隣地域	観・勤労観の醸成が図られ、目指す		
			の各学校におけるキャリア教育の拠	対果が達成できると判断した。		
			広告子校にのけるイヤック教育の拠 点として活躍することが求められて	対未が達成できると判断した。		
			いる。			
			また、大学全入学時代を迎えようと			
			している現代社会において、専門高			
			校から大学へ進学する者も増加して			
			きている。専門高校において各分野			
			の専門的知識・技能を身につけた生			
			徒により高い知識・技能を身につけ			
			させることが、より高度な専門的職			
			業人の育成のために必要であり、専			
			門高校が大学等との協働によるカリ			
			キュラムの開発、支援体制を含めた			
			教育プログラムの開発を促進するこ			
			とが必要と考えられる。			
[27]	いじめ対策緊	(1)学校問題解決支援事業	昨年よりいじめ問題が社会問題化	(施策目標)	(事業のアウトプット)	605 百万円
K = - 1	急支援総合事	学校だけでは解決困難ないじめ等の	し、いじめは決して許されないこと	施策目標 2 - 3	本事業の実施により、いじめ等の生	000 [[7]]
	業(新規)	問題行動等に対応するため、外部の	であり、またどの子どもにもどの学	児童生徒の問題行動等への適切な	徒指導上の諸問題に対応するため	
	* (******)	専門家等からなるチームの設置・派	校でも起こり得る問題であることを	対応	の、専門家等を活用した、学校内の	
		違の在り方についてモデル地域を選	校 くも起こり付る问题 とめることを 学校教育に携わるすべての者が認識	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	組織体制が整備される。	
		定し、調査研究を委託、成果の普及	するとともに、いじめの兆候をいち	(上位目的のために必要な効果が得		
		たび、調査研究を委託、成業の首及 を図る。児童生徒の問題行動等への	早く把握し、迅速に対応する必要が	(土世日的のために必要な効果が特	┃ ┃また、適切な人間関係の構築方法や	
		を図る。児童主徒の同題行動寺への 対応に際し、学校が、組織として生		546をかり 本事業において、外部の専門家等の	子どもたちの主体的な活動など、い	
			ある。			
		徒指導を実施できるよう、専門家の	また 8885/二番かがよし、たいが 1-1+ .>/	チームを活用した、いじめ等問題行	じめ等問題行動の未然防止に資する	
		協力を得つつ、学校のチーム力の向	また、問題行動が生じた際には、必要に応じて外部の専門家等物力を得	動に対応する学校内の体制整備を調	取組が実施される。	
ı		上を図る。	要に応じて外部の専門家等協力を得	査研究することにより、学校におい		

		(2)いじめ未然防止に向けた社会性育成事業特に小学生期における適切な人間関係の構築方法(構成的GE、ピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング等)等に係る教育実践についてモデル地域において調査研究し、いじめ等問題行動の未然防止や中1プロブレム対応に資する。 (3)子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業中・高校生によるいじめをなくすための組織づくりやその活動を支援し、いじめ撲滅に向けた主体性ある取組を促進する。	て、学校全体で組織的に対応することが重要である。 この点に関しては、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」においても、学校が抱える課題への機動的な対処ということで、学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設等の必要性が指摘されている。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」にも同様の趣旨が記載されている。 なお、教育委員会の生徒指導担当主事を対象としたアンケートにおいても、このような取組への関心は非常に高い。	構築方法や問題行動に対する子どもたちの主体的取組について調査研究することにより、問題行動の未然防止にも資する。 れらの調査研究成果を全国に普及することにより、上位目的の達成に資する。	(事業のアウトカム) 本事業におけるモデル地域での取組を全国フォーラムやブロック協議会の開催や普及啓発資料の作成により全国に普及することにより、全国でいじめ等の問題行動解決に向けた取組の充実が図られる。	
[28]	スクールカウンセラー活用事業費補助金(拡充)	児童生徒の不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、た、昨今、少年の凶悪犯罪が続いて発生し、大きな社会問題になっている。 最近の問題行動等の特徴として、満を抱え込みに問題行動等を起こしたと思われる事例が多く見られる。 こうした平期発見、のよりによどが大切であり、「心の専門を活明をしたといる。とが大切であり、「シンセラーを活所である際の諸問題についての調査研究事業を行う。 また、平成19年7月の教育相談等に関する。また、平成19年7月の教育相談等に関する。また、平成19年7月の教育相談等に対しての調査研究を踏まえ、小学校へのスクールカウンセラーの配置、都道府県等へのス	児童生徒の問題行動等の状況は、平成17年度において、不登校児童生徒数は約12万2千人、暴力行為の発生件数は約3万4千件、いじめの発生件数は約2万件に上るなど、憂慮すべき状況にある。 こうした、児童生徒の問題行動等に対応するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であり、従来の「指導的」側面のアプローチだけでは不十分あることから、外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図ることが、国として喫緊の課題となっている。	これまでの調査研究を通じて、児童 生徒の問題行動等の状況に依然から、の 生徒の問題であるというのではない。の 生徒の悩みであるとしたとのですを を選集をであるとしている。 文部科学的では、 でのすったとしては、 でのすったがですったがでする。 文部科学のではででは、 でのすったとしてはが多めでである。 文部科学のではでいる。 文部科学のではでいる。 文部科学のではでいる。 スクールでの生徒がるのででいる。 スクールでの生徒が多のできないである。 スクールでのとしてはいる。 スクールではが多いできるとという。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	文部科学省では、平成7年度から、 臨床心理士などの児童生徒の臨職・ 理に関して、高度に専門的な知識・ 経験等を有する者をスクールカウンである。 平成18年度においては、公学やフールカウンである。 平成7,692校の76%)はでいるところである。 平成7,692校のアールカウンである。 また、115を10の配置が進んでいるところである。 また、いじめ相談に関して、2783 109年2日のである。 また、いじめ相談に関して、2783 109年2日のである。 また、115を10の配置が進んでいるところである。 また、115を10の配置が進んでいるところである。 また、115を10の配置が進んでいるとのである。 また、115を10のの配置が進んでいるとのである。 また、115を10のの配置が進んでいるとのである。 また、115を10のの配置が進んでいるが、115を10ののである。 また、115を10のの配置が進んでいるが、115を10ののである。 また、115を10のでは、115を10のである。 平成20年度概算要求におお相談の充実を図る。	6,277 百万円

		クールカウンセラーの配置に係る経費を要求し、支援体制の充実を図る。この他、24時間いじめ相談ダイヤルを引き続き実施し、教育相談体制の充実を図る。		相談することが可能となり、また、FAX、メール、留守番電話等に比べ、速やかで双方向的な対応が図られる。 なお、24時間いじめ相談ダイヤルの総利用回数は、運用開始から5ヶ月間の7月6日現在で、42,593件であった。 また、このダイヤルへの問い合わせ後、相談員が学校を通じて適切な対応をとったことにより、不登校等の解決につながった事例も報告されている。		
[29]	子どもの読まった(拡充)	「子どもの読書活動の推進に関する 法律」に基づく政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進するとともに、諸条件の整備・充実によって環境の整備を図る。	【事業の背景】 読書活動は、子どもが、言葉を学創造 力を豊かなものにし付けのである。 また、員とができないものであるととなっていくなとがである。 また、員としていくなとなるを構の形談や教養をものに付けるととなるをもなととなるをもならいけけらるををでするが、社に関するととなるををでするが、ととは極めて重要である。 平成13年に成立した「子どもの語である。 平成13年に成立した「子どもの語である。 平成13年に成立した「子どもの語である。 平成13年に成立した「子どもの語である。 中が出述に関する手がのでする。 第一次指達を持つないては、ののしたに関いないのでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次ののした。 第一次は、一次のでは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画はは、一次ののした。 第一次計画期間における	【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成 【得ようとする効果及びその達成見 込み】 子どもの読書活動に関する社会的機 運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動体制の整備を 推進する。	【事業インプット】 子ども読書地域ステータンである。書は、アウトプット】 子ども読書情報ステークトア事業 「事業アウトプット】 上に実的なよりして、表別のでは、表別のでは、表別のでは、表別のでは、表別のでは、表別のでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別	300 百万円

		成果と課題、第一次計画策定後の情勢の変化を踏まえ、今後は、子どもの発達段階に応じて、読書活動への理解や関心を深めるために指導・助言できる人材を養成・育成し、地域における読書活動推進体制を整備する。 また、子どもの読書活動を応援する全国的な情報サイトの開設・運営によって普及・啓発を図る。			
【30】 青少年 巻分 (拡充	情報をめぐる深刻な問題に対応する 推進 ため、全国的な有害環境対策の推進	【事業の背景】 青少にでいる。 青少にでは、そのでは、そのでは、できないでは、できないでは、そのでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	【施策目標2 - 4 青少年の健全育成 【得ようとする効果及びその達成見 込み】 子どもを取り巻く情報メディアに係 る問題や注意事項等についての啓 発、地域で有害環境から青少年を守 る推進体制を引き続き構築し、 年を取り巻く有害環境対策を推進す る	【事業 アウト の に	93 百万円

		T				1
			このように、有害情報に係る対策と			
			しては、青少年自身の情報活用能力			
			の育成はもちろんのことながら、急			
			速な情報メディア分野における技術			
			発展と、それへの対応能力の高度化			
			も踏まえて、保護者、情報発信者、			
			情報メディア事業者等も含めた大人			
			社会全体の取組が不可欠である。			
			 まずは、青少年に最も近い存在であ			
			る保護者が、子どもを取り巻く情報			
			メディアの現状やその利用実態、有			
			問題を理解し、対応・解決する術を			
			把握する必要がある。このため、平			
			成19年度まで行っていた「青少年を			
			取り巻く有害環境対策の推進(事業			
			名)」に、インターネット上の違法・			
			有害情報を効果的に知ってもらうた			
			めには、映像による情報供与が効果			
			的であることから、新規に、「有害			
			情報に関する意識向上のための映像			
			資料の作成」および「携帯電話利用			
			に係る親子のルールづくり等に関す			
			る調査研究」について盛り込むこと			
			とした。			
【31】	非行等問題を	非行等問題を抱える青少年の立ち直	【事業の背景】	【施策目標】	【事業インプット】	57 百万円
	抱える青少年	りを支援するため、新たな社会活動	刑法犯少年の検挙人員が高水準で推	施策目標2-4	地域における立ち直り支援体制に	
	の立ち直り支	の場を開拓する取組や地域社会全体	移、不良行為少年の補導人員は、143	青少年の健全育成	関する実践調査研究	
	援推進事業	で立ち直りを支援する体制づくりに	万人(前年比4.4%増)と増加し、様		社会への一歩を踏み出すための活	
	(新規)	関する調査研究を実施し、その成果	態別では、4年連続で深夜はいかい	【得ようとする効果及びその達成見	動の場に関する実践調査研究	
		を全国に普及する。	が最も多くなった。	込み】	全国研究集会の開催	
				非行等問題を抱える青少年の立ち直		
			さらに、岐阜県での女子中学生殺人	りを支援するための取組や、地域社	【事業アウトプット】	
			事件、奈良県での家族に対する放火	会全体で立ち直りを支援する体制づ	上記 ~ の事業を総合的・体系的	
			殺人事件、北海道での実母殺人事件	くりを推進する。	に実施することにより、非行等青少	
			等、少年による社会の球児を集める		年のための立ち直りを支援してい	
			重大な事件は後を絶たず、少年の非		<.	
			一一行防止において、余談を許さない状		、。 非行等問題を抱える青少年の立ち	
			況にある。		直りを支援する人材の資質、活動拠	
			751-05 00		点の在り方についての実践的調査研	
			このような現状を踏まえ、「経済財		究の伝り分についての実践の調査が 字の成果	
			政改革の基本方針2007」では、		九の成末 - 青少年が社会の一員として社会に	
			「地域と連携しつつ非行や犯罪から			
			地域と建筑サフラギリで記事がら			

子どもを守る取組」の充実を図ること、また、「少年院からの出所者の 再犯を防止する観点」から、出所後 の支援を充実強化するとしている。 また、平成18年には、子どもの非行 防止・犯罪被害防止等のために、非 行少年の補導活動や立ち直り支援、 子どもの安全確保のための取組が重 要であり、地域における取組を強化 する観点から、犯罪対策閣僚会議・ 青少年育成推進本部において「子ど も安全・安心加速化プラン」がとり まとめられた。

この中では、問題を抱える青少年の 立ち直りを支援するための継続的な 場づくりの推進が提言されている。

他方、少年の非行対策について、こ れまで関係行政機関が実施してきた 各種施策について、全体的な評価を し、今後の施策の在り方を示した「 少年の非行対策に関する政策評価書 」(平成19年1月総務省)におい ては、今後、不良行為に対しては「 スポーツや音楽、ボランティア活動 などの社会奉仕体験活動等にうちこ める機会の提供など少年の居場所の 確保などにより、逸脱行為・不良行 為までの段階において的確に対応」 することが、また、再非行の防止に 向けては、学習就労等の機会の提供 など地域社会における立ち直り支援 を的確に行うことが課題とされてい る。

平成16~19年度まで進めてきた「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」においては、居場所づくりのモデルが広がらないなどの課題が見出された。これまでの提言の趣旨やモデル事業の課題を踏まえ、平成20年度より「非行等青少

びその実施についての実践的調査研 究の成果

における成果を普及するため の全国規模の連絡協議会、フォーラ ム

【事業アウトカム】

地域レベルで非行等問題を抱える青 少年の立ち直りを支援する体制が整 備されるとともに、活動の場が拡充 される。

	1	T	F 0 1 4 0 2 4 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	Т		
			年のための立ち直り支援推進事業」			
			を新規に取り組もうというもの。			
[32]	青少年元気サ	青少年教育活動の活性化を図るため	【事業の背景】	【施策目標】	【事業インプット】	179 百万円
	ポート事業	、青少年団体の青少年教育活動の新	学校教育の重要性が叫ばれる一方、	施策目標 2 - 4	青少年団体が青少年の現代的課題に	
	(新規)	たな場の構築と教育プログラムの開	学校外における青少年教育活動は低	青少年の健全育成	対応した活動プログラムを企画し、	
		発を推進する。	迷し、地域の教育力の低下や地域の		その中から個性・特色ある活動プロ	
			大人による青少年と関わる機会の減	【得ようとする効果及びその達成見	グラムを選定・実践し、その成果の	
			少等が見られることから、青少年教	込み】	普及を図る。	
			育活動の活性化が求められている。	青少年教育活動の活性化を図り、社		
				会全体の青少年教育力の向上を図	【事業アウトプット】	
			また、「経済財政改革の基本方針2	る。	青少年団体間において、よりよい教	
			007」では、「『青少年育成施策		育活動に向けた競い合いが生じると	
			大綱』に基づき、次代を担う青少年		ともに、優れた取組が全国に普及す	
			の健全育成を図るための施策を推進		る。	
			する」こと、社会総がかり・地域ぐ			
			るみの教育再生を図ること、そのた		【事業アウトカム】	
			めの拠点づくりを提言している。		青少年団体の教育力の向上と青少年	
					教育活動の活性化	
			他方、今年1月に取りまとめられた中			
			央教育審議会答申「次代を担う自立			
			した青少年の育成に向けて」におい			
			ては、青少年団体とその活動の重要			
			性を示し、青少年団体に対しては青			
			少年の参加の促進・魅力ある活動の			
			提供・教育効果の高いプログラム開			
			発を行うことを提言している。			
			 このように、現代的課題に対応した			
			青少年団体による新たな活動プログ			
			ラムの開発を推進することにより、			
			青少年教育活動を活性化を図ること			
			が不可欠である。			
[33]	青少年体験活	基本方針2007や教育再生会議報	【事業の背景】	【施策目標】	【事業インプット】	714 百万円
	動総合プラン	告書等により、子どもたちの体験活	青少年の成長段階においては、多く	施策目標 2 - 4	自然体験活動指導者養成事業(新	
	(拡充)	動の充実が提言されている。	の人や社会、自然などと直接触れ合	青少年の健全育成	規)	
			う体験を通じて、善悪の判断などの		自然体験活動プログラム開発事業	
		この実施のためには体験活動プログ		【得ようとする効果及びその達成見	(新規)	
		ラムの開発や体験活動を指導する人	大切さ、他人を思いやる心といった	込み】	意欲を育む自然体験推進事業(統	
		材の養成等が必要であり、当該事業	豊かな人間性を育むとともに、実際	子どもたちが心と体の相伴った成長	-	
		を通じて必要な諸条件の整備を図る	生活上の課題の解決といった体験的	を果たすことができるよう、生活圏	多様な場を活用した生活体験推進	
		0	な学習を通じて、知識・技能を活用	内において青少年が効果的な体験活		
			し、自ら考え行動する力を育成し、	動の機会を得るための条件の整備を		
		これまで、体験活動プログラムの開	社会的自立の基礎を培うことが必要	図る。	【事業アウトプット】	
		発やモデル事業の展開を中心に取り	である。		以下 ~ の事業を総合的・体系的	
	1	」、こ、パチネジ版所と「心に私り	1 2 3 0	L		

		組んでいるところであるが、より上			に実施することにより、子どもたち	
		記提言の趣旨に即するように見直す	このような観点から、「経済財政改		に効果的な体験活動の機会を提供す	
		とともに、平成20年度からは指導	革の基本方針2007」では、すべ		る環境が整備される。	
		者の育成と青少年教育施設の活用に	ての子どもが自然体験(小学校で1		小学校で実施する1週間の自然体	
		も重点的に取り組むこととする。	週間)を経験するよう、またそのた		験活動のための指導者を育成する	
			めの指導者の活動を支援するよう提		小学校で実施する1週間の自然体	
			言している。		験活動のためのプログラム開発を青	
					少年教育施設など全国48箇所で実	
			また、教育再生会議第二次報告書で		施する。	
			は、より具体的に、小学校で1週間		青少年の発達段階に応じた自然体	
			の集団宿泊体験や自然体験・農林漁		験活動などについての調査研究を全	
			業体験活動を実施するよう提言して		国35箇所で実施する	
			いる。さらに今年1月に取りまとめら		都市と農山漁村の共生・対流に資	
			れた中央教育審議会答申「次代を担		する青少年の体験活動などのモデル	
			う自立した青少年の育成に向けて」		事業を全国35箇所で実施する	
			においては、「すべての青少年の生			
			活に体験を根付かせ体験を通じた試		【事業アウトカム】	
			行錯誤・切磋琢磨」を支援すること		すべての青少年が生活圏内において	
			が重要だと提言している。		多様な体験活動を経験し、試行錯	
					誤・切磋琢磨することができる。	
			これらを実現するためには、学社連			
			携の理念のもと、前提となる効果的			
			な体験活動プログラムの開発、体験			
			活動指導者の養成・育成、体験活動			
			の場の開発が求められるところであ			
			る。とりわけ、各小学校に体験活動			
			指導者を配置できるように、今後指			
			導者養成を官民一体となって目指す			
			ことが必要である。			
			このため、これらの条件整備に係る			
			事業を総合的に推進するため、従来			
			個別に行っていた事業を見直し、整			
			理・統合・拡充した。			
【34】	学校すこやか		【事業の背景】	(施策目標)	【事業に投入されるインプット】	959 百万円
	プランの充実		近年、社会環境や生活様式の急激な	施策目標2-5	・子どもの健康を守る地域専門家総	
	(新規)	な健康課題が生じている。	変化により、喫煙、飲酒、薬物乱用	健やかな体の育成	合連携事業(新規)	
1			、アレルギー疾患、各種の感染症、		・スクールヘルスリーダー派遣事業	
1		こうした現状を踏まえ、喫煙、薬物	生活習慣病、メンタルヘルスなど、	(得ようとする効果及びその達成見	(新規)	
		乱用、アレルギー疾患、各種の感染	児童生徒の心身に様々な健康課題が	込み)	・心のケア対策推進事業(新規)	
1		症、生活習慣病、メンタルヘルスな	生じており、学校における児童生徒	児童生徒が心身の健康課題に関する	等	
		ど、児童生徒の心身の健康課題に適	の保健管理については極めて重要と	正しい知識と望ましい生活習慣を身		
		切に対応するため、児童生徒が、自	なっている。	につけるとともに、各都道府県教育	【事業から得られるアウトプット】	
		らの心と体を守ることができるよう	<u> </u>	委員会を通じて、児童生徒の心身の	・本事業の実施により、各学校にお	

		、飲酒、喫煙、薬物乱用等の問題に ついて、総合的に解説する啓発教材 の作成、薬物乱用防止教室のほか専 門医による児童生徒等の健康相談等 を行うとともに、保護者への啓発活 動等を専門医や市町村の保健部局と 連携しながら実践することなどによ り学校における保健管理の取組を推 進する。	また、児童生徒の心身の健康課題は 学校のみでは十分な対応ができない ものも少なくないことから、地域の 専門家や関係機関の知見や能力を最 大限に活用し、かつ、子どもの健や かな発達について大きな責任を有す る保護者との連携を強化する取組や 体制を一層整備・充実していくこと が求められている。 さらに、児童生徒の健康対策につい ては、「新健康フロンティア戦略」 においてもその重要性が指摘されて いることから、学校保健の取組が 進されるよう、様々な施策を講じる 必要がある。	健康課題に対応する学校と地域保健の連携体制の整備がなされる。	いて、派遣された専門医等による教職員に対する指導・健康教育が行われるほか、保護を主徒の心身の健康相談や健康教育が行われるほか、実のための学校、保護関等地域の保健部局、地域の医療機関等との連携体制が整備される。 さらいることにより児童生徒の制ががままり。 でいるとにより児童生はの制がを推進するの健康課題に対応する体制が進進される。 【事業から得られるアウトカム】・本事の健康課題に関する身のとととと、児童生徒の心身の健康課題に対応を関するとともに、児童生徒と地域の連携体では、	
[35]	食育推進プランの充実(拡充)		【事業の背景】 近年、子どもを取り巻く生活環境が変化し、朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じている。 子どもたちがすこやかいに育つ上で大切シンドのするにも、外の内容の生どものの内容があるがられている。 子どもたちがするためにも、外の内容がはでは、では、ののでは、ないでは、ないでは、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	健やかな体の育成 【得ようとする効果及びその達成見込み】 学校において栄養教諭を中核とした食育が推進されることにより、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが期待される。 【事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果】	制が全国的に整備される。 【事業に投入されるインプット】 ・ 字で、	643 百万円

				18年度については調査中	り、全国的な配置が促進される。	
					【事業から得られるアウトカム】	
					本事業の実施により、児童生徒が食	
					- に関する正しい知識と望ましい生活	
					習慣を身につけることができる。	
[36]	子どもの体力	昭和60年頃から長期的に低下傾向	(事業実施の背景)	(施策目標)	各学校や総合型地域スポーツクラブ	1,281 百万円
	向上国民運動	にある子どもの体力を向上させるた	子どもの体力については「教育再生	施策目標 2 - 5	(全国320箇所予定)にトップア	,,=== ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	の推進(拡充)	め、これまで、親子でスポーツに親	会議第一次報告」において「学校は、	健やかな体の育成	スリートを派遣するとともに、それ	
		しむ機会の提供や、保護者をはじめ	優れたスポーツ選手やスポーツ指導		を契機とした子どもの体力向上のた	
		とした国民に子どもの体力の重要性	者の協力も得て、学力向上の基礎と	(上位目的のために必要な効果が得	めの自主的な取組を、これまでの事	
		について正しい認識を持たせるため	なる体力を子供に身につけさせる努	られるか)	業で得られた実践的取組事例の普及	
		のフォーラムの開催等を行ってき	力を行う。」とされた他、「新健康	トップアスリートとのふれあいが、	や新体力テスト結果の収集・分析、	
		た。	フロンティア戦略」においても「外	子どもたちに夢や希望を与え、スポ	プログラム開発等を通じて支援する	
			遊びやスポーツを通じた子どもの体	ーツへの興味・関心が高まることに	ことにより、子どもの体力向上に向	
		平成20年度においては、体力向上	力の向上」の重要性が指摘されてい	つながることについては、スポーツ	けた社会的機運の醸成を図ることが	
		のための取組を推進している学校や	る。	振興基本計画等をはじめとして各所	できるため、効率性の観点からも妥	
		総合型地域スポーツクラブにトップ		において指摘されているところであ	当である。	
		アスリートを派遣し、子どもたちに	また「経済財政改革の基本方針20	る。		
		生活習慣やスポーツの重要性を伝え	07」においては「子どもが外遊び		(事業インプット)	
		ることにより、子どもの体力向上の	やスポーツに親しむ習慣や意欲の育	また、「体力・運動能力調査」結果	トップアスリート派遣指導事業	
		ための自主的な取組を促すととも	成、環境の整備などを通じ、著しく	によれば、運動・スポーツの実施頻	(仮称)	
		に、各地域で行われている新体力テ	低下している児童生徒の運動能力や	度が高いほど体力水準が高い傾向に	子どもの体力向上地域連携強化事	
		スト結果の収集・分析や、子どもた	体力の向上を図る。」とされており、	あるため、今後も当該事業の更なる	業(仮称)	
		ちが発達段階に応じて身につけてお	子どもの体力向上に関する社会的機	拡充によって、子どもの体力の向上が深られている。	子どもの発達段階に応じた体力向上	
		くことが望ましい動きを習得するた	運が徐々に醸成されつつある。	が図られ、以って健やかな体の育成が図られるよう	プログラムの開発(仮称)	
		めのプログラムの開発を行い、その 普及を行うための調査研究を実施す	このようか中、立刻科学学において	が図られると判断した	児童生徒の体力・運動能力向上に	
		盲及を1] つための調査研究を美施す る。	そのような中、文部科学省において は、スポーツ振興基本計画を改定し		向けた調査分析(仮称) 等	
		ව.	「スポーツの振興を通じた子どもの		(事業アウトプット)	
			体力の向上」を政策目標の第一の柱		【 マネ ノラドフット】 トップアスリートの派遣や望ましい	
			として掲げ、各種施策に取り組んで		1 9 7 7 7 9 1 0 旅追で呈よしい	
			おり、各学校においても、子どもの		主体による子どもの体力向上のため	
			体力向上のために、独自の取組を推		の自主的な取組が促進されるととも	
			進しているものの、「何をやってよ		に、子どもたちが外遊びやスポーツ	
			いのか分からない」「今行っている		に親しむ習慣や意欲が培われる。	
			取組について本当に効果があるのか			
			分からない」等の声もある。		(事業アウトカム)	
					各種機会を通じ、子どもの体力向上	
			また、平成16年度から3年間にわ		の取組の成果や開発されたプログラ	
			たり実施した「子どもの体力向上実		ムを全国に普及することで、子ども	
1			践事業」においては、各学校が子ど		の体力向上に向けた社会的機運が醸	
			もの体力向上に向けた独自の取組を		成され、子どもの体力向上につなが	
			行うことにより、体力の向上や生活		ることが期待される。	

			習慣の改善が見られる等の一定の成果が得られたものの、取組の定着や保護者の意識改革のためには、地域社会や家庭との更なる連携が必要という指摘もあった。 このような状況を鑑みれば、これまで実施してきた事業で培った成果の活用や、各学校や地域における独自の取組や新体力テスト結果の収集・分析、さらには各学校や地域において子どもの体力向上に向けた取組を行うための契機となる機会の提供を行うことにより、国が、各主体が行う取組を支援する意義は大きいと考えられる。			
[37]	子ども安心プ ロジェクトの	近年、学校の内外において不審者に	【事業の背景】	【 施策目標 】 施策目標2 - 5	【事業に投入されるインプット】 ・教職員向け安全教育資料の作成・	2,036 百万円
	ロシェクトの 充実(拡充)	よる子どもや教職員が犠牲となる事 件・事故が後を絶たないことから、	近年、学校内外において小番音によ る子どもや教職員の安全を脅かす事	施汞日標2-5 健やかな体の育成	・教職員内口女主教育資料の作成・ 配布(新規)	
		子どもが安全・安心に学校生活を送		世 にかな体の自成	・地域ぐるみの学校安全体制整備推	
		ることができるよう、地域社会全体	る被害の発生など、子どもたちの安	【得ようとする効果及びその達成見	進事業(拡充) 等	
		で学校の安全確保に取組む体制の整	全・安心を守ることが大きな課題と	込み】		
		備や、防犯教室の開催の支援等の子	なっている。	学校や通学路における事件等が大き	【事業から得られるアウトプット】	
		ども自身に危険を予測・回避する能		な問題となっている状況を踏まえ、	・全ての教職員を対象とした校内研	
		力を習得させる取組を通じて、学校	このため、政府全体で子どもの安	引き続き、地域社会全体で児童生徒	修等で活用できるよう、先進的な学	
		等における学校安全の充実に総合的	全・安心を守るための取組を進める	等の安全を確保する体制の整備を推	校安全対策の実例をわかりやすく紹	
		に取組む。	ことが極めて重要であることから、	進するとともに、教職員の学校安全	介するとともに、最新の安全対策の	
			関係省庁が連携して「犯罪から子ど	に係る理解の促進を図る。	知識を伝達する映像を活用した研修	
			もを守るための対策」の取りまとめ		資料を作成し、全国の小学校等に配	
			などを通じて連携を深めているとこ	【事業開始時に想定した効果及び1	布する。	
			るであり、「経済財政改革の基本方	8年度までに得られた効果】	・全国の64カ所(都道府県及び政	
			針2007」においては、学校が地		令指定都市)で、学校安全ボランテ ィアの養成・研修、スクールガード・	
			域と連携しつつ犯罪から子どもを守 る取組の充実を図ることの重要性が	で実施されている。	イアの食成・研修、スクールカード・ リーダーによる巡回及び警備のポイ	
			指摘されているところである。	るための取組を行っている学校(平		
			可用でもにいることうである。	成17年度実績:80.4%)	実践的な取組を実施する。	
			 このように、学校の内外における子	・通学路の安全点検の実施状況の取		
			どもの安全の確保をするため、政府	組を行っている学校(平成17年度	【事業から得られるアウトカム】	
			全体での取組はもとより、保護者や	実績:98.6%)	・積極的に学校安全教育に取組むこ	
			地域の関係団体等の協力を得て地域	・地域のボランティアによる学校内	との重要性を理解するとともに、学	
			全体で子どもたちの安全を守る取組	外の巡回・警備が行われた学校(平	校安全に関する適切な対応について	
			を進めることや、子ども自身に危険	成17年度実績:86.7%)	全ての教職員の理解が深まる。	
			を予測・回避する能力を習得させる	・教職員の安全対応能力の向上を図	・学校のみならず、通学路を含めた	
			ための取組を進めることが求められ	るための取組を行っている学校(平	子どもたちの安全を確保するために	

			ている。	成17年度実績:95.8%)	地域全体で子どもの安全を見守る体	
				18年度の実施状況については調	制整備が進む。	
				查中		
[38]	コミュニテ	平成16年の「地方教育行政の組織	学校と地域社会との連携・協力を更	(施策目標)	新たな仕組みであるコミュニティ・	182 百万円
	ィ・スクール	及び運営に関する法律」の改正によ	に進め、地域に開かれた信頼される	施策目標2-6	スクール(学校運営協議会制度)を	
	推進プラン	り新たに導入された学校運営協議会	学校づくりを一層促すためには、保	地域住民に開かれた信頼される学	各地域でそれぞれ実施しようとする	
	(拡充)	制度(コミュニティ・スクール)の	護者や地域住民が公立学校運営に参	校づくり	場合、独自の努力により関係情報の	
		全国的な定着及び円滑な活用を図る	画し、ニーズを学校運営により一層		収集や先行事例の研究等を行うこと	
		ため、平成17年度から事業を実施	的確に反映させることが重要であ	(得ようとする効果及びその達成見	が必要となり、その莫大な作業は制	
		してきたところであるが、同制度の	る。	込み)	度の導入の妨げとなりかねない。国	
		一層の推進を図る。		平成20年度からモデル事業(コミ	として全国的な研究の実施及びその	
			そのための仕組みとして、平成16	ュニティ・スクール推進事業。 1 地	成果の普及を行うことにより、新制	
		・コミュニティ・スクール推進事業	年6月、「地方教育行政の組織及び	域2年間。)を新規で200校ずつ	度の効果的かつ効率的な実施が可能	
		(調査研究事業)	運営に関する法律」が改正され、コ	実施することにより、平成21年4	となる。	
		4 7 都道府県 3 0 5 校	ミュニティ・スクール (学校運営協	月から平成22年4月まででは20		
		・コミュニティ・スクール推進フォ	議会)が導入されたが、平成19年	0 校のコミュニティ・スクールが設	(事業アウトプット)	
		ーラムの開催	7月1日現在、全国で213校に止	置される見込み。	全国305校で調査研究事業が実施	
		全国3会場 全国5会場	まっている。		され、コミュニティ・スクールの円	
				(事業開始時に想定した効果及び1	滑かつ効果的な導入が進む。	
			保護者や地域住民が一定の権限と責	8年度までに得られた効果)		
			任を持って学校運営に正式に参画す	本事業は、今年度まで47都道府県	(事業アウトカム)	
			るコミュニティ・スクールは、これ	でモデル事業を実施することによ	事業の拡大により研究校が増えるこ	
			までの公立学校運営に全く新しい仕	1	とによって、コミュニティ・スクー	
			組みを導入するものであり、その全		ル(学校運営協議会制度)について、	
			国的な定着及び円滑な活用のために	18年4月2日から平成19年4月	より広く周知が可能となり、研究校	
			は十分なノウハウの蓄積が必要であ	1日までの1年間のコミュニティ・	以外でもコミュニティ・スクールの	
			ి రెం	スクールの指定校数は147校とな	導入が期待される。	
				っており、一定の効果は得られてい		
			このため、同制度の一層の普及及び	る。モデル事業の校数を増加するこ		
			推進について国が支援を行っていく	とにより目指す効果が達成できると 判断した。		
			ことが必要であると同時に、学校現場からも支援を求められている。	チリ欧 した。		
F 20 1	【教員養成・	 平成19年6月20日に「教育職員	平成19年6月20日に「教育職員	(施策目標)	(事業のアウトプット)	3,762 百万円
[39]	【教員食成・ 免許制度改革	中成 9年 0月 20日に、教育職員 免許法及び教育職員公務員特例法の	中成 9年 0月 20日に、教育職員 免許法及び教育職員公務員特例法の	(旭宋日禄) 施策目標2-7	【全黒のアクトノット】 【全国的な教員免許管理システム開	3,702 日月1日
	光計前度以单 推進事業(拡	光計法及び教育職員公務員符例法の 一部を改正する法律」が可決・成立	一部を改正する法律」が可決・成立	ルスロ伝 2 - 7 魅力ある優れた教員の育成・確保	【主国のな教員先計官ほグステム所 発等】	
	充)	し、平成21年4月より、教員免許	し、平成21年4月より、教員免許	一個月のも優れに教員の自成・確休	^{元 寸 1} 本事業の実施により、全国都道府県	
	76)	し、一成21年4万より、教員先前 更新制を導入する。	更新制を導入する。この導入により、	(上位目的のために必要な効果が得		
		文が同で与バッジ。	教員の普通免許状及び特別免許状に	られるか)	50大学)において、同一システム	
		 この導入により、教員の普通免許状	10年間の有効期間を定めるととも	教員が、社会構造の急激な異変化等	こりの子がためいて、同一クステム により運用す ることにより、免許	
		及び特別免許状に10年間の有効期	に、免許状の有効期間が満了した際	に対応して、最新の知識・技能を身	更新事務が円滑に実施される。	
		間を定めるとともに、免許状の有効	には、免許状更新講習を修了した上	に付け、自信と誇り持って教壇に立	~	
		期間が満了した際には、免許状更新	で、本人の申請により免許状を更新	ち、社会の尊敬と信頼を得られるよ	 【教員免許更新講習の試行の実施】	
		講習を修了した上で、本人の申請に	することとしている。	うにするため、すべての教員が10	本事業の実施により、更新講習にお	
		より免許状を更新することとしてい		年に一度資質能力を刷新することに	ける適切な運営方針が明らかにな	
L	1		1	Zzzziori cintigal / G C C		

る。 また、施行前に授与された免許有する者の場合は、有効期限にないが、免許状更新講習を受けないが、免許状更新講習を受けないが、免許状は失効することでいる。 平成21年度からの教員免許可導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の到教員免許更新制導入及び教員を許更新制導入及び教員を許更新制導入及び教員を許して、 を国のなる教員を許している。	は定め	より、教員全体への信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図る。	る。 なお、本事業は3つの期間で行い、 平成20年度第1、2、3四半期前 後までに試行を実施し、それぞれ第 2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明 らかにし、更新講習認定作業に反映 させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】 免許更新制に係る実施主体に対し、	
有する者の場合は、有効期限にないが、免許状更新講習を受討免許管理者による確認を受けなと、その免許状は失効することでいる。 平成21年度からの教員免許可の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の多教員免許更新制導入及び教員を許更新制導入及び教員を記して、	許状を は定め	全国的な教育水準の向上を図る。	平成20年度第1、2、3四半期前後までに試行を実施し、それぞれ第2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】	
有する者の場合は、有効期限にないが、免許状更新講習を受認免許管理者による確認を受けなと、その免許状は失効することでいる。 平成21年度からの教員免許可の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の多教員免許更新制導入及び教員を記して、	は定め		平成20年度第1、2、3四半期前後までに試行を実施し、それぞれ第2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】	
ないが、免許状更新講習を受討 免許管理者による確認を受ける と、その免許状は失効すること ている。 平成21年度からの教員免許更 の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の到 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	講し、と、その免許状は失効することとしている。ととしている。 平成21年度からの教員免許更新制の導入に向けて、全国的な教員免許管理システム開発等 テム開教員免許更新講習の試行の実施教員免許更新制導入及び教員免許更新制導入及び教員免許更新している教員を許している。		後までに試行を実施し、それぞれ第2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】	
免許管理者による確認を受けたと、その免許状は失効することでいる。 平成21年度からの教員免許更の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の到教員免許更新制導入及び教員を記し、そのに報事業	ない ととし 平成21年度からの教員免許更新制 の導入に向けて、 全国的な教員免許管理システム開 発等 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 の3つからなる教員養成・免許制度		2、3、4四半期までに評価することで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】	
と、その免許状は失効することでいる。 平成21年度からの教員免許可の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の到教員免許更新制導入及び教員をできる。	ととし 平成21年度からの教員免許更新制 の導入に向けて、 全国的な教員免許管理システム開 発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 実施 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		とで更新講習の適切な運営方針を明らかにし、更新講習認定作業に反映させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許管理システム等の広報事業】	
でいる。 平成21年度からの教員免許更の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ発等 教員免許更新講習の試行の到教員免許更新制導入及び教員を記している。	平成21年度からの教員免許更新制の導入に向けて、全国的な教員免許管理システム開発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施教員免許更新制導入及び教員免許要施管理システム等の広報事業員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		らかにし、更新講習認定作業に反映 させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】	
平成21年度からの教員免許更の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の更 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	の導入に向けて、 全国的な教員免許管理システム開発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 実施 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		させる予定。 【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】	
の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の身 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	更新制 全国的な教員免許管理システム開発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】	
の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の身 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	更新制 全国的な教員免許管理システム開発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】	
の導入に向けて、 全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の身 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	発等 テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		管理システム等の広報事業】	
全国的な教員免許管理シスラ 発等 教員免許更新講習の試行の多 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	テム開 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 実施 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		管理システム等の広報事業】	
発等 教員免許更新講習の試行のま 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	教員免許更新制導入及び教員免許 実施 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度			
教員免許更新講習の試行の 教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	実施 管理システム等の広報事業 員免許 の3つからなる教員養成・免許制度			
教員免許更新制導入及び教員 管理システム等の広報事業	員免許 の3つからなる教員養成・免許制度		免許更新制の趣旨や免許更新システ	
管理システム等の広報事業			ムの操作方法等を理解させることに	
			より、免許更新制の円滑に実施でき	
りょうしゅん りょうしゅん 一切らっている 女目を放りを表	│ 改革推進事業を拡充することによ 許制度 │ り、教員免許更新制の円滑な実施を			
			ప 。	
改革推進事業を拡充することに				
り、教員免許更新制の円滑な乳	美施を		(事業のアウトカム)	
目指すものである。			【全国的な教員免許管理システム開	
			発等】	
			更新手続きの確実な実施、教員免許	
			原簿の記載ミスや個人の権利・利益	
			の漏洩等の抑制が期待できる。	
			【教員免許更新講習の試行の実施】	
			質の高い適切な講習の円滑な実施と	
			ともに、事業実施主体においては、	
			先進的取り組み例として、他の更新	
			講習の実施主体の模範となることが	
			期待できる。	
			期付できる。	
			【教員免許更新制導入及び教員免許	
			管理システム等の広報事業】	
			各都道府県教育委員会に対しては、	
			市町村教育委員会及び教員に、各課	
			程認定大学に対しては、受講者及び	
			各講習実施講師に対して、免許更新	
			制について適切な説明を実施することができるようになり、会然更新制	
			とができるようになり、免許更新制	
			の円滑な実施が期待できる。	
【40】 教員の勤務負 教員の勤務負担軽減に資する耳		(施策目標)	(事業のアウトプット)	50 百万円
担軽減に関すして、次に例示する項目につい		施策目標2-7	本事業の実施により、希望する都道	
	展開を 間、1ヶ月当たり平均約34時間の残	魅力ある優れた教員の育成・確保	府県・指定都市において、教員の勤	

	業(新規)	図るため、希望する都道府県・指定	業時間となっている、 学校の運営		務負担軽減についての実践的な研究	
	214 (371772)	都市に実践的な調査研究を委嘱す	や外部対応を含むデスクワーク的な	(上位目的のために必要な効果が得	が深まる。	
		る。(委嘱件数は、約30件を想定。)	事務負担が大きいといった、教員の	られるか)		
			勤務実態が明らかになるとともに、	各都道府県・指定都市教育委員会に	また、効果的な取組事例を集積し、	
		学校事務の外部委託 (例:学校の	精神性疾患による病気休職者数が増	て研究が進み、デスクワーク的な事	フォーラムを開催することで、全国	
		庶務事務、経理事務及び施設管理業	加しており、平成 17 年度には過去最	務負担などの児童生徒と向き合う時	に効果的な取組を波及させることが	
		務等のアウトソーシング)	高(4,178人)となっている。	間以外の教員の勤務負担を軽減する	できる。	
		校務分掌の適正化(例:校内にお		ことで、教員が児童生徒の指導によ		
		ける教員間の業務負担の平準化、会	中央教育審議会の答申「今後の教員	り専念できるような環境が整備さ	(事業のアウトカム)	
		議や調査照会等の縮減などの学校の	給与のあり方について」(平成19年	れ、個々の教員が指導方法の研究や	各教育委員会において教員の勤務負	
		事務作業量の軽減)	3月29日)において、校務の見直し、	授業準備等に充てる時間を確保でき	担軽減についての取組が進むこと	
		保護者等への対応(例:保護者や	ICT環境の整備、事務量の軽減及び事	るようになる。それにより、教員の	で、教員が児童生徒に向き合う時間	
		地域の方から学校への多種多様な要	務体制の強化など教員の勤務負担軽	資質向上が図られる。	を確保するとともに、心身ともに健	
		望等に対する学校及び教育委員会の	減のための方策が提言されている。	XX, 12,7 12,7 10,0	康な状態で、児童生徒の指導にあた	
		対応の検証等)	The second secon		ることができるようになる。	
		教員のメンタルヘルス対策(例:	 また、第166回国会において、学校教			
		教員の悩みを早期発見し、速やかに	育法の一部が改正されたが、その国		 その結果、より質の高い教育が提供	
		対応するための職場環境の整備、ス	会審議及び附帯決議において、教員		され、全国的な教育水準の向上が図	
		トレスチェックによる実態把握及び	の勤務負担軽減の措置などを講ずる		られる。	
		対策)	ことが求められている。		34000	
		^1 % <i>)</i>				
		また、全国の事例の中で特に優れた	さらには、「教育再生会議第2次報			
		実践例のノウハウを周知するための	告」(平成19年6月1日)においても、			
		フォーラムを開催する。	学校事務の共同実施体制の整備、事			
			務の外部委託、教育現場のIT化等			
			を通じた教員の事務負担の軽減等に			
			ついて提言され、「骨太の方針200			
			7」(平成19年6月19日)でこうした			
			内容が閣議決定されていること等を			
			踏まえ、この喫緊の課題に取り組む			
			必要がある。			
			このような状況の中、教員の勤務負			
			担を軽減し、教員が児童生徒に向き			
			合う時間を確保するとともに、心身			
			ともに健康な状態で、児童生徒の指			
			導にあたることで、より質の高い教			
			育を提供し、もって全国的な教育水			
			準の向上を図るために、本事業の意			
			義は大きい。			
【41】	公立小中学校	本事業は地方公共団体が実施する耐	公立学校施設は児童生徒等が一日の	(施策目標)	(事業のアウトプット)	225,830
	施設の耐震化	震補強や改築事業等の計画事業量に	大半を過ごす活動の場であるととも	施策目標 2 - 8	本事業の実施により、地方の実情に	百万円
	等(拡充)	対応できる公立学校施設整備費を確	に、非常災害時には地域住民の応急	安全・安心で豊かな学校施設・設	応じて計画的に学校施設等の整備が	
		保し、それらの事業について、国庫	避難場所としての役割も果たすもの	備の整備推進	推進され、全国の公立小中学校施設	
		補助の事業量、予算総額の確保、国			の耐震化等が推進される。	

庫補助単価の適正化、地方負担分に 対する地方財政措置の充実などに留 意しつつ、国庫補助を行うこと等に より、公立小中学校施設の耐震化等 を適切に推進するものである。

なお、平成19年4月1日現在の公立小中学校の耐震診断実施率は89.4%であり、建物毎の耐震性能の状況が概ね明らかになっている。公立学校施設の耐震化については多額の経費を要するため、こうした耐震診断の結果を踏まえ、より優先度の高いものから計画的に整備していくとともに、各設置者の取組を加速するため、耐震化の状況について学校ごとに公表するよう要請していく予定である。

であることが大前提であり、その耐震性の確保は極めて重要である。

また、耐震改修促進法に基づく基本 方針において、学校を含む特定建築 物の耐震化率については、平成27 年度までに少なくとも90%にする ことを目標とするとされており、他 の公共建築物に比べて耐震化の遅れ が指摘されている公立学校施設の耐 震化を積極的に推進することが必要 である。

公立学校施設の耐震化については、 調査を開始した平成14年からの5年間で14.1%進捗しており、一 定の効果が得られているが、公立学校施設の耐震化の必要性等を勘案して、進捗にやや遅れがみられると判断している。施策目標2-8「安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進」を達成するためには、進捗にやや遅れが見られる公立小中学校施設の耐震化について、本事業を重点的に推進することにより達成することが必要不可欠である。

また、平成19年4月1日現在の公立小中学校の耐震診断実施率は89.4%であり、建物毎の耐震性能の状況が概ね明らかになっていることから、計画的に耐震補強や改築等を行っていく必要がある。

なお、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針 (文部科学省告示第61号)において、「建て替え方式から、耐震補強・ 改修に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。」旨明示されており、この基本的な考え方に基づいて、本事業は行われることとなる。

さらに、「経済財政改革の方針20

本事業の実施により、政策目標 2 - 8 - 1「公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助等を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取組みを支援し、公立小中学校施設等の対進化を重点的に推進する。」が着実に進展する。

なお、文部科学省では、有識者会議において学校施設の耐震化を推進するための必要な事項等について検討を進めてきたところであるが、平成19年8月6日に報告が取りまとめられ、以下のとおり提言いただいたところである。

「学校施設の耐震化の最終的な目標は全ての施設の耐震化であるが、危険度の高いものから優先的に実施するため、整備対象とすべき施設は、Is値0.3未満のものを最優先とする。

その上で、地域の実情や過去の震災による被害状況も踏まえ、可能な限り」s値0.4未満のもの等についても整備を進める必要がある。

なお、耐震化事業に係る優先度については、「学校施設耐震化推進指針」 (平成15年7月文部科学省)に定める緊急度ランクを考慮する。

今後は、この提言に基づいて、本事 業は行われることになり、有効性が 担保されることになる。

(平成19年度までに得られた効果)

公立小中学校施設の耐震化率については、平成19年4月1日現在で58.6%であり、進捗率については、3.9%と一定の効果が得られている

(事業のアウトカム)

全国の公立小中学校施設の耐震補強 や改築事業が推進されることにより、児童生徒や教職員等が一日の大 半を過ごす場の安全が確保されると ともに、非常災害時における地域住 民の応急非難場所の安全が確保される。

			07」においても、「学校施設耐震 化など教育環境の向上(第4章2. 教育再生)」、「大規模地震等への 対応を推進する。その際、学校の耐 震化等防災拠点の機能強化の推・・・ を図る(第4章5.治安・防災、エ ネルギー政策等の強化)」旨、指摘 されているところである。	しかしながら、平成17年度補正予算での耐震化関連事業の効果もあいまっての改善に過ぎず、当初予算の額として十分でないこと、また、依然として耐震化率が低いこと、さらは他の公共施設に比べ、ならに、新潟県中越沖地震等の大規模な地震を受け、児童生徒等の安全を守るとともに災害時に地域住民の避難場所となる公立小中学校施設の耐震化の必要性が高まっていること等から、引き続きその耐震化を重点的に推進すること等が求められている。		
				(平成20年度までに得られる効果) 全国の公立小中学校施設の耐震補強や改築事業が推進されることにより、公立小中学校施設の耐震化率が向上し、現在より多くの公立小中学校において、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに、非常災害時における地域住民の応急非難場所の安全が確保される。		
[42]	がんプロフェ ッショナル養 成プラン(拡 充)	本事業は、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師及びがん医療に携わるコメディ材を養成するため、国公私立大学を対象とした教育研究拠点の形成を全国的に拡大するとともに、大学病院もとに行われる大学院のプログラム等をという機的かつ円滑な連携のもとにうわれる大学院のプログラム等をというという後の活性化を促進し、今後の推進を図る。	がん専門医等の養成については、「第 3次対がん10か年総合戦略」において、平成16年度からの10か年の戦略として、がん専門医療水準均でも、がんの推進に関する検討会」報告書や「新健康フロンティア戦略」、また「経済財政改革の基本方当との17においても、があずを図ることが示されている。 さらに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」への対応と計では、本事業の取組がある。 さらに対いても、がん対策を図ることが示されている。 さらに対策基本法」への対応とは計らが、対策に対い、各大学におけるがん診療に関する教育を専門的に行う教育と緩和ケア	(施策目標) 施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上 (得ようとする効果) 各大学が、大学病院、がん診療連携 拠点病院や地域の医療機関と連携りて、がんに特化した教育や全医師に緩和ケアの教育を行うことにより、がんに関する幅広い知識及び技術を有した専門医等の育成が図る。 (その達成見込み) 選択された大学が拠点となり、連携する大学・大学病院等との緊密とによットワーク体制を構築することとのいます。	(事業アウトブット) 選定された18拠点に対して、教育 拠点である国公私立大学や診療拠点病院など であるがん診療連携拠点病院など財力を 有機的な連携を通じて、がんに関する優れた教育研究の取組が実施さり、教育研究拠点における実に、 本制の強化・充実「がん対策を図対策による 平成19年6月「がん誤題における実体制の強にあり、対策を図対策に対応を 平成19年6月「がんは悪難にがん医療では がんのすべての医師等へ緩を原でに関する教育研究体制の強化、多数の 携わる教育研究体制の強化、多数の 大学と連携している拠点の実施体設 する教育研究体制の強化、多数の 大学と連携している拠点の実施体設 は、対射線治療設 は、対射線治療設 は、対射線治療設 は、対射線治療設 は、対射線治療設 は、対射線治療。 は、対射を関する。	2,800 百万円

			を含めた人材養成の更なる推進を図	門的に行う優れた専門家が多く輩出	(事業アウトカム)	
			ることが必要であると指摘されてい	され、がん医療水準の向上に期待で	放射線療法及び化学療法等の優れた	
			る。	さる。	がん専門医等や緩和ケアの知識及び	
			0.		技術を習得しているがん医療に携わ	
			 本基本計画等の実現を目指すために		る医師数の増加が図られるととも	
			は、今後、本プランを軌道に乗せる		に、がん医療水準の向上が図られる。	
			とともに、重点的な支援を行い、が		に、ガル区原外中の円上が四つする。	
			ん診療を専門的に行う医師等が専門			
			性を発揮できる環境を整えることが			
			必要である。			
[43]	地域連携型高	 本事業は、国公私立大学病院におい	本事業は、国・公・私立を通じて、	(施策目標)		10,000 百万円
1-01	度医療人養成	て実施される臨床研修や専門研修、	大学病院を中心に行われる優れた取	施策目標 3 - 1	大学病院を中心に行われる優れた取	10,000 Д7313
	推進事業(新	さらには卒前実習や生涯教育等を通	組を選定し、重点的な財政支援を行	大学などにおける教育研究の質の	組を選定し、重点的な財政支援を行	
	規)	じた医療人の養成を推進するため、	うことにより、競争的な環境の整備	向上	うことにより、競争的な環境の整備	
	790)	大学病院や医療機関等による緊密な	や資源配分の効率化を図るものであ	'	や資源配分の効率化を図るものであ	
		連携・協力体制の確立や指導体制の	り、大学病院の有する人材育成・医	 本事業において、医師が、大学病院	り、大学病院の有する人材育成・医	
		強化・充実、並びに必要な環境整備	師派遣機能や臨床研究シーズ等の基	と地域医療機関等とを継続的に循環	師派遣機能や臨床研究シーズ等の基	
		等を行うことにより、大学病院を中	盤等を活用するとともに、地域の医	してキャリアアップを図るシステム	盤等を活用するとともに、地域の医	
		心とした地域連携による高度な医療	療機関等からの連携・協力も得つつ	が確立することにより、大学病院が	療機関等からの連携・協力も得つつ	
		人を養成するシステムを構築するも	実施するものであることからも、効	有する医師派遣機能が強化されると	実施するものであることからも、効	
		のである。	率的な実施が期待できる。	ともに、教育研修の充実により、医	率的な実施が期待できる。	
			1 23 63 43 53 73 7 2 6 6	師の資質向上が図られることから、	1 23 63 (1,12,13 7,13) 5 2 2 5	
		- 事業の実施にあたっては、目的や育		地域における医師不足問題が解消さ		
		成する人材像等を明確なものとする		れることに繋がり、その結果として		
		こととし、例えば、		国民や社会的・地域的ニーズに的確		
		社会貢献を目指す取組として、臨		に対応した質の高い医療の提供、さ		
		床現場で即戦力として活躍できる質		らには、安心・安全な社会が実現す		
		の高い臨床医の養成を推進する		る。		
		先端医療開発・実施を推進する取				
		組として、医療技術開発をリードす		施策目標 6 - 1		
		る優れた臨床研究者の養成を推進す		科学技術関係人材の育成及び科学		
		る等、		技術に関する国民意識の醸成		
		社会的な医療ニーズに的確に対応す				
		るとともに、医療人としてのキャリ		本事業において、採択された大学病		
		アパスの多様化にも資するよう、多		院に人材養成機能を集約化して重点		
		様な特色ある医療人養成の取組に対		化することにより、連携機関等とが		
		する支援を行う。		緊密なネットワークを構築しつつ、		
				世界トップレベルの臨床研究者及び		
		また、大学病院における指導体制・		臨床研究支援人材の養成を推進する		
		環境整備の強化や重点化を図ること		とともに、その成果を大学院等の人		
		はもとより、連携する医療機関等に		材養成課程にもフィードバックし、		
		おける指導体制・環境整備の充実や、		体系的な臨床研究実施人材の養成シ		
		大学・連携医療機関間のネットワー		ステムの構築が行われることを通じ		
		クやデータベースを整備することに		て、臨床研究が一層活性化し、新た		

	1	الانامان جانب حال على عروض عند المراز	T		T	
		より、大学病院の有する教育研修機		な医療技術・医薬品の開発が推進さ		
		能・臨床研究機能等の一層の強化を		れる。		
		図る。				
		その他、地域連携のあり方について				
		も、近隣都道府県等同一地域での連				
		携をはじめ、都市部と地方における				
		連携も促進するなど、若手医師に対				
		する多様な症例等を経験する機会の				
		提供に資するような、広域的な連携				
		や継続的な循環を確保しつつ研修を				
		行う取組、更には、連携する医療機				
		関等の優れた人材や知見を、中心と				
		なる大学病院へ結集し重点化を図る				
		取組など、多様な取組を推進する。				
		(全国で20事業実施)				
[44]	グローバルC	我が国の大学院の教育研究機能を一	我が国の大学が、世界トップレベル	(施策目標)	国公私立大学を通じ、すべての学問	46,958 百万円
	OEプログラ	層充実・強化し、世界最高水準の研	の大学と伍して教育及び研究活動を	施策目標 3 - 1	分野を範囲として、世界最高水準の	
	ム(拡充)	究基盤の下で世界をリードする創造	行っていくためには、第三者評価に	大学などにおける教育研究の質の	卓越した教育研究の実施が期待され	
	٦ (المراد)	的な人材育成を図るため、「21世紀	基づく競争原理により競争的環境を	向上	る拠点を平成19年度~23年度までの	
		COEプログラム」の成果(大学改	一層醸成し、国公私立大学を通じた		5年間で150拠点程度公募・採択する	
		革・教育・研究)を踏まえ、これま	大学間の競い合いがより活発に行わ	 学長を中心とした全学的観点から	ことにより、競争的な環境の整備を	
		での基本的な考え方を継承し、国際	れることが重要であることから、大	の大学づくりなど大学改革の推進、	促進し、重点的支援による資源配分	
		的に卓越した教育研究拠点の形成を	学の構造改革の一環として、平成14	優れた研究者養成機能の強化、	の効率化が図られるほか、採択され	
		重点的に支援することによって、国	年度から、世界的な研究教育拠点の	独創的・先端的研究の水準の向上	た拠点に対して毎年5千万円~5億	
		際競争力のある大学づくりを推進す	形成を重点的に支援し、もって国際	といった本事業における効果をあげ	円程度の財政支援を継続して行うこ	
		る。	競争力のある大学づくりを目指す	ることにより、卓越した国際的教育	とにより、国際的に卓越した教育研	
			「21世紀COEプログラム」を実施	研究拠点の実施が期待される拠点へ	究拠点の形成を推進する。	
		平成20年度は、当初計画に沿って60	してきたところである。	の重点的支援が図られ、ひいては国		
		拠点程度を採択し、平成19年度採択		際競争力ある世界最高水準の大学づ		
		拠点分(63拠点)とあわせて120拠点	「21世紀COEプログラム」の成果	くりの推進が期待される。		
		程度を支援するとともに、博士課程	として、大学改革の推進、優れた若	() 1132.2.13 () 113 () 113 ()		
		学生への経済的支援の更なる充実と	手研究者の養成、新たな学問分野の			
		国内外の大学・機関との連携強化を	開拓や研究水準の向上などが図られ			
			てきたが、知識基盤社会、グローバ			
		図るために1拠点当たりの支援の重				
		点化を図る。	ル化の進展のなかで、国際的に第一			
			級の力量をもつ研究者の育成は益々			
			その重要性を増しており、「新時代			
			の大学院教育(中央教育審議会答			
			申)」や「第3期科学技術基本計画」			
			においても、「21世紀COEプログ			
			ラム」をより充実・発展させた形で			
			の国際的に卓越した教育研究拠点に			
			対して引き続き支援を行っていくこ			
	_1	l .	1 11 2 2 3 1 C 100 C X 100 C 11 2 C V 1 C C	<u> </u>	<u> </u>	l

			との必要性が指摘されている。			
			また、国際的に卓越した教育研究拠点の形成については、「教育再生会議・第二次報告・」、「イノベーション25」、「経済成長力加速プログラム」「経済成長戦略大綱」、「平成20年度の科学技術に関する予済計である。「経済が大綱」、予算財政では、一、「経済が大綱」、予算財政では、一、「経済が大綱」、「経済が大綱」、「経済が大綱」である。により、まさに本事が指摘されているところである。にれらを踏まえ、現在の「グローバル会とのを踏まえ、現在の「グローバル会ところである。にからを踏まえ、現在の「グローバル会ところである。にからを踏まえ、現在の「グローバル会ところである。にからを踏まえ、現在の「グローバル会ところである。に対した変異性が指摘されているところである。に対して、第56%)の経対により、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には			
			である。			
[45]	大学教育の国際化加速プログラム(新規)	大学・短期大学・高等専門学校を対象に、大学教育の国際化の加速に資するため、大学間交流協定等を活用した、ダブル・ディグリー等の複数学位プログラムや国際共大学の国連携教育では基づく国際化の取組に対力力を表が表した大学等の国際化のでの国際の展開をより、海外の人材の音があるとともに、日本人と外国人がするとともに、日本人と外国人が可必要するとともに、日本人と外国人が可必要するとともに、日本人と外国人が可必要するとともに、日本人と外国人が可必要するとが、日本人と外国人が可必要するという。 一次のの国際的な認知度の向上を目指す。 なお、英語等の外国語による教育の知识のの人教員の招聘、教員交流の促進、外国人教育の招聘、教員交流の促進、外国人教育の招聘、教員交流の促進、	(事業の背景等) ヨーロッパをはじめとした先進諸国を中心に、国際的な連携、国際的通用性を高める取組が加速する中、国際的認知度の向上や国際競争力の強化は我が国の大学が国際の課題となっている。 このような状況を打破するため、海外との教育カリキュラムについての相互連携などを通じた大学教育の戦略的な国際化が必要であり、「社会総がかりで教育再生を・第二次和告」において「単位互換・ダブル・ディグリーなど海外大学との国際連携の推進」の重要性が指摘されているのをはじめとして、「経済財政改革の基本方針2007」において「アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プロ	(施策目標) 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業により選定された取組がモデルケースとなり、選定大学の他の部局及び他の大学の国際化に向けた意識改革をもたらすこととなり、その結果、ダブル・ディグリー等をはじめとした複数学位プログラムを実施する大学やサマープログラムなどの国際連携活動を実施する大学等が増加し、ひいては大学等において授業の質が高まるとともに、大学等の国際化が進捗する。 これにより、平成17年度のダブ	(事業アウトブット) 本事業の実施により、全国において新たに約20件のダブル・ディグリー等を始めとした複数学位プログラムの実施が見込まれる。 また、複数学位プログラムの実施により、海外大学との日常的な交流が生じ、我が国の大学の授業内容が改善されるとともに、大学間交流協定の実質化や海外大学との国際連携の動きが加速することとなる。 (事業アウトカム) 選定されたプログラムの情報を多くの大学等に提供することにより、の大学等に提供することによりの開発・実施の取組がなされることが期待される。	6,561 百万円

	T			T	<u>, </u>	
		教育の国際化のための活動、職員の国際実務能力の開発、留学生支援等が含まれる。	グラムを促進」、さらに「長期戦略指針イノベーション25」においては「海外の大学や大学院との単位互換の促進、複数学位制の拡大」「アジア・ゲートウェイ構想」においては「海外の大学とのダブル・ディグリー等の国際的なプログラムの開発」といった取組の重要性が指摘されているところである。 現在、大学間協定数は増加の傾向にあるが、ダブル・ディグリー等をはじめとした複数学位プログラムについてはその取組が始まったばかり(20大学での実施)であり、今後世界的にも広がりが見込まれている。		これにより、我が国の大学の国際的 通用生や国際競争力の強化が図られ ることとなり、ひいては、海外から 優秀な留学生を日本に引き寄せるこ とや世界で活躍できる日本人の育成 が促進されることとなる。	
			また、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」において、「今後10年以内に定評ある国際比較において、 我が国の大学・大学院が世界の上位 10校以内を含め30校に少なくと も5校は入ることを目指す。」との指摘もされている。			
			従って、日本の大学が海外の有力大学と連携し、大学教育の国際化を進めていくことは、我が国の大学が世界の動向から取り残されないためにも必要なことであり、このような取組に対して国が支援を行って加速させていく意義は大きい。			
[46]	先導的 I Tス ペシャリスト 育成推進プロ グラム(拡充)	大学間及び産学の壁を越えて潜在力を結集し、教育内容・体制を強化することにより、世界最高水準のIT人材として求められる専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等に先見性をもって対処し、企業等において先導的役割を担う人材を育成する教育拠点の形成を支援するため、平成18年度よりソフトウェア分野を6拠点採択し、平成19年度より情報セキュリティ分野を2拠点	わが国では、IT分野における高度な専門性をもった人材の不足が喫緊の重要課題のひとつとなっている。 現在、この分野における人材不足は、国際競争力に深刻な影響を与えるものであり、効果的な人材の育成・強化のシステムを早急に構築する必要があることが、学界・産業界の双方から指摘されている。	(施策目標) 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標5 - 1 科学技術関係人材の育成、確保 本事業を実施することにより、全国の8拠点で多様な教育プログラムが展開されるとともに、その開発・実施を通じて得られた成果について、	本事業を実施することにより、全国の8拠点で多様な教育プログラムが展開されるとともに、その開発・実施を通じて得られた成果について、各採択大学が独自に普及・展開をするだけではなく、拠点間教材等洗練事業を展開することにより、拠点代表大学に教材開発と洗練化に関するノウハウを蓄積し、そのノウハウを駆使して大学教員、企業、研究者間の連携による教材開発ならびに洗練	948 百万円

		採択する予定である。 また、平成20年度より、全国の8 拠点で多様な教育プログラムが展開され、その開発・実施を通じて得られた成果について、それをより効率的に全国の他大学等へ普及・展開するために、教材の洗練、編集、出版、シンポジウムの開催、webでの情報公開などを行う拠点間教材等洗練事業を展開する。	また、平成18年度より進められてきた先導的ITスペシャリスト育成推進プログラムは2年目に入り、各拠点では、それぞれが想定する育成人材像に即して、独自に教材等が開発されている。 しかしながら、これまでの拠点間の情報交換等により、集約・利用に関するガイドラインを策定し、教材をを横断的に活用するための整備をプログラムの終了後の平成22年度からは、全国の大学に教材を普及させていく必要がある。	各採択大学が独自に普及・展開をするだけではなく、拠点間教材等洗練事業を行い、各採択大学が協力して情報提供やフォーラムの開催など組織的・強力を育及・展開させることにより、全国の他大学等へ当を担う世界最高水準のIT大人材を育成することが期待できる。また、この事業により、教材化する技術の陳腐化を防ぐことによる技術の領の保持、教材の音及の方向への展開、拠点の教材の質の保持、教材の無関、拠点形成校以外への教材の飛口できる。	化を図ることができ、またその教材等をフォーラムの開催などを通じて、組織的・効率的な方法で全国の他大学等へ普及・展開させることができる。	
革	学院教育改支援のできます。	研究者のみならず、産業界をはじめ 社会の様々な分野で幅広く活躍する 高度な人材を育成する大学院博士課 程、修士課程を対象として、優れた 組織的・体系的な教育取組に対し、大 学院教育の実質化を推進することを 目的とする。 平成20年度は、採択件数の拡充を行 うとともに、優れた教育プログラム を行う大学に対して積極的に重点接 援を行うなど1専攻当たりの支援額 を拡充し大学院教育の実質化を加速 する。	本事業は、「新時代の大学院教育(中央教育審議会答申)」、「大学院教育審議会答申」、「大学院教育振興施策要綱」を踏まることを担めて、大学問題としている。 我が国の大学院の現状及が課題としている。 我が国の大学院の現状及が課題としている。 我が国の大学院の趣旨に(経済の地域におけるでは、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人	(施策目標) 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上 大学院の各課程の目的に沿った、魅力あるし、大学院教育の実質化を図る、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材養成を図る、プログラム申請に向けて学内で積極的に組織的に出り組む契機となりの活性を図るというな議論的に知り組む契機となりに記さを図るといいで高識改革を図るといいでありにとを図るといいが教育のは出いでありにより、び高識改革をのげることにより、び高識改革をあげることにより、び高識改革をのげが図られ、ひいいの人材育の人材育の人材である。	国公私立大学を通じ、大学院教育に関する意欲的かつ独創的な優れた取組を新たに150件程度公募・採択することにより、競争的な環境の整備を促進し、重点的支援による資源配分の効率化が図られるほか、採択された事業に対して3年間8千万円を上限として財政支援を行うことにより、大学院教育の実施でする。 また、採択された取組をフォーラムの開催等により広く社会に情報提供することにより、大学院教育全体の活性化を促進する。	8,597 百万円

			一支件 卅甲七九子!太川不数安心连			
			では、世界トップレベルの教育水準			
			を目指す大学院教育の改革として、			
			『大学院教育制度の改革』、『世界			
			トップレベルの大学院形成』、『学			
			生に対する経済的支援』が提言され			
			ており、このことは「経済財政改革			
			の基本方針2007」においても示され			
			ているところである。			
			これら大学院の現状と課題及び各種			
			会議等における提言を踏まえ、本事			
			業において大学院における優れた組			
			織的・体系的な教育取組に対してよ			
			リー層の重点的な支援を行うことが			
			重要であり、採択件数を拡充すると			
			ともに、教育の組織的な展開及び大			
			学院学生への経済的支援をより強化			
			「一下では、大学院教育の実質化を加			
			に文板の、八子院教育の美質化を加 速する。			
【48】	質の高い大学	社会の信頼に応える学士課程教育の		(施策目標)	│ │国公私立を通じ、大学教育の特色あ	17,310 百万円
	教育推進プロ	実現の観点から、各大学、短期大学、	プログラム」及び「現代的教育ニー	(旭宋日保) 施策目標3-1	る優れた取組を新たに410件選定	17,310日八口
	グラム(仮称)	高等専門学校におけるアドミッショ	ブログブム」及び、現代的教育ニー ズ取組支援プログラム」により、国	1	し、財政支援を行うことにより、競	
		同寺寺门子仪にのけるとドミッショ ン、カリキュラム、ディプロマの3	入取組叉援ノログノム」により、国 公私立を通じた競争的環境の下で大	大学などにおける教育研究の質の 向上	し、財政又接を行うことにより、脱 争的環境の醸成や資源配分の効率化	
	(拡充)					
		つのポリシーを一層明確化にし、各	学の特色・個性化を推進し、各大学		が図られるとともに、選定大学にお	
		大学等の教育の質の向上や特色・個	の優れた取組を広く共有すること	自立して挑戦する若者の育成	ける改革促進はもとより高等教育全	
		性ある様々な大学教育改革に向けた	で、我が国の大学教育改革に向けた		体の活性化を促進することができ	
		積極的な取組に対して支援を図る。	意識改革を促進してきたところ。	本事業の実施により、各大学におけ	る。また、既に選定された取組に対	
				る大学教育改革の取組が一層積極的	する継続的な財政支援を行うこと	
		具体的な事業概要は以下の通り。	現在、中央教育審議会大学分科会で	に行われると見込まれる。平成15	で、引き続き、優れた取組を更に充	
		多様な優れた取組を支援する観点	は「学士課程教育」の再構築に向け	年度からの「特色ある大学教育支援	実・展開し、大学改革を推し進める	
		から、これまでの採択件数を拡充(1	た改革方策について審議されてお	プログラム」、平成16年度からの	ことができる。	
		72件 410件)。申請する組織	り、その中では人材養成機能の明確	「現代的教育ニーズ取組支援プログ		
		単位を多様化し、学科単位から全学	化や教育内容・方法、高大接続、教	ラム」への申請数は毎年多く、また、	また、選定された取組については、	
		的な取組までを対象。	職員の職能開発など、大学教育の質	学長や選定取組者を対象としたアン	他大学等の教育改革の促進に資する	
		政策課題を含めた様々なテーマを	の向上に向けた不断の教育改革が必	ケート調査では約9割以上がGP事	とともに、企業や高等学校など社会	
		設定し、各大学のより一層の機能分	要とされているところである。また、		への理解を深めるため、ホームペー	
		化を促進。これまでのようなテーマ	この審議結果を踏まえ、大学設置基	するなど、本事業の定着性及び他大	ジでの公開やシンポジウムの開催等	
		毎の公募とはせず、事業規模別に公	準等の改正が予定されているところ	学を含めた社会への普及・啓蒙は一	により、広く社会に情報提供を行う	
		募を実施。また、「大学独自の優れ	であり、それらへの対応を速やかに	定程度達成したと考える。	ことを選定大学に対して義務づける	
		た取組」についても公募対象。	行う必要がある。		ことにより、取組の成果及び効果を	
		大学と学生が一体となり学びやす		このように大学改革への意識の高ま	他大学等に波及させ、大学全体の活	
		い教育環境を整備するため、教育設	各大学においては、特色・個性化が	りが醸成されていることから、本事	性化を図ることが期待される。	
		備の重点整備により抜本的な改善・	求められる一方で、大学教育の実質	業を国公私立を通じた競争的な環境	_	
		充実が図られるよう、事業規模別の	化や質の向上を早急に図ることが重	の下で新たに展開することは、より	また、国としても、その優れた取組	

		単価を設定・拡充(3、5、10千万円)するとともに、経年での補助金支出の逓減化を導入。	要とされており、それらの先導的な 取組に対して国として積極的に支援 していくことが必要不可欠。	効果的に大学改革の促進が図られる ものと考える。	や成果をフォーラムの開催などで積極的に情報発信するとともに、それらを参考にしつつ大学設置基準の改正に反映させるなど、我が国の高等教育政策等に活用する。	
[49]	戦略的大学連 携支援事 (新規)	各大学に、文にを関する。 一大学に、文にを関する。 一大学でするでは、文にを関する。 一大学でするでは、文にを関する。 一大学でするでは、文にを関するとと地・一学・大学でするでは、文にを関する。 とは、大に、文にでは、大に、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	各にことが大きなでは、 を対していいでは、 を対していいでは、 を対していいでは、 を対していいでは、 を対していいでは、 を対していいでは、 を対しては、 をもしいでは、 をもしいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 をもいいでは、 ををすりでは、 をもいいでは、 をでからな、 をでかいな、 でがいる。 ではないががいる。 ではないががいる。 ではないががいる。 ではないががいる。 ではないががいる。 をでながいる。 をでながらる。 をでながらる。 をでながるでは、 ををするがるでは、 ををするがるでは、 ををでいるとに、 ををするでは、 ををするでは、 をでながるのでは、 をでいいでは、 をでいいでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでないまでは、 をでいるのでは、 をでないまでは、 をできるがるのでは、 をできるがるでは、 でいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をできるがるのでは、 をでいるのでいるでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでいるでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでは、 をでいるのでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで		本事業を実施することにより、全国の各地域において「広域型」、「地元域型」、「教育る日の戦略の大学で特色の関係で特色の知識を促進をは、一次で特色のは、は、対域で特色のは、は、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対	5,000百万円
[50]	新たな社会的 ニーズに対応 した学生支援 プログラム	大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」。)で実施している学生支援の充実に資する取組のうち、 特色ある	近年、進学率の上昇、国際化の進展 に伴う外国からの留学生、教育内容 の多様化や高度化など、学生を取り 巻く環境が大きく変化しており、ま	(施策目標) 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の 向上	本プログラムは、国公私立の大学等 が実施する、入学から卒業までを通 じた総合的な学生支援のプログラム のうち、新しい発想や効果的な方法	3,200 百万円

	(拡充)	優れたプログラムを選定し、財政支援を行うとともに、広く社会に情報提供を行うことにより、各大学等における学生支援の面での改革の取組を一層促進し、学生支援全体のより一層の充実を図る。 平成19年度開始分1,600百万円(60件程度)平成20年度開始分1,600百万円(60件程度)	た、資質、能力、知識の異なる多様な学生が増加している。 加えて、少子化、ニート・フリーターなどの様々な社会的問題も生生におり、このような中で、大従来の取組に比し一層の工夫・充実が対しる学生では、第00年の高等を関しているという。 さらに、平成17年1月の中央教育審議会において、学生であり、での高等のもので、対が国の高に取り組を支援の充実・体系であり、で関連であり、により、大学等における学生支援の充実は、大学等における学生支援の充実は、大学等における学生支援の充実は、大学等における学生支援の充実は、大学等における学生支援の充実は、大学等におけるが取りたなど、大学等におけるであり、な環境ので取組を支援していく必要がある。	上記のように、当該大学等のみならず、高等教育機関全体に対し、効果的に大学改革の促進が図られるものである。 また、応募と選定の状況、選定されたプログラムの事例集等を通じて効果を把握するとともに、当該取組の効果を検証するため、一定期間経過したプログラムを対象に状況調査を実施予定である。	等によって特色のある優れた支援を含むもので、他大学等の参考となり 我が国の学生支援の充実に資するプログラムを募集の対象としており、 当該大学等のみならず、高等教育機 関全体に対し、効果的に大学改革の 促進が図られるものであり、また、 国公私立を通じた財政支援を行うことで、競争的な環境の整備や資源配 分の効率化が図れる。	
[51]	国立大学等の施設整備の推進(拡充)	世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点となる国立大学等の施設整備を推進し、教育研究基盤の強化を図る。	(事業の背景等) 国立大学等の施設は、世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとっては不可欠な基盤である。 国立大学等の施設については、これまで計画的・重点的な整備が行みの進展や先端技術を取得した研究者の養成、新技術の開発などにおいて一定の効果が現れてきた。 しかしながら、国立大学等施設の現状は、老朽化した施設が増加し、次世代をリードするながられてきなが増加をがあれた人材の養成や創造的・先端的ので開発の場の確保が困難になりつある。 このような状況を踏まえ、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画(H18-22年度)において、	(施策目標) 施策目標3 - 2 大学などにおける教育研究基盤の整備 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業の実施により、施策目標3 2の達成目標の1つである「第2次国立大学等の施設を重点的・計画的に整備する。(18年度・22年度)」が着実に進捗する。 併せて、本事業の実施は、その他2つったスペースの弾力というである「全学的視的な活用等の施設マネジメントを推進する。(18年度・22年度)」、「立大学等のによる整備など、国立大学等のによる整備など、大変を表していた。は18年度・22年度)」、「立大学等の自己以入による整備など、国立大学等の自己よる施設を指達する。(18年度・22年度)」の進捗にも資する。	本事業を計画的・重点的に着実に実施することで、国立大学等の教育研究基盤が強化され、世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発の推進に資することが期待できる。 (その他) 事業の実施に当たっては、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「同新行動計画」に基づき、積極的にコスト縮減を図り、必要最	140,170百万円

大学等の施設整備については、「世 界一流の優れた人材の育成や創造 的・先端的な研究開発を推進し、科 学技術創造立国を実現するために は、大学・公的研究機関等の施設・ 設備の整備促進が不可欠であり、公 共的施設の中でも高い優先順位によ り実施される必要がある。」とその 重要性が指摘されている。

また、国立大学等の施設整備につい ては、「国は、老朽施設の再生を最 重要課題として位置付け、長期的な 視点に立ち計画的な整備に向けて特 段の予算措置を講じる。」とされてい る。

これを受け、「第2次国立大学等施 設緊急整備 5 か年計画」(H18-22 年 度)(H18.4.18 文部科学省)(以 下、「第2次5か年計画」という。) を策定し、重点的・計画的な整備を 図ることとした。

本計画に基づき、老朽施設の再生を 最重要課題とし、併せて、新たな教 育研究ニーズによる施設の狭隘化の 解消を図り、人材養成機能を重視し た基盤的施設や卓越した研究拠点の 再生を図る必要がある。

さらに、大学附属病院については、 先端医療の先駆的な役割等を果たす ことができるよう、計画的に整備を 図る必要がある。

なお、国立大学等の施設は、我が国 の高等教育の水準の向上と均衡ある 発展を図るための必要な基盤であ り、その整備に当たっては、国の予 算において所要の財源措置を行い、 毎年度の予算編成の中で確実に手当 てする必要がある。

その結果、国立大学等における教育 研究の基盤である施設の整備が進 み、施策目標3-2「大学などにお ける教育研究基盤の整備」の実現が 図られる。

(事業開始時に想定した効果)

第2次5か年計画に基づき、平成18年 度から22年度までの5か年間に、特に 緊急性の高い約540万㎡の施設整備 を重点的・計画的に実施する。

教育研究基盤施設の再生

- ・老朽再生整備 • 狭隘解消整備
- ・大学附属病院の再生 (約60万㎡) 計 約540万㎡

(平成19年度までに得られた効果)

平成18年度の事業開始年度から19年 度当初予算までに、本事業等の実施 により、教育研究基盤施設の老朽再 生整備 は約125万㎡(達成率31%)、 狭隘解消整備は約16万㎡(達成率 20%)、大学附属病院の再生整備は22 万㎡(達成率36%)の整備が見込まれ ている。

(平成20年度までに得られる効果)

平成18年度の事業開始年度から20年 度の事業の実施を含めると、教育研 究基盤施設の老朽再生整備は約171 万㎡(達 成率43%)、狭隘解消整備 は約19万㎡(達成率24%)、大学附属 病院の再生整備は33万㎡(達成率 56%)が見込まれる。

また、老朽化した施設の改善につい ては、施設の機能性・構造安全性・ 耐久性などに鑑み、既存施設の活用 が可能なものについては、改築では なく、改修による整備を推進し、事 業コストを抑制している。

さらに、国立大学等によるスペース の弾力的・流動的な活用などの施設 マネジメントや、寄付・自己収入に よる整備をはじめとする自助努力に よる新たな整備手法などのシステム (約400万㎡) 改革も積極的に活用しながら施設整 (約 80万㎡) 備を図っている。

(施策目標)

(独)日本学生支援機構の奨学金事

	述のための短	次の代トスの仏当生生の仮当の採出	12 労失が必済的も表示が刑する。	佐笠口捶 2 2	光다 비효에다이고 상도비조車光	4 E E
	減のための奨	資の貸与その他学生等の修学の援助	り、学生が経済的な面で心配するこ	施策目標3-3	業は、制度創設以来、貸与制で事業	百万円
	学金事業の充	を通じ、我が国の大学等において学 ぶ学生等に対する適切な修学の環境	となく、安心して学べるようにする	意欲ある学生への支援体制の整備	を実施しているが、貸与制について	
	実(拡充)		ためにも、奨学金事業の更なる充実	/ L公口的のために必要わか田 杉 須	は、返還金を奨学金の原資として再度活用することにより、限られた財	
		を整備し、もって次代の社会を担う 豊かな人間性を備えた創造的な人材	を図ることが必要である。	(上位目的のために必要な効果が得 られるか)	浸冶用することにより、限られた射 源の中で、希望する学生を幅広く対	
		壹かな人间性を備えた創造的な人材 の育成に資する。	 また、教育基本法第4条第3項にお	ラルタ 奨学金事業の開始以来、64年間で	家とすることが可能になること、返	
		の自成に負する。	おた、教育基本法第4余第3項にの いても「国及び地方公共団体は、能	奨字並事業の開始以来、 6 4 年间で 約 8 1 4 万人の学生等に対して奨学	家とすることが可能になること、返 還を通じて学生の自立心や自己責	
			力があるにもかかわらず、経済的理	紛の「4万人の子王寺に対して奨子 金の貸与を行ってきており、教育の	ほを通じて子主の日立心や日じ員 任、さらには社会への還元の意識の	
			カルめるにもかかわらり、経済的達 由によって修学が困難な者に対し	並の負うを行うてきてあり、教育の 機会均等の実現と我が国の発展を支		
			T、奨学の措置を講じなければなら	機会均等の実現と我が国の光展を文 える人材育成に大きく寄与してきた	広長などの教育的効果も期待できる こと等意義のある効率的な制度であ	
			ない」と規定されており、国が責任	ところである。また、経済的理由に	こと寺思義ののる効率的な耐度での る。また、多くの学生等が自立し、	
			ない」これにつり、国が負任 をもって実施すべき施策である。	より修学を断念することがないよ	る。よた、多くの子王寺が自立し、 安心して学ぶことができるよう学生	
			をもりに美心すべる心束にある。 	より修子を断ぶすることがなれる う、奨学金の貸与を社会のセーフテ	等に適切な修学環境を整備し、次代	
			 さらには、平成 19 年 6 月に閣議決定	イネットとしての役割を担うこと	寺に週切な修子環境を整備し、人代 を担う豊かな人間性を備えた創造的	
			された「経済財政改革の基本方針2	1 イットとしての役割を担うこと で、国民の安心と勉学意欲の涵養を	な人材の育成に資するとともに、国	
			007」においても「優秀で意欲あ	C、国民の女心と過子息品の過食を 与えている。さらに家計における教	な人材の自成に負することもに、国 際相互理解の増進に寄与している。	
			る学生に対する奨学金を拡充するた	うんている。とうに家計にのける教 育費の負担を軽減するとともに、学	除竹丘垤畔の垣底に可与している。	
				考えられる。 		
[53]	大学等におけ					250 百万円
1331				<u> </u>		230 日7111
					•	
					-	
	(3/17/6)		1			
			TAGE 1 7 0		10000	
			障害のある者(特別支援学校卒業者			
				Premare constraints		
			I			
			社会参加を図る上で極めて有効な方			
			策と考えられるが、上記のように、			
			我が国の高等教育機関に在籍する障			
			害のある学生は極めて少人数で、支			
			援を受けている学生はさらに少ない			
			状況にあり、各大学等は、障害のあ			
			る学生の受入れ経験が乏しく、十分			
			な支援体制が整備されていない状況			
[53]	大学等のでは、大学等のでは、大学等のでは、大学等のでは、大学等のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	障害のある学生への修学支援について、例えば、独立行政法人日本学生支援機構の実施する「障害学生修学支援ネットワーク」事業の拠点校を現在の7大学から11大学のな取組を行っていた生態的な取組を行って主張体制の充実・促進を図るとともに、障害のある学生が極めて少ない又は在籍していない大学等における支援体制の整備・充実を目指す。	策と考えられるが、上記のように、 我が国の高等教育機関に在籍する障害のある学生は極めて少人数で、支援を受けている学生はさらに少ない 状況にあり、各大学等は、障害のある学生の受入れ経験が乏しく、十分	生等の自立性を促すことにも有効と 考えられる。 障害のある者(特別支援学校卒業者等)が、高等教育機関に進学し、な知 職・技術を習得することは、同時であるが、上記で述べたようであるが、上記で述べたようで表がであるが、上記で述べたようであるが、上記であるが、上記では、ののである学生の高等教育機関へのある学生の高等教育機関への進学をと関当たり前に受けていくことは、就学機会の確保を図る上でも有効である。	障害のある学生への修学支援について、専門部署の設置やコーディネーター(障害のある学生の修学支援に携わる専門員)の配置など、先進的な取組を行っている大学等にあるとともに、当該大学等を通じ、障害のある学生が極めて少ない又は在籍していない大学等に対して情報提供や助言を行うことにより、資源配分の効率化を図る。	250

にあるため、今後、障害のある学生の高等教育機関への進学を促し、当たり前に受け入れる体制を整備・充実していくことが必要である。さらに、平成19年6月の教育再生会議から提言された「社会総がかりで教育再生を(第二次報告)」においても、国、大学は、大学等における経験のを学生への支援の充実を図ることが指摘されており、また、与党の提言において、大学等における経済であると生への支援の不実を図ることが指摘されており、また、与党の提言において、大学等における試験等において、大学等におけるはいました。大学等における知らのある学生への支援の取組を充実することなどについても必要な記慮や支援が行われるよう必要な指慮を支援が行われるよう必要な指慮を支援が行われるよう必要な指慮を支援が行われるよう必要な指慮を支援が行われるよう必要な措置を調じることや、能力がありが大力を支援が行われるよう必要な措置を調じることや、抗力がありが表力となどについて指摘されている。私立学校とともにこかでもののよびを改善することをとして、大学生の約18割の一定を対して、経営が関係では、対するも別のの表質に対するを表現を対するも関連のの表現に、質・量両面において大学等を発育を表してきた役割の重要性に鑑みて、第19年度子算において、対する財産のの表現に、質・量両面において大学等を発育をとせに、大学もの約3割、効和立学校とともに、大学生の約3割、が私立学校とともに、大学生の約3割、が私立学校に関する人と、野の学校教育の発展に、質・量両面において大学等を教育を表してきた役割の重要性に鑑みて、第19年で表してきた役割の重要性に鑑みて、第19年で表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	(施策目標) 施策目標3・4 特色の振りで表表展開する私立 学校の振りの努力や発力を展開する私立 学校の振りの努果を開する私立 学校、は、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(事業アウトプット) 本事業の実施により、 私立学校における教育研究条件の維持向上、私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経営の健全性が高まること、といった効果が見込まれる。 (事業アウトカム) 私学助成を確実に措置することににより、教育の機会均等の確保や特色ある教育研究の展開に大きく貢献することが期待される。	一百万円
---	---	---	------

	都道府県が行う私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の経常費助成に対しその経費の一部を国が補助。 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助等 私立大学等における教育研究装置、施設整備等に対する補助。 私立高等学校等施設高機能化整備費補助等 私立高等学校等における施設整備等に対する補助。				
【55】 科学研究費補助金(拡充)	人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたる基礎から所用者の自な発想に基づく研究する、研究者を経った、研究者を経ってのあらゆる「学術研究」(研究者を担じているのでは、大のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(事業の背景等) 「第3期科学技術基本計画」との 「第3期科学技術基本計画」との 「第3期科学技術基本計画」との 「第3月28日の 「東京者」の 「東京者」の 「東京者」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な大」の 「東京な、 「東京な 「東京な 「東京な 「東京な 「東京な 「東京な 「東京な 「東京な	な指標として、 科学技術政策研究	(事業アウトブット) 約55,000件(平成18年度実績)の研究者の自由な発想に基づく研究の支援を実施する。 (事業アウトカム) 人文・社会科学から自然科学までのあらいのでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のでは、のは、のでは、のは、のでは、ので	217,481 百万円

	T	T	T	1.05.10 T*1.05.00\L=	T	
				18年4月~平成19年3月)に朝		
				日、産経、東京、日本経済、毎日、		
				讀賣の6大紙により報道された研究		
				成果事例のうち、685件が科学研		
				究費補助金による支援を受けたもの		
				であったこと、があげられる。		
【56】	個人の遺伝情	「個人の遺伝情報に応じた医療の実	国際ハップマッププロジェクト等の	(施策目標)	(事業アウトプット)	2,794 百万円
	報に応じた医	現プロジェクト」(平成15~19	進展により、諸外国ではオーダーメ		世界最大規模であり、研究基盤とな	
	療の実現プロ	年度)において、個人個人に最適な	イド医療の実用化に向けたSNP研	ライフサイエンス分野の研究開発	るバイオバンクを維持し、研究機関	
	ジェクト	予防・治療を提供することを可能と	究の基盤整備が整い、疾患関連遺伝	の重点的推進	に試料を配布するとともに、臨床応	
	(第2期)(新	する医療の実現に資するため、約3	子の解析競争がさらに激化してい		用に繋がる研 究として疾患関連遺	
	規)	0万症例の血液サンプルや臨床情報	る。	(上位目的のために必要な効果が得	伝子研究を実施することにより疾患	
	796)	をバイオバンクに収集し、一塩基多		られるか)	の原因遺伝子が特定される。	
		型(SNP)タイピングを実施して	 日本としても知的財産権の確保の観	バイオバンクに集められた試料・S	OMERICA DATACETOR	
		きたところである。平成20年度以	点に鑑み、疾患関連遺伝子研究を推	NPタイピングデータ等を有効活用	(事業のアウトカム)	
		降においては、オーダーメイド医療	進していく必要がある。	し、疾患関連遺伝子研究を推進する	(************************************	
		の実現化を目指し、世界最大規模の	に していて必要がある。	ことにより、個人個人に最適な予	特定し、それらの病気の早期発見、	
		バンクに集められた試料・SNPタ	│ │ また、アメリカ、カナダ、EUが中	ここにより、個人個人に最適な子 防・治療を提供することを可能とす	予防法の確立を図ることにより、国	
		イピングデータを活用し、疾患関連	ふた、アグリカ、カナタ、EUが中 心となり今後進められる予定のがん	め・石原を提供することを可能とす る医療の実現をもたらし、目的のた	民のQOL(生活の質)の向上が実現さ	
		1Cノグテータを活用し、疾患関連 遺伝子研究を推進する。また、今後、		る医療の実現をもたらし、目的のだ めに必要な効果が得られる。	-	
			ゲノム研究へ日本も協力することに	めに必安は効未か待りれる。 	れる。	
		国際的に進められる予定であるがん	より、国際研究協力の枠組みにおい		(70/L00HH)	
		ゲノム研究の協力を行う。	て、本プロジェクトの主要なターゲ	本事業の先行事業「個人の遺伝情報	(その他の効率性)	
			ットである「がん」について、個人	に応じた医療の実現プロジェクト」	オーダーメイド医療の実現により、	
			に最適な予防・治療を可能とする医	において、平成19年度までに約3	これまでのように同じ診断を受けた	
			療の実現化に資することができる。	0万症例の血液サンプルや臨床情報	集団を対象とする予防・治療ではな	
				を集め世界最大規模のバイオバンク	く、個人個人の遺伝情報から患者の	
			一方、『第3期科学技術基本計画』	を構築し、これらの資料を基にもと	状況を詳細に診断し、副作用のない	
			を踏まえ、総合科学技術会議が策定	に約30億のタイピングデータを収	最適な低コストの医療に繋げるため	
			した『分野別推進戦略』において、	集するなど十分な成果が得られてい	のエビデンスを提供することが可能	
			ライフサイエンス分野の重要な研究	る。このため本事業についても、こ	になる。	
			開発課題としてオーダーメイド医療	のバイオバンク及びタイピングデー		
			に関連した「生活環境・習慣と遺伝	タを活用し、疾患関連遺伝子研究を	なお副作用においては、米国の統計	
			の相互関係に基づいた疾患解明及び	推進することから目指す効果が達成	データ(JAMA)では、薬剤の副作用	
			予防から創薬までの研究開発」が挙	できると判断した。	によって入院若しくは入院期間を延	
			げられている。また、『イノベーシ		長した事例が、年間200万件、死	
			ョン25』においても、食生活や運		亡例が10万人、派生した医療費が	
			動等の生活習慣の改善を通じた予防		700億ドル(8.4兆円)と推測	
			医療が個人レベルで行われること等		されている。人口比を考慮すると、	
			が可能となる「生涯健康な社会」が、		我が国では薬剤の不適切正な使用や	
			2025年までに実現する社会像の		副作用により派生する医療費は、3	
			一つとして取り上げられている。		0兆円の年間医療のうち、4-5兆	
					円に相当する額に当たると試算され	
			 さらに、『新健康フロンティア戦略』		ることから、オーダーメイド医療の	
			においても、メタボリックシンドロ		実現により大幅な医療費の削減に繋	
L	1	<u>l</u>	10001 C 0() / / / / / / / / / /	<u>l</u>	人かによって、国の区域は、大きには、	

	BW S J M TT - W P		ーム、がんなどを克服するために、 個人の特徴に応じた予防・治療の研 究開発・普及を重点的に推進すると されるなど、オーダーメイド医療の 実現化に向けたニーズは高まってい ると言える。		がることが期待される。	
[57]	脳科学研究戦略推進の対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、	自然科学のでは、おいかでは、おいかでは、おいかでは、おいかでは、いいかでは、いいかでは、いいができた。、いっかではないいいっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかではないいいかでは、いっかではないいっかで	の一層の推進、人間の活動領域の拡張に向けた取り組みを今後国民が自ら取り組んでいくべき分野の1つとして取り上げられ、対策を進めて行くこととされている。また長期戦略指針「イノベーション25」おいて、	(施策目標) 施策目標4 - 2 ライエンス分野の研究開発 の重点 (上位目的のために必要な効果が得られるか) アルツハイ恵の一病療・子供の脳を関連である。 をはいるのでである。 での治療をでいる。 に、新の関係をはいしとでは、 をはいした。 をはいした。 をはいした。 をはいした。 をはいした。 をはいした。 をでいる。 は、 をでいる。 は、 をでいる。 は、 をでいた。 は、 をでいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(事業アウト) 多様アウトプラ法を記された。 ととするので、関連ともので、関連ともので、関連ともので、関連ともので、関連をもした、関連をもした。 を表すののでは、数科学のでは、数科学のののでは、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示では、表示	4,000 百万円

			学習メカニズムの解明、精神神経疾			
			患の病因解明、脳とコンピュータの			
			コミュニケーション技術の開発、脳			
			の発達とその感受性期(臨界期)の			
			分子過程の分析などが飛躍的に進展			
			した。こうした脳科学研究の成果を			
			実際の医療につなげることが求めら			
			れており、厚生労働省等と連携して			
			研究を推進していくことを検討して			
			เาอิ			
			また、教育再生会議をはじめとして			
			子供の発達障害や感受性期(臨界期)			
			に関する研究が重要視されており、			
			脳機能の発達等の解明に関する研究			
			を国が支援していく意義は大きい。			
【58】	イノベーショ	イノベーションや国民生活の安全・	計算機シミュレーションは、理論、	(施策目標)	(事業アウトプット)	1,250 百万円
	ン基盤シミュ	安心を実現するために、戦略的基盤	実験と並び、第3の科学技術の方法	施策目標4 - 3	「イノベーション基盤シミュレーシ	,
	レーションソ	ソフトウェアを活用し、最先端の複	として重要性を増しており、たとえ	情報通信分野の研究開発の重点的	ョンソフトウェアの研究開発」にお	
	フトウェアの	雑・大規模ソフトウェアの研究開発	ば(米)ボーイング社では、シミュ	推進	いて、産業界のニーズを踏まえつつ、	
	研究開発(新	を実施し、ものづくり、情報通信な	レーションを高度活用し、航空機開		最先端の複雑・大規模のシミュレー	
	規)	どの各産業分野の情報化や国民生活	発の風洞実験の回数を1980年代	(得ようとする効果及びその達成見	ションソフトウェアの開発に取り組	
		の安全・安心を支えるとともに、ソ	に比べて1/20程度としている。	込み)	み、量子化学計算、生体循環器系シ	
		フトウェアの開発に係る人材の養成	これにより開発期間が大幅に短縮し	本事業の推進に当っては、「戦略的	ミュレーション、ナノ素材シミュレ	
		を行う。	ている。このことによりボーイング	基盤ソフトウェアの開発プロジェク	ーション、流体解析、構造解析、防	
			社は、単にコストダウンに成功した	ト」及び「革新的シミュレーション	災シミュレーション等の分野におい	
		そのため、平成17年度から実施し	にとどまらず、航空機産業のトップ	ソフトウェアの開発プロジェクト」	て世界的レベルの基盤ソフトウェア	
		てきた「革新的シミュレーションソ	企業としての地位を確立することが	の実績・成果がそのベースとなる。	を整備する。	
		フトウェアの研究開発プロジェク	可能となるなど、重要な役割を果た			
		ト」で形成した効率的・効果的な産学	してきている。	これらのプロジェクトでは、約20	(事業アウトカム)	
		の基盤を活用しつつ、		本/年×5年 トータル約100本	開発したソフトウェア及びソースコ	
		・よりシーズプッシュからニーズプ	しかし、汎用構造解析ソフトウェア	のソフトウェアをインターネットに	ードを順次公開する事としており、	
		ルヘ	のNASTRANや半導体CADシステムであ	より公開した。その結果、現在まで	汎用性、実用性の面で優れた特徴を	
		・より産業界のニーズを反映すると	るTCADシステムなど、有力な科学技	に約4万件に及ぶダウンロードがな	有しているソフトウェア資産をフル	
		同時に、産業界の関与を明確に	術用ソフトウェアの多くは海外の機	され、社会から大きな関心が寄せら	に活用することにより投資効率の向	
		・より高性能・精緻化したソフトウェ	関で開発されており、海外で開発さ	れるとともに、各種業務に活用され	上が実現する。	
		アの創出へ	れているその性能をはるかに超える	ている実績を有した。		
		を目指した施策を展開する。	ような最先端のシミュレーションソ		また、社会のニーズをシミュレーシ	
			フトウェアは使用できない。我が国	本事業においては、その基盤技術を	ョンソフトウェアの開発へ効率的に	
		具体的には、大学等の有するソフト	としてシミュレーションに関する技	活用して、新たなシミュレーション	反映を図るため、主なユーザでもあ	
1		ウェアを活用し、	術力を蓄えないと、国際競争力の低	ソフトウェアの開発をすることで、	る産業界側との連携体制を強化し、	
1		・産業界のニーズ集約と、これを踏	下につながりかねない。	より有益なシミュレーションソフト	開発への参画(マッチングファンド、	
		まえたソフトウェアの選定		ウェアの開発が可能となり、製品の	人材の派遣、実証実験の実施)を推	
		・大学等と企業等との連携による新	ものづくりやバイオ、ナノ、流体、	コストダウン、開発期間の短縮が実	進する研究開発体制とすることによ	
	J	/ パチューエ来ューの左がによる別	しいとくといいにはくとと、別呼べ		~ この 例 このは こうじゅうしょう ひここにみ	

		規ソアの住体の大学により、 ・企業に、 ・介を関係のでは、 ・	構造等、様々な分野の産業の国際競争力の強化を図るためには、本施策により高度なシミュレーションに活用するシミカーでは、クリカーでは、インは指するシミカーでは、インがある。 また、「イ取がある。 また、「イ取がある。 また、「はは本的では、インがは、はないがある。 また、自然では、インがは、は、中のでは、大がいかが、では、「人がいかが、であり、中のでは、カインの最近のであり、ウェーがである。 はているのでは、カインの最近のであり、ウェーがである。 はているのでは、カインののでは、カインののでは、カインののでは、カインのであり、ウェーがである。 は、カインでは、カインのでは、カインのでは、カインのでは、カインのでは、カインのでは、カインのであり、ウェーが、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのであり、カインのでは、カインのであり、カインのであり、カインのではないのでは、カインのではないのでは、カインのではないのではないのではな	現される。 さらに、産業界の関与を明確化し、 こが高くいとでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	り、トータル人件費の圧縮、及び、信頼性の高いソフトウェアの開発を行うことにつながる。	
[59]	e-サイエンス 実現のための システム統 合・連携ソフ トウェアの研	災シミュレータ」 研究室レベルのコンピュータからスーパーコンピュータまで、規模も処理能力も異なるコンピュータを組織や階層をまたいで効率的・効果的に利用するためのシステム統合・連携	現状では、LLS、NIS、NLSといった重層的かつ多様な種類の計算資源からなる利用環境において、より上位の計算資源を活用しようとした場合に共通的に使用可能な並列言語処理系	施策目標4-3 情報通信分野の研究開発の重点的 推進	【事業のアウトプット】 システムソフトウェアの研究開発に 実績のある企業の参画を含めた最適 な研究開発体制により、研究室レベルのコンピュータからスーパーコン	750 百万円
	究開発(新規)	ソフトウェアの研究開発を行う。 これにより、大学等を含め全国に散在する様々な計算資源をユーザがそのニーズに応じてストレスなく利活用できるe-サイエンス基盤の構築を可能とする。	(コンパイラ等)がないため、計算環境のスムーズな移行が困難である。 また、異なる組織や遠隔地の研究者がデータやソフトウェアを共有して共同研究を行おうとする場合に、LLS間あるいはNIS-LLS間のデータ共有	【得ようとする効果及びその達成見込み】 LLS, NIS, NLS において、より上位の計算環境を活用して計算規模を拡大しようとするユーザがプログラムを書き換える作業を不要とすることで、計算環境の移行時における負担軽減につながる。	ピュータまで、規模や処理能力がそれぞれ異なるコンピュータを統合・連携するソフトウェア(コンパイラ等のシステムソフトウェア及びグリッドソフトウェア)を開発・整備する。 【事業のアウトカム】	

		大東光づけ リエの理会問発を行う	み 計算姿質の対象的もの矛動もば		研究会しがリのコンピュークからユ	
		本事業では、以下の研究開発を行う。			研究室レベルのコンピュータからス	
		(1)研究室レベルのPCクラスタ	用等を可能とするような研究環境の	これにより、各層の利用の活性化や	ーパーコンピュータまで、規模や処	
		(LLS*1)、大学・研究機関等のスーパ		利用の拡大につながる。	理能力がそれぞれ異なるコンピュー	
		ーコンピュータシステム(NIS *2)、	要性は高い。		タを統合・連携するソフトウェア(コ	
		次世代スーパーコンピュータ(NLS ^{*3})		また、高性能化のペース及び設置数	ンパイラ等のシステムソフトウェア	
		において、より上位の計算資源を活		の増加が著しい計算資源からなる	及びグリッドソフトウェア)の研究	
		用しようとした場合に、プログラム		LLS から NIS や LLS につながる仮想的	開発を行うことは、研究のためのア	
		を改変せずに各環境で最適に実行す		な研究コミュニティが柔軟に実現で	プリケーションソフトウェアの生産	
		るためのシステムソフトウェア(コ		き、研究の活性化に直接的に寄与す	性向上に資することが見込まれる。	
		ンパイラ、ライブラリ等)		る。		
		(2)NISにおいて運用されているグ			また、全国に分散する計算資源の効	
		リッド環境と連携することにより、		さらに、LLS, NIS, NLSの間での柔軟	率的活用を促進することにより組織	
		LLS間あるいはNIS-LLS間で、データ		な計算資源活用が可能となり、大学	や距離を越えた大学間連携や産学官	
		共有や計算資源の効率的な活用等の		間連携や産学官連携による研究の効	連携による共同研究を可能とするこ	
		共有で計算員派の効率的な活用等の ために必要な仮想組織の構築を可能		率が大幅に向上する。	とから、我が国における計算科学の	
		ために必要な仮想組織の構築を可能 とし、かつ各応用分野の研究者でも		デルス間に凹上する。	ひから、我が国にのける計算科学の 研究・開発・応用技術が発展するこ	
		1		-わこのノノが シーンの海にかっ		
		運用が可能なグリッドソフトウェア		これらのイノベーションの源となる	とが期待される。	
		なお、得られた成果(ソフトウェア)		研究開発を促進することにより、経		
		は広く一般に公開する。		済成長力の強化に貢献することが期		
		(*1 Laboratory Level System, *2		待できる。		
		National Infrastructure System, *3				
		National Leadership System)		本事業は公募を行い、外部有識者か		
				らなる審査検討会において、学術		
				的・技術的水準の優位性、産学官の		
				連携体制等を評価して、本事業の政		
				策目標を達成可能な研究開発機関を		
				選定して採択することとしている。		
				 また、円滑な研究開発の実施を図る		
				ことを目的とし、研究の進捗状況の		
				評価を行うための進捗評価委員会を		
				設置し、定期的に評価及び評価結果		
				の反映を行うとともに、情報科学技		
				術委員会にて中間評価を実施する。		
				これらの取り組みを通じて、上述の		
				効果を得ることが可能であると考え		
7001	2 1 ##47/두/군		、12年 - 井田夕井 7月曜化 7月曜 1	られる。	「大事業に切りされてノンプルし	2 042 至下田
60]	21世紀気候	人類の生存基盤に重大な影響を及ぼ	近年、世界各地で温暖化の影響によるために思われる思常気象が頻繁し	【 施策目標 】	【本事業に投入されるインプット (終済量)】	2,813 百万円
	変動予測革新	す恐れがある地球温暖化について、	るものと思われる異常気象が頻発し	施策目標4-4		
	プログラム	抑制や適応のための効果的、効率的	ていることから、第3期科学技術基	環境分野の研究開発の重点的推進	本事業の予算規模は、平成20年度	
	(拡充)	な政策及び対策の実現に資するた	本計画においても「気候モデルを用		からは年間約28億円での実施を予	
		め、我が国の大学、研究機関の英知	いた21世紀の気候変動予測」「気	【指標】	定している。また、本事業を実施す	
		を結集し、「地球シミュレータ」の	候変動リスクの予測・管理と脱温暖	温暖化予測モデルの高度化状況	るための必要不可欠な計算機資源と	
		能力を最大限に活用して、確度の高	化社会設計」は、世界と協調して正	温暖化予測モデルの発展型の開発に	して地球シミュレータを予定してい	

い温暖化予測情報を信頼度情報と併せて提供するとともに、温暖化の影響として近年特に社会的関心が高い極端現象(台風、豪雨等)に関する解析を行い、予測情報の自然災害分野の影響評価への適用を図ることを目的として、(1)温暖化予測モデルの高度化、(2)温暖化予測モデルの不確実性の定量化・低減、(3)自然災害分野の影響評価への適用性実証の3つの課題を有機的に結合した形で研究開発を実施する。

特に、平成20年度以降については、68八イリゲンダム・サミットにおける首脳宣言や「21世紀環境立国戦略」、「イノベーション25」で重要性が指摘された開発途上国における気候変動の抑制・適応への我が国の貢献に関し、大規模な森林減少等の土地利用変化が温暖化の進行に及ぼす影響を解明する研究及びアジア地域における自然災害の詳細な影響評価予測研究の強化を図る。

これらにより、国際社会における地球温暖化に起因する政策的、技術的対応や災害等への適切な対策が行われ、人類が環境と経済の両立した生活をおくり、持続的に発展していくことを目指すものである。

確な気候変動の予測を行い、地球温暖化に適応できる将来社会を設計し実現する科学技術として、5年間の集中投資が必要な戦略重点科学技術として位置づけられている。

本プログラムは、2013年頃とりまとめ予定の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書への貢献をはじめ、気候変動枠組み条約の究極的な目的である「気候系すこととならない水準において大気でするために必要な脱温策を支速成するために必要な脱温策検をの構築のための国内外の政策検索では、公人で、の機等の極端現象による災害リスク増大に対処するための対策を確立もので、不可欠な情報を与えるもので、平成19年度から開始している。

平成19年6月に行われたG8八イリゲ ンダム・サミットにおける首脳宣言 「世界経済における成長と責任」に おいては、気候変動の抑制・適応の 重要性が強調されると共に、「21 世紀環境立国戦略」においては、最 先端のシミュレーション技術を利用 した将来予測、情報の共有が重要視 され、「イノベーション25」にお いては、日本の優れた環境・エネル ギー技術等の世界への発信、実証と して、地球シミュレータによる未来 の水や気候変化予測データの提供、 災害関連情報の提供等を積極的に提 供することの必要性が明確に示され た。

これら、気候変動予測等に関する強化指針を受け、平成20年度以降については、以下の研究を強化し、関係国の気候変動の抑制・適応に関する政策決定、対策立案を支援する必

おける、精緻な現象メカニズムの導入度合い、及び解像度の向上(大気海洋結合モデルで大気50Km-mesh、海洋20Km-mesh、また超高解像度大気モデルで大気1Km-mesh)度合い。また、開発されたモデルによる近未来(2030年頃)及び長期(今後300年程度)にわたる温暖化予測状況。

不確実性の定量化・低減状況 複数のモデルや初期値を変化させた アンサンブル予測手法及びデータ同 化手法の開発利用を通じた予測モデ ルの不確実性の定量化・低減度合い。

影響評価への適用性実証状況 気候変動予測に基づいた、極端現象 (台風、集中豪雨、高潮、豪雪、熱 波、異常渇水・旱魃等)の頻度や強 度に注目した解析度合い、及びそれ らによる将来の自然災害対策等へ向 けた貢献度合い。

本研究においては、温暖化予測モデルの高度化、不確実性の定量化・低減、影響評価への適用性実証の3つの課題を実施する各研究機関をすべて含むチームを形成することを基本とし、チームを横断する連携を促進するため、文部科学省の技術参与であるプログラム統括が、プログラムを体の運営方針の決定やマネジメントシステムの向上を行うとともに、各チームに所属するの課題代表者等による研究調整委員会を設置している。

また、地球温暖化に関する予測情報 の政策応用を目指す地球環境研究総 合推進費による研究との密接な連携 が必要であり、そのための計画調整 を目的として、文部科学省地球環境 科学技術委員会と環境省地球環境研 究企画委員会が合同で会議を開催 る。

【本事業から得られるアウトプット (活動量)】

本事業の実施により、極端現象を含めた詳細な気候変動予測を行うことにより、温暖化の災害リスクに及ぼす影響を精度良く推定し、我が国をはじめ、世界各国の適応策検討、さらには温暖化抑制の必要性に関して、世界共通の理解促進に資する。

また、気候変動枠組条約における温室効果ガス削減目標の議論に伴い、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で温室効果ガス濃度を安定化させるための検討が行われている中で、予測モデルを高精度化することにより、気候 炭素循環フィードバックを評価し温室効果ガス排出削減目標を濃度目標と対応付けることが可能となる。

更には、各種の温室効果ガス濃度安定化シナリオに対応した、来世紀以降までに及ぶ長期の海面上昇などの具体的な予測が可能となる。これらにより、安倍首相の「美しい星50」で示された低炭素社会の長期ビジョン作りに資する。

要がある。 し、研究代表者を交えて研究計画に 森林減少等に伴うCO2吸収の減少、 関し審議を行い、研究の効果を判断 並びに十壌の露出によるCO2排出の することとしている。さらに、科学 増加や土地の保水力の低下などから 技術・学術審議会研究計画・評価分 もたらされる、温暖化促進による異 科会による中間評価及び同分科会地 常気象や水循環の変異(旱魃、豪雨、 球環境科学技術委員会の委員等を講 洪水等)など気候変動への影響評価 評委員とする成果発表会における講 を行う。 評を踏まえ判断する。 日本の気候にも密接に関連するア ジア地域における自然災害(台風) 本研究は、温暖化予測モデルの開発 豪雨、洪水、渇水等)の出現頻度や を軸とし、確度の高い温暖化に関す 強度の詳細な変化予測を行う。また、 る予測情報を政策へ応用、あるいは 黒潮の蛇行などの海流・深層流の変 社会的課題へ適用することにより、 動を解析し大気海洋の相互作用を通 その価値の最大化を目指すものであ じた自然災害発生への影響メカニズ り、モデルの高度化、不確実性の定 ムを詳細に評価する。 量化・低減、影響評価の3つの課題 を有機的に結合させることにより、 米、英、仏、独等の欧米先進国は、 信頼度の高い地球温暖化予測情報の 温暖化予測研究に対して多くの財 創出・提供と自然災害分野の影響評 政・人的資源を投入しており、国際 価への適用を目標として実施してい 競争はますます激しさを増している ことから、国からの温暖化研究への 集中投資・成果達成は、気候変動問 これらにより、確度の高い予測情報 題の克服に向けた国際的リーダーシ を国内外の地球温暖化対応に関する ップを発揮する上で不可欠である。 検討の場に提供し、IPCC第5次 評価報告書(2013年頃予定)へ の寄与をはじめ、気候変動に対する 政策検討、及び適応策、技術的対策 の立案に資するとともに、我が国の 世界トップレベルの温暖化予測研究 を維持し、世界をリードする人材の 育成に資することが見込まれる。 事業の実施にあたっては、モデルの 高度化、不確実性の定量化・低減、 影響評価の各課題を実施するチーム をすべて含むグループを形成するこ とを基本とすることにより、3つの 課題を有機的に結合させる。これに より、確度の高い温暖化に関する予 測情報を政策へ応用あるいは社会的 課題へ適用できることが見込まれ 【61】 | データ統合・ 【施策目標】 |データ統合・解析システムは、地球 | 施策目標4-4(達成目標4-4-【本事業に投入されるインプット 930 百万円

解析システム (拡充)

観測データを科学的、社会的に有用な情報へと変換し、それを国際的に共有することにより、包括的、調整的、及び持続的な地球観測のための国際的な取組であるGEOSS(全球地球観測システム)の構築への貢献を目指すものである。

平成18年度から、地球観測衛星や地上・海洋観測による各種観測データを統合、汎用性の高いデータシステムを構築し、そのシステムの有効性を実証するため、関係機関と連携して、具体的な問題対策に適用する。

具体的には 高精度降雨予報と流域 データとの統合によって利根川水系 のダム管理を高効率化するためのダ ム最適運用システムの構築、 広域 植生データと生物分布予測モデルの 統合による特定外来生物対策の高度 化、 気象予報と作物育成モデルの 統合による農作物生産管理の最適化 などの応用機能の開発を進めてい る。

平成20年度においては、19年度に引き続き、データ統合・解析システムの構築を目指すが、開発中のプロトタイプシステムを使い、各種実証モデルの、さらに、GEOSSへの貢献の一環として、当該システムのアジア地域における水資源管理や洪水・渇水被害軽減への有効性についても取り組みをはじめる。

1)の目的を達成するため、各研究機関の地球観測データを体系的に活用することが 求められている。

このため、各研究機関の地球観測データを統合・解析する情報技術を開発することによって、地球環境変動への効果的な対応策の実現に貢献する必要がある。

また、我が国の有する最先端の科学 技術に関する知見を活用し、世界(特に我が国と地理的にも経済的にも関連の深いアジア地域)に対して、貢献していくことが求められている。 施策目標4-4

環境分野の研究開発の重点的推進

現在の一般的なデータ転送速度は最大で1秒当たり550キロバイト程度であり、大容量の地球観測データを入手する際には、多くの時間を必要としている。一方、本システムは、多種多様で大容量の地球観測データを1ペタバイトの蓄積・解析処理空間に予め投入し管理することから、データ転送回数を最小限(1~2回)に抑えて時間的な短縮を図り、多様なニーズに対応した情報を創出するための解析処理を効率的に行うことを可能とするものである。

平成19年度においては、本システム上で動作する高速データダウンロード専用ツール群(通常転送速度の26倍速を実現)を開発して効率的なデータ投入を行っている。現在もシステム構築の段階であるが、汎用性の高いデータセットを提供できる見通しであり、本システムの有効性が実証できると考えられる気候変動・水循環・生態系の各分野での運用を図ることにしている。

なお、本システムの有効性について は、今後も科学技術・学術審議会研 究計画・評価分科会地球環境科学技 術委員会等において検証することと している。

【指標】

・ 地球環境問題に取り組むため科 学的、社会的に有用な情報を提供す る課題数(目標 5件/年程度)

【参考指標】

・ データ統合のために蓄積された 観測等のデータ量 平成18年度においては、気候変動

(資源量)】

・ 本事業の平成20年度予算規模 は約9億円であり、その大半が本事 業を実施するための委託費として想 定される。

【本事業から得られるアウトプット (活動量)】

・ 我が国では既に多くの大学・研究機関などにおいて、広く地球観測が行われており、これらの観測で得られたデータを統合・解析し、広範囲の利用ニーズに応じた科学的、社会的に有用な情報として提供・活用を図ることができる。

具体的には、例えば、温室効果ガス、二酸化炭素収支、降雨や雲などの観測データ及び地理情報などの社会経済データを統合することにより温室効果ガスモニタリングに必要な情報を提供するだけでなく、効果的な農作物の種まきや肥料散布の実施並びに効率的な収穫を実現するための情報や日本を含めたアジア地域の河川流域圏管理に資する情報を提供することもできる。

1				に関する政府間パネル(IPCC)		
				第4次評価報告書作成時に利用され		
				た世界気候計画気候モデル比較実験		
				の26種のモデルデータ及び地球観		
				測衛星データを中心に114テラバ		
				イトのデータが蓄積された。平成1		
				9年度においても継続して各種デー		
				夕の投入を実施している。		
				・ 予測降雨を用いた洪水軽減のた		
				めのダム最適運用システムの実利用		
				化検討		
				現在、利根川流域を対象として、本		
				システムが創出する流域スケールの		
				短期降雨予測情報を活用して洪水低		
				減のためのダム最適操作システムを		
				組み込んだ流域管理システムのプロ		
				トタイプを構築し、国土交通省河川		
				局、同省関東地方整備局利根川ダム		
				統合管理事務所と協力して、そのプ		
				ロトタイプの評価作業と高度化作業		
				ロドダイブの計画に乗る同侵化に乗 を開始している。		
7 00 1	先端研究施設	た治的な機能を左右で加索機関の拡	 <ナノテクノロジー・ネットワーク		(事業アウトプット)	4 000 5 E III
[62]		先端的な機能を有する研究機関の施		(施策目標)		4,099 百万円
	共用イノベー	設・設備を共用化することで研究環		施策目標4-5	本事業は、オープンアクセス型の研究がより、大学等研究	の一部
	ション創出事	境の整備を図り、イノベーションの	第3期科学技術基本計画	ナノテクノロジー・材料分野の研	究拠点の形成に当たり、大学等研究	
	業	創出を目指す「先端研究施設共用イ	・「若手研究者に自立性と活躍の機	究開発の重点的推進	機関が既に保有する先端機器・設備	
	うち【ナノテ	ノベーション創出事業」の中で、ナ	会を与えることを通じて、活力ある		等のポテンシャルを最大限活用する	
	クノロジー・	ノテクノロジー関連の研究施設の共 - 7000000000000000000000000000000000000	研究環境の形成を指向する」	(得ようとする効果及びその達成見	ことにより、分野融合研究、イノベ	
	ネットワー	用化を推進する。	・「国は、このための環境整備(ス	込み)	ーションの創出に不可欠な先端研究	
	ク】(拡充)	1				
1	(/		タートアップ資金の提供、研究支援	現在共用に供されている非常に高度	環境を幅広い研究者に提供する。	
	, , ,	若手研究者を育成し、その活動を支	体制の充実、研究スペースの確保等)	な先端機器は、既にオーバーフロー	環境を幅広い研究者に提供する。	
		援することは、科学技術の持続的発		な先端機器は、既にオーバーフロー の状態である。若手研究者や地域の	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム)	
		援することは、科学技術の持続的発 展のために、また知識・技術を世代	体制の充実、研究スペースの確保等)	な先端機器は、既にオーバーフロー の状態である。若手研究者や地域の 産業界など、ナノネットの主たる支	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器	
		援することは、科学技術の持続的発 展のために、また知識・技術を世代 間で連続的に継承していくために不	体制の充実、研究スペースの確保等) に組織的に取り組む大学等を支援す る」	な先端機器は、既にオーバーフロー の状態である。若手研究者や地域の 産業界など、ナノネットの主たる支 援対象たりうる研究ニーズに適切に	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器 ではなく、若手研究者等を念頭にお	
		援することは、科学技術の持続的発 展のために、また知識・技術を世代	体制の充実、研究スペースの確保等) に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器 ではなく、若手研究者等を念頭にお いて、比較的操作しやすい汎用機器	
		援することは、科学技術の持続的発 展のために、また知識・技術を世代 間で連続的に継承していくために不	体制の充実、研究スペースの確保等) に組織的に取り組む大学等を支援す る」	な先端機器は、既にオーバーフロー の状態である。若手研究者や地域の 産業界など、ナノネットの主たる支 援対象たりうる研究ニーズに適切に	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネッ	体制の充実、研究スペースの確保等) に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器 ではなく、若手研究者等を念頭にお いて、比較的操作しやすい汎用機器	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシン	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネッ	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野・「研究拠点の整備は、ナノテクノ	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられ	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国	
		接することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が先端機器へよりアクセスしやすい環	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野・「研究拠点の整備は、ナノテクノロジー・材料分野の基礎研究の推進	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器をより多くの	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国の投資としても重複を省いた基盤を	
		接することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が先端機器へよりアクセスしやすい環	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野・「研究拠点の整備は、ナノテクノロジー・材料分野の基礎研究の推進策とともに、実用化に繋げる展開を	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器をより多くの若手研究者等が身近に利用しやすい	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国の投資としても重複を省いた基盤を	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が先端機器へよりアクセスしやすい環境を整備する必要がある。 これを実現するために、ナノテクノ	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野・「研究拠点の整備は、ナノテクノロジー・材料分野の基礎研究の推進策とともに、実用化に繋げる展開を図るための推進策としても重要な役割を担う。(中略)人材育成の場と	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器を増強することが考えられる。	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国の投資としても重複を省いた基盤を	
		援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。 このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が先端機器へよりアクセスしやすい環境を整備する必要がある。	体制の充実、研究スペースの確保等)に組織的に取り組む大学等を支援する」 分野別推進戦略(H18.3.28 総合科学技術会議)ナノテクノロジー・材料分野・「研究拠点の整備は、ナノテクノロジー・材料分野の基礎研究の推進策とともに、実用化に繋げる展開を図るための推進策としても重要な役	な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシンタイムの拡大が必要であり、効率的にマシンタイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器をより多くの若手研究者等が身近に利用しやすい環境を整備することにより、若手が	環境を幅広い研究者に提供する。 (事業アウトカム) 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国の投資としても重複を省いた基盤を	

増加を図り、若手研究者に優先的に 割り当てる。 平成20年度の科学技術に関する これにより我が国が得意とするナノ 予算等の資源配分の方針(H19.6.14 テクノロジー・材料分野の研究者の 総合科学技術会議) 裾野を拡大し、層の厚みを増すほか、 ・「若手、女性及び外国人研究者の 自らの研究分野とは異分野の施設・ 活躍促進のための取組を充実・強化」 設備にアクセスすることが容易にな り、分野の融合が進展し新たなイノ 長期戦略指針「イノベーション2 ベーションが期待できる。 5 」(H19.6.1 閣議決定) ・「多数の研究者が利用する基盤的 かつ共通的な研究設備、学生の教育 研究に必要な設備等の大学や研究機 関における計画的な整備を図る。ま た、高額の研究設備等は不必要に重 複して整備することのないようにす るとともに、既存の研究設備等を含 め、若手育成や民間利用の観点も含 め積極的に共用を促進する。」 < 先端研究施設共用イノベーション 創出事業(ナノテクノロジー・ネッ トワーク)> 分野別推進戦略(H18.3.28 総合 科学技術会議)ナノテクノロジー・ 材料分野 ・戦略重点科学技術「イノベーショ ン創出拠点におけるナノテクノロジ ー実用化の先導革新研究開発」 「ナノテクノロジーによるイノベー ション創出を効率的に誘発するた め、研究成果による試作拠点や共同 研究センターなどの拠点の整備を進 める。」とされている。 「ナノテクノロジー・材料に関す る研究開発の推進方策について」 (H18.6 科学技術・学術審議会研究 計画・評価分科会ナノテクノロジ ー・材料委員会) 「世界トップレベルの研究開発力を 達成し、またそれを維持していくた めには、最先端の研究環境を戦略的 に整備・充実していくことが必要で ある。平成18年度で終了するナノ

			ニカノロン 一			1
			テクノロジー総合支援プロジェクト で蓄積された設備・経験を効果的に			
			と と			
			カーの、ザスカシの融合とイノベー ションを推進するために、最先端施			
			設・設備、研究支援領域、多様な利			
			用形態を促進する運営体制等に留意			
			しつつ、新たな研究支援体制の構築			
			を図る必要がある。」と指摘されて			
			เกอ.			
[63]	元素戦略(拡	物質・材料の特性・機能を決める元	一部の希少元素や有害元素は近年の	(施策目標)	(事業アウトプット)	730 百万円
	充)	素の役割を解明し利用する観点から	先端技術に不可欠の存在である一方	施策目標 4 - 5	20年度は、資源・環境・エネルギー	
		「材料研究のパラダイム」を変革し、		ナノテクノロジー・材料分野の研	問題の解決に資する技術開発に重点	
		新しい材料の創製につなげる「元素	元素の需給バランスに大きく影響を	究開発の重点的推進	をおき、新たに課題を公募。具体的	
		戦略」を平成19年度から開始して	受けやすく、環境負荷が大きいなど		には、燃料電池、貴金属触媒、熱電	
		おり、 豊富で無害な元素からなる	の問題があり、本事業はこれら地球	(得ようとする効果及びその達成見	変換材料などを目標とし、材料を構	
		高機能材料で代替、 戦略元素の有	規模の問題を解決するものとして期	込み)	成する元素の役割とその機能発現の	
		効機能の高度活用、 元素有効利用	待されている。	本領域は、元素戦略の目指す目標を	メカニズムを科学的に解明し、開発	
		のための実用材料設計技術、の3つ		共有しつつ、資源・環境・エネルギ	実用化を阻む障害を正確に認識し、	
		の切り口を提示して公募を実施、事	さらに、科学技術創造立国である我	ー問題の解決に資する課題に重点化	解決する。	
		業を開始するところである。	が国にとって、先端技術に不可欠な	し、平成19年度に設定した研究開		
			希少元素・有害元素の代替材料の開	発領域を補完するものである。	(事業アウトカム)	
		平成20年度はこれに加えて、環	発は、我が国の持続的な経済成長を		燃料電池等に使用される希少元素や	
		境・資源・エネルギーの観点から重	支える上で極めて重要である。	元素戦略の実施課題と相まって環	有害元素の代替材料の普及により、	
		要な課題について、その実現のため		境・エネルギー問題の解決に貢献す	環境負荷の低減や省エネルギー化が	
		の最大の障害と考えられる要素技術	分野別推進戦略 (H18.3.28 総合	ることが十分に期待できるととも	促進される。先端技術に不可欠な希	
		にスポットを当て、リソースを集中	科学技術会議)ナノテクノロジー・	に、将来的な発展の可能性があって	少元素・有害元素の代替材料の安定	
		して取り組む。	材料分野	もすぐには実用化に結びつきにくい	した供給により、我が国の持続的な	
			・戦略重点科学技術「資源問題解決	中長期的な基盤技術の研究開発につ	経済成長が可能となる。	
		具体的には、例えば地球温暖化の抑	の決定打となる希少資源・不足資源	いて推進を図っていく。		
		止策の要である水素利用・燃料電池	 代替材料革新技術」		(その他の効率性)	
		について、現状技術では触媒に白金	「希少資源や不足資源に対する抜本	材料を構成する元素の役割とその機	本事業は、経済産業省の「希少金属	
		が必須であることがコスト面での普	的解決策として、それらの資源の代	能発現のメカニズムを科学的に解明	代替材料開発プロジェクト」と公募	
		及の大きな妨げとなりうることか	替材料技術の革新は必須であり、省	し、開発実用化を阻む障害を正確に	段階から連携し、両省で情報を共有	
1		ら、白金を用いない触媒の開発に取	資源問題の中でも、最も材料技術に	認識し、解決することを目標とする。	してそれぞれのプロジェクトへの提	
1		り組む。	期待されているところである。」と	The state of the s	案が相応しい課題については再提案	
1		0	されている。		を認めるなどの運用を行う。	
1					C #0.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
			平成20年度の科学技術に関する			
1			予算等の資源配分の方針(総合科学			
1			技術会議)			
			・環境・エネルギー等日本の科学技			
			術力による成長と国際貢献			
			「環境・エネルギー技術等、我が国			
			の科学技術力を最大限に活用し、持			
			い代子奴例川で取入阪に泊州し、持			

			続可能な社会の実現に向けた世界の 諸課題に積極的かつ継続的に取り組む」と指摘されている。 長期戦略指針「イノベーション2 5」(H19.6.1 閣議決定)「研究開 発ロードマップ」 ・「4.世界的課題解決に貢献する 社会:2010年頃までの研究目標 (第3期科学技術基本計画期間): 希少金属の機能代替技術」			
[64]	核ギにE 推 のけ計 で 来 り を も で り と 画 り り り り り り り り り り り り り り り り り	燃告 できまり かいき できない かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	核財子の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大	(施策目標) 施策目標4 - 6 原子力の研究・開発・利用の推進 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事にのでは、	本事業の予算規模は建設の予算規模は建設の予算規模は建設の予算規模は建設の予算を含めた日本の表すである。 1、米によれで記述の研究を表しての研究を表しての研究を表して、というでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	12,158 百万円

			略重点科学技術として位置づけられ			
			ている。			
			さらに、原子力委員会核融合専門部			
			会がとりまとめた報告書「今後の核			
			融合研究開発の推進方策について」			
			(平成17年)においては、「地球			
			規模の視点から21世紀後半以降の			
			環境とより調和した非化石エネルギ			
			ー供給の拡大」を図り、人類の選択			
			肢を広げるために「より魅力ある非			
			化石エネルギー源の開発を進め」る			
			必要があると指摘した上で、核融合			
			エネルギーを「資源量・供給安定性、			
			安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、			
			放射性廃棄物の処理・処分等の観点			
			で優れた可能性と社会受容性」を有			
			し、「恒久的な人類のエネルギー源			
			として魅力的な候補」であるとして			
			いる。			
【65】	原子力試験研	本事業は、これまで各府省の所管す	平成17年10月に策定された原子力政	(施策目標)	(事業アウトプット)	1,864 百万円
	究費(制度改		策大綱においては、原子力の基礎	施策目標4-6	戦略的なテーマ・プログラムを設	
	革・拡充)	利用に関する試験研究として、昭和	的・基盤的な研究開発について、「我	原子力分野の研究・開発・利用の	定することにより、かつ競争的環境	1,000 百万円)
	(原子力基礎		が国の原子力利用を分野横断的に支	推進	下において、より質の高い研究が選	
	基盤戦略研究	括計上し、必要に応じて各府省の予	え、その技術基盤を高い水準に維持		定される。	
	イニシアティ		したり、新しい知識や技術概念を獲	(上位目的のために必要な効果が得	大学・研究機関・民間企業等の研	
	ブ (新規))	・放射線利用などは特別のものでは	得・創出する目的で行われ、研究者・	_	究交流が活性化する。	
		なく、一般化してきている	技術者の養成にも寄与するところが	国立試験研究機関や独立行政法人の	数少ないホット施設(核燃料を扱	
		・旧国立試験研究機関の殆どが独立	大きい。」とされている重要な分野で		う研究炉等の施設)の効果的活用の	
		行政法人化してきている	あり、国としても当該分野の研究に	競争的な制度へ移行し、政策ニーズ	推進、ホット施設を有さない研究機	
		・研究資金について、競争的な環境	対する政策ニーズを明確化し、着実		関・大学等の原子力に関する研究ポ	
		でのファンディングが求められてき	に推進していく必要がある。	マ・プログラムを設定することによ	テンシャルの向上。	
		ている		り、原子力の基礎的・基盤的研究開	原子力の基礎的・基盤的分野にお	
		など、現行制度について様々な指摘	また、総合科学技術会議の優先順位	発の強化が図られるとともに、科学	ける若手研究者へのファンディング	
		がある。	付けにおいて、政策ニーズに即した		による、将来を担う若手研究者の創	
			課題設定ができるような柔軟な対応	研究開発成果を創出することによ	造性とポテンシャルの活用。	
		このため、平成20年度から、	を図る必要がある	り、社会・経済への還元を図るとと		
		旧国研の独法のみならず、大学等		もに、優れた研究者の養成を推進す	(事業アウトカム)	
		にも開かれたより競争的な制度へ改	国立試験研究機関と独立行政法人に	るという効果を得ることを見込んで	国立試験研究機関や独立行政法人	
		革する。	原則的に限定して予算配分を行って	いる。	のみならず、大学・民間等にも開か	
		政策ニーズを明確にし、より戦略	きたが、原子力委員会の基本方針の		れることにより、原子力以外の分野	
		的なテーマ・プログラムを設定する。	下、時代の趨勢を踏まえ、競争的環		からの人材の流入や研究開発の裾野	
		等の観点に基づき、以下のような制度が表現る	境下で多様な分野の研究者が参画し		のひろがりが期待される。	
		度改革を行いつつ事業の拡充を図る	提案できる開かれた制度に早急に移		政策ニーズに的確に対応した、原	

ものである。

なお、現行制度は原子力委員会で課題評価を実施してきているので、この制度改革については原子力委員会の意見も踏まえながら、調整してきている。

(新規事業)

原子力基礎基盤戦略研究イニシア ティブ

1.戦略的原子力共同研究プログラム

原子力の基礎・基盤的研究開発について、国の政策ニーズに基づき明確 化されたテーマ設定に従い、幹事機 関を中心とした複数機関連携による 横断的且つ戦略的な共同研究活動を 推進する。

2.研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム

研究炉及びホットラボ等を活用した 研究を支援する制度。当該施設を保 有する機関は、施設を利用して外部 機関と共同研究等を実施する。

3.若手原子力研究プログラム 将来の原子力研究開発の基盤を支え る研究者を育成するため、革新的、 基礎的研究を行う若手研究者を支援 する。

(継続事業)

原子力試験研究費

4. 先端的基盤研究 (既採択分のみ、 平成23年度終了予定)

原子力委員会原子力試験研究検討会において定められた3つの研究分野(物質・材料、システム、生体環境の各基盤技術)に関連する課題について、各行政機関のニーズに基づき推進する制度。

行すべきであるという指摘を受けている。

子力を支える基礎的・基盤的研究活動が着実に推進される。

若手研究者の養成、ホットを扱う研究者・技術者の養成等、研究者・技術者の養成等、研究者・技術者の養成に深く寄与し、今後の原子力の発展に資する技術基盤が得られる。

[66]	原子力人材育成プログラム(拡充)	5.総合的研究(ク、平成20年度を対して、大ののみ、では、大のののののでは、大ののののでは、大のののでは、大のののでは、大のでは、大	原子力分野においたでは、 かかけってが、 というでは、 がなり、 かがりますが、 ないのでは、 がなり、 ないのでは、 がなり、 ないのでは、 がないのでは、 がいないのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(施策目標) 施策目標) 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業にでは、一般では、大力のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(事業アウトプット) 本事業の実施により、19年度においては全国29の大学、8の高等専門学校により、原子力関係専攻・学科等における学生の創造性を活か基盤の整備、教授人材の質の向上や教授体制の強化等の実施により、高等教育における体系のはされた原子力の確立・普及が見込まれる。 (事業アウトカム) 大学・高等専門学校において原子力の体系に対応えられる質の高い人材が育成される。	243 百万円
[67]	先端研究施設 共用イノベーション創出事業 うち【量子ビーム施設横断	量子ビーム施設の利用にあたってユ ーザを支援するため、既存のユーザ 支援機関の機能を活用しつつ、最終 的には、 ワンストップ窓口機能、 研究計画立案・実験の支援、	(事業の背景等)	(施策目標) 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進 (上位目的のために必要な効果が得	(事業アウトプット) 本事業の実施により量子ビーム利用 プラットフォームが構築され、これ まで量子ビーム利用に踏み出せなか った者の利用を促進するとともに、 広報活動を通じて、潜在的なユーザ	4,099 万円 の一部
	利用】(新規)	各種ビーム利用研究の課題公募実施(トライアルユース)、 広報・普及、 メールインサービスなど分析代行 サービスの実施、	学術審議会においてその具体化のあり方等について検討が進められてきたところ。 また、それぞれのビーム種(電磁波、	られるか) これまで量子ビーム技術を含む放射線利用は我が国経済に一定の規模を有しており(平成9年の放射線利用経済規模:約8兆6000億円)、	の開拓が期待される。 (事業アウトカム) 分野を横断した基盤技術たる量子ビーム技術の普及により、産業を含め	

		人材育成機能、	中性子、電子等)や、物理的特性(波	高分子加工やがん治療をはじめ、国	た幅広い分野における応用に貢献	
		各種量子ビーム施設の横断的連携	長、エネルギー、スピン等)と物質	民生活に大きなメリットをもたらし	し、ひいては我 が国の国際競争力	
		の取りまとめ、	との相互作用(電気、磁気、核反応	ている。	の向上が期待される。	
		といった量子ビーム利用に係る総合	等)の違いにより、計測・分析・加			
		的なユーザ支援機能を有する量子ビ	工等においてそれぞれ利用できる分	本事業により、量子ビーム施設の科		
		ーム利用プラットフォームの構築を	野や範囲が異なっている。これらの			
		行う。	特性の違いを生かし、複数の量子ビ			
			一ムを相補的に利用することによ	れることから、国民生活の質の向上		
			り、対象物質の構造・機能を俯瞰し	及び産業の発展に資することが期待		
			た高度な計測・分析・加工技術 が可	される。		
			能となり、より広範な産業応用可能			
			性を有するものとなる。			
			 産業応用可能性が非常に高い基盤技			
			術たる量子ビームの横断的利用を促			
			進することは、「イノベーション 2			
			5」において期待される2025年			
			の社会の変革を実現するために不可			
			欠なものであるが、これまで産業界			
			における利用はあまり浸透していな			
			いのが現状である。			
			これは、その利用技術の取扱いが困			
			難であることや、現在、量子ビーム			
			を利用するに当たって、ユーザは自			
			らがあらかじめ研究課題を解決する			
			量子ビーム種とその利用方法を検討			
			した上で、各種量子ビーム施設の窓			
			口に個別にアプローチし、利用申請			
			等の手続をする必要があることなど			
			が原因と考えられる。 			
			このため、産業界を中心とするユー			
			ザに対する総合的なユーザ支援機関			
			として、複数のビーム利用を簡便な			
			手続で可能とするワンストップサー			
			ビス等を提供する量子ビーム利用プ			
			ラットフォームの設置が求められて			
			113 ₀			
[68]	光・量子科学	【対象】	光科学技術及び量子ビーム技術は、	【施策目標】	本事業の実施は公募により全国の研	1,900 百万円
	技術分野にお	光科学技術及び量子ビーム技術分野	ナノテクノロジー・材料、情報通信、	施策目標4-9	究機関・研究者を対象とする予定で	
	ける基盤技術	の研究を推進している複数の大学及	ライフサイエンス等の重点科学技術	新興・融合領域の研究開発の推進	ある。	
	開発のための	び公的研究機関等を中核として、民	分野を先導するキーテクノロジーで	A-MODIE		
	ネットワーク	間企業やレーザー光等の最先端の	あり、各分野における画期的なイノ	施策目標4-6	また、量子ビーム基盤技術プラット	

型研究開発拠 点の構築(新 規) 光・量子ビームを利用した研究を実施している研究者等も参画して形成されたネットワーク型の研究開発拠 占

【手段】

最先端の光の創成や、量子ビーム技術における先端的な要素技術開発を目指したネットワーク型の研究開発拠点による、次の内容を含む提案を公募により採択する。

既存の光源等の最先端設備を、各 重点分野において最先端の光・量子 ビームを活用している研究者(ユー ザー研究者)の利用に供すること

欧米の機器・手法に追従すること のない革新的な方法により、我が国 の民間企業と共同して、新しい光 源・ビーム源、計測法、ビーム制御 技術等を研究開発すること

次代の光科学技術・量子ビーム技術分野を担う若手人材を育成するためのプログラムを実施すること(連携大学院、最先端光源等を活用したインターンシップ・プログラム等)

【意図】

本事業では、単に、個々の研究機関における新しい光源等や量子ビーム関連要素技術の研究開発を推進するだけではなく、既存の最先端光源等の活用(共用)から若手人材育成まで一貫して実施することにより、産学官の光科学技術・量子ビーム技術分野のポテンシャルを結集することを目指している。

これにより、光科学技術・量子ビーム技術分野のみならず各重点科学技術分野における世界最先端の成果獲得や産業分野での画期的イノベーション創出に貢献する。

ベーション創出の源泉である。

このような観点から、欧米はもとより中国などでも、他に先駆けて新しい光源・ビーム源を実現し、これを革新的な方法によって活用することなどのために、凌ぎを削った研究開発を戦略的に推進しているところである。

我が国においては、これまでSPr ing-8、JRR-3、TIAR A等を利用した世界最先端の研究成 果のほか、面発光型半導体素子、セラミクスレーザー素子、超伝導高周 波加速空洞など光・量子ビームの要 素技術においても、我が国独自開発 で世界トップにたつ成果を輩出して おり、光・量子科学技術分野の潜在 的なポテンシャルは極めて高いと言 える。

一方、光・量子科学技術を戦略的・ 積極的に推進するための光源・ビーム源開発プロジェクト等は、国家基 幹技術としてのX線自由電子レーザーの開発などの特定の領域以外はほ とんど存在していないことに加え て、我が国の光産業の現状をみると、 近い将来、世界市場の主流を占める と予想されている高出力半導体レー ザーに関しては、現時点における需要が低いことからその開発に消極的 であり、将来的な国際競争力低下が 懸念されている。

今後、先端科学技術分野や産業分野において国際競争力を強化していく 観点からも、全国に散在する光・量 子科学 技術のポテンシャルをオー ルジャパン体制で結集し、世界をリードする次世代光源・ビーム源や計 測機器、ビーム制御技術等を研究開 発する必要がある。 原子力分野の研究・開発・利用の 推進

【得ようとする効果及びその達成見 込み】

光科学技術・量子ビーム技術分野の 複数の研究機関を中核として、産業 界や光・量子ビームの利用研究を行っている各分野の研究者等も参画したネットワーク型の研究開発拠点を 構築し、光科学技術・量子ビーム技術分野のシーズと各分野のニーズと を融合した、最先端の光源・ビーム源、計測法、ビーム制御技術の研究 開発や人材育成等を効果的・効率的に推進する。

現在、複数の大学等においては、光 科学技術分野の教育研究を連携して 推進するためのコンソーシアムの形 成(例:東大、電通大及び慶応大に よる「先端レーザー科学教育研究コ ンソーシアム」の発足)や、民間企 業と連携した教育研究プログラムの 実施(宇都宮大学及びキャノンの連 携による「オプティクス教育研究セ ンター」の発足)等の取組みが始まっているところである。

本事業の実施により、光科学技術・量子ビーム技術分野で始まりつつあるこれらの自助努力によるネットワーク形成が一層促進され、他の研究機関や産業界、ユーザー研究者との融合・連携へと展開する可能性が大きい。

フォームを構築し、必要に応じて成 果となる技術情報を提供できる体制 を整えることにより、要素技術の適 切な普及を図る。これらのことから、 公平性は担保されている。

また、科学技術・学術審議会量子ビーム研究開発作業部会では、本年6月に「横断的利用の促進と先端的基盤技術開発の推進」について、光科学技術の推進に関する懇談会では、本年7月に「今後の光科学技術施策の進め方」について、それぞれ提定が纏められ、ネットワーク形成により我が国のポテンシャルを結集して、光・量子科学技術分野の研究のより、光・量子科学技術分野の研究を持続に国として戦略的・積極的に取り組むことが強く求められており、本事業を優先的に実施する必要がある。

		また、今後、急速に世界市場規模が拡大すると予測されている光産業などにおいて、これらの要素技術開発等は産業応用への発展も期待され、このような汎用性の高い先進的・革新的な計測技術等を応用可能性や内開発する意義は極めて高い。 このため、光・量子科学技術分野において世界的にもポテンシャルの高いついたが、これらのポテンシャルの結集を図り、本分野を戦略的・積極的			
		に推進することが必要である。			
用促進に向けた基盤プログラム(新規)	本年7月に大田まれた我が国が出来、 本年7月に田まれた我が国が出来が、 本法にお海に田まり、 お海に田まり、 のは、 のは、	我が国は国土面積の約12倍、世界第6位(面積)の排他的経済水域(EEZ)を有しているものの、海洋資源(海洋生物資源、海底鉱物資源、エネルギー資源)の保全、開発や利用は十分でない。	【施策目標】 施策目標4-8 海洋分野の研究開発の推進 科学技術がで開発の推進 科学技術がでいて、 会にする。 本研究開発のでは、 会にする。 本研究開発のでは、 会にする。 本研究課題を付いて、 会しででは、 会には、 会には、 会には、 会にでするともでいまして、 会には、 会にでするともでいまして、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には	【本事業に投入されるインプット (資源量)】 予算規模は年間5億円で、5年間の 継続事業を実施する予定。 【本事業から得られるアウトプット (活動量)】 大学等の関係機関における連携を強 化しつつ総合的かつ一体的に実施す る。本研究で得られた成果は農林水 産省、経済産業省等の関係所省との 連携により、当該府省が実施する海 洋資源の保全、開発や利用に関する 政策に展開させることとする。	500 百万円

このことにより関係府省において、 海洋環境を保全しつつ海洋資源の将 来にわたる持続的な開発及び利用に 関する政策を実施・推進する上で必 要となる科学的知見を提供し貢献す ることを目指す。 魚などにも大きな影響があると考えられ、水温上昇や海洋酸性化等の海洋物理・化学環境の変化がプランクトンなどの低次海洋生態系に与える影響評価・予測等の研究課題の早急な解決が求められる。

また、昨今、海洋における鉱物及び エネルギー資源の確保について、欧 米や近隣諸国における開発競争がそ の激しさを増している。従って、我 が国周辺海域においてそれらの賦存 状況を把握するための早急な対応が 求められる。

このような中で、上記の課題を実施するために、今般成立された海洋基本法においては大学等が有している基礎的な研究や要素技術を核とするなど関係機関が積極的な連携を図り、海洋資源の利用促進を進めるにあたって必要となる技術ツールを開発することが求められており、本研究の成果が、関係府省が実施する海洋資源の持続的な開発及び利用に関する政策に貢献することが重要である。

これらのことから、以下のとおり、 我が国周辺海域における、地球温暖 化が我が国周辺海域における海洋生 態系に及ぼす影響評価・予測に関す る研究及び海底鉱物やエネルギー資 源の賦存状況の把握のための探査技 術の開発を実施する必要がある。

(1)「海洋生物資源分野」 地球温暖化による海洋物理・化学環境の変化が我が国周辺のプランクトンを中心とする表層低次海洋生態系に及ぼす影響の評価・予測に関する研究

(2)「鉱物資源分野」 海底熱水鉱床における鉱物資源の賦 さらに、本研究開発は海洋資源の利 用促進を進めるにあたって必要とな る技術ツールの開発を軸として、関 係府省が実施する海洋資源の保全、 開発や利用に関する政策の実施・推 進に貢献することによりその価値の 最大化を目指すものであり、信頼度 の高い科学的知見の創出・提供を目 標として実施することとしている。

【指標】本事業における研究成果に より得られる科学的知見の貢献数

			存状況の把握を目的とした検出センサー等の技術開発 (3)「エネルギー資源分野」 大水深海域におけるメタンハイドレート等の賦存状況の把握を目的とした検出センサー等の技術開発 研究の実施に当たって、海洋生物資源分野については文部科プログラム」の成果を、鉱物資源分野及び存れ、カルギー資源分野については既の観測プラットフォームを積極的に活用することとする。 なお、海洋資源の開発及び利用に関し多くの財政的・人質源が扱いにおり、当該分野におり、当該分野におり、の必要性はますます増している。			
			このことから、国が本研究へ集中投 資し成果を達成することは、国際競 争に打ち勝ち新たな海洋立国を目指 す我が国にとって不可欠である。			
[70]	人文学・社会 科学の振び社会科学に研究の 会科学に研究の 点の事業(新規)	人文学・社会科学の振興を目的として,人文学・社会科学の研究分野の学術資料や研究実績等を有する研究組織に共同利用・共同研究拠点を整備する。 人文学・社会科学の振興のためには、人文学・社会科学に関して、多くの研究者が所属し、豊富な学術資料を保有するなど、研究実績を有するなど、研究に活用することが重要である。 これまで,主に自然科学の分野では、国立大学附置研究所等に共同利用・共同研究拠点を整備し、当該研究分	第3期科学技術基本計画では,人文学・社会科学の重要性や大学の競争力の強化がうたわれており,特に私立大学の研究機能の一層の活用などが指摘されていることをはじめ,「研究の多様性を支える学術政策」には,「私立大学のポテンシャルをさらに活かすことが我が国の学術研究の推進に大きな意義を持つ」など、本事業で実施しようとしているころである。 現在、科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会に「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」を設置し、人文学及び社会科学研究	(政策目標) 施策目標4-9 新興領域・融合領域の研究開発の推進 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 大学等の研究組織のポテンシャルを最大限生かし,人文学・社会科学の新たな共同利用・共同研究拠点を整備することにより、人文学・社会科学の進展や新たな知見の発見,学術研究の高度化・多様性が図られるだけでなく,研究環境の整備も行なわれる。 現在,大学共同利用機関及び国立大	(事業アウトプット) 本事業において、人文学・社会科学 分野の共同利用・共同研究拠点(平成20年度は3~5拠点、次年度以降 は人文学・社会科学分野の特性・状況等をみながら数拠点ずつの整備を 予定)が整備されて、当該分野の指性化が見込まれる。最終的な拠点野の特性・状況等を見ながら整備していては、人文学・社会科学分していく。 (事業アウトカム) 新たに大学等に整備された共同利用・共同研究拠点での共同利用・共同研究拠点での共同利用・共同研究が実施されることにより、おか国の発見など、我が国におけ、おけ	506 百万円
		野の研究者コミュニティの意向を反映した運営により、異なる組織に所	の推進方策について審議が進められ ている。	学附置研究所・研究施設で実施されている共同利用・共同研究について	る学術研究の進展が期待される。	

	T	T =	T	T	T	
		属する研究者間の交流などを通じ	そこでは , 人文学・社会科学の研究	は,自然科学の分野が多いものの,		
		て、当該研究分野の活性化に寄与し	者は,少数の研究者が全国の大学に	これらの拠点で大学等の多数の研究		
		てきた。	散在しており,共同研究の実施など	者が実施する共同利用・共同研究に		
		-	に課題があることから,共同研究の	より,新しいイノベーションの源泉		
		 人文学・社会科学の分野の中でも同	推進や共同研究拠点の整備の重要性	となるシーズの発見やノーベル賞を		
		じような共同利用・共同研究拠点を	について指摘されているところであ	受賞するなど世界的な研究成果を挙		
		新たに整備することにより、当該研究のでは、	る。 ************************************	げており、我が国の学術研究の水準		
		究分野の活性化を図り、人文学・社	また、共同利用・共同研究の推進の	の向上に重要な役割をはたしている		
		会科学全体の振興を推進する。	重要性については,科学技術・学術	ため、同様の事業スキームで実施す		
			審議会学術分科会研究環境基盤部会	る本事業についても目指す効果が期		
			において議論されているところであ	待できると判断した。		
			る。			
			我が国では,国立大学附置研究所等			
			を中心にした共同利用・共同研究拠			
			点において,大学等の研究者が実施			
			する共同利用・共同研究により、ノ			
			ーベル賞を受賞するなど世界的な研			
			究成果を挙げており学術研究の推進			
			に重要な役割を果たしている。しか			
			し、国立大学附置研究所等の共同利			
			用・共同研究拠点の中には,人文学・			
			社会科学分野を対象とした研究拠点			
			の数が少ないことからも,新たに共			
			同利用・共同研究拠点を設けること			
			は,人文学・社会科学を推進するだ			
			けではなく我が国の学術研究の水準			
			向上で重要である。			
【71】	政策や社会の	「研究領域」等を設定し、我が国と	(事業の背景等)	(施策目標)	(事業アウトプット)	140 百万円
	要請に対応し	の関係で重要な地域について、現在	21世紀を迎え、経済のグローバル	施策目標4 - 9	本事業の実施により、我が国との関	
	た人文・社会	の政治、経済、社会制度等とその背	化の一層の進展、地球環境問題や世	新興領域・融合領域の研究開発の	係で重要な地域について、社会的・	
	科学研究推進	景となる思想、文化、歴史等との関	界規模での人口問題など、人類の経	推進	政策的ニーズを踏まえた研究成果が	
	事業	係など、今後我が国が人的交流や国	済社会活動の地球規模での展開に伴	1年底	得られる。	
	│ ヺ 未 │ ~世界を対象			/ 復トネレオス効用なパスの達成日	1寸 つ1 6 0。	
		際貢献を進めるために必要な社会	い、我が国に対する世界的な課題解	(得ようとする効果及びその達成見	ノ東米マウトナノン	
	としたニーズ	的・政策的ニーズに対応したプロジ	決への貢献が期待されている。		(事業アウトカム)	
	対応型地域研	ェクト研究を、大学等への公募・委		我が国との関係で重要な地域につい	我が国との関係で重要な地域につい	
	究推進事業 ~	託により実施する。	とりわけ、近年、津波・地震等の自	て、社会的・政策的ニーズに対応し	て、人的交流や国際貢献、友好関係	
	(拡充)		然災害や新興・再興感染症に対応し		の構築が円滑に促進されることが期	
		得られた成果については、研究期間	た国際緊急援助、国際紛争地帯の戦	成果を社会に還元することにより、	待できる。	
		中に1~2回「研究成果報告会」を	後復興等において、我が国が国際的	日本と対象地域との「協働」、「相		
		開催し公表するとともに、研究成果	に果たすべき役割が増大している。	互理解」、「共生」に資するととも		
		報告書において、一般向けに解りや		に、これらを大学等において実施す		
			Lar			
		すく説明した部分を盛り込むことに	さらに、日本国内においても、世界	ることにより、人文・社会科学の新		l
		すく説明した部分を盛り込むことに より社会への還元を図る。	さらに、日本国内においても、世界 各国から来日した外国人とその家族 が、大都市圏に加え、地方において	ることにより、人又・任会科学の新		

			上ルポン人のホマルバナフ地人 バ ヴ	大声光片 上兴然开南州明,《八节		
		これまで、「中東」「東南アジア」	も地域社会の中で生活する機会が増	本事業は、大学等研究機関への公募		
		「中央アジア」「南アジア」を対象	加してきており、言語、文化、生活	により提案された課題について、外		
		地域として実施しており、平成20	習慣等の異なる人々とのコミュニケ			
		年度概算要求においては、事業費の	ーションの必要性が身近に感じられ			
		効果的な活用を図るため、間接経費	るようになっている。	るため、本事業が得ようとする効果		
		を措置するための経費を計上してい		が十分達成できると判断した。		
		る。	このような中で、相手国や当該地域			
			の人々の状況・考え方をあらかじめ			
			十分理解してから行動することの重			
			要性が広く認識されるようになって			
			おり、国際社会における我が国の発			
			展という観点から、世界各地に関す			
			る総合的な情報の分析と蓄積を行う	プロジェクト研究の数が目安となる		
			「『地域』を対象とした研究」に対	と考えている。		
			する国民の期待が高まっている。			
				(事業開始時に想定した効果及び1		
			また、今後、人的交流や国際貢献、	8年度までに得られた効果)		
			友好関係の構築の一層の促進のため	我が国との関係で重要な地域につい		
			には、我が国にとって重要な地域に	て、社会的・政策的ニーズに対応し		
			関する社会的・政策的ニーズに対応	たプロジェクト研究を実施し、その		
			した研究の蓄積が重要であり、現在			
			本事業が対象としている地域に留ま			
			らず、研究対象地域を拡充すること	互理解」、「共生」に資すること及		
			が必要である。	び人文・社会科学の新たな展開と発		
				展に資することを目的としており、		
				平成18年度には「中東」「東南ア		
				ジア」を対象地域とし、6課題を採		
77				択して研究を開始した。		
[72]	政策や社会の	近未来において直面する様々な社会	(事業の背景等)	(施策目標)	(事業アウトプット)	485 百万円
	要請に対応し	的課題の解決のための社会提言等に	21世紀を迎え、持続可能な経済発		本事業の実施により、様々な社会的	
	た人文・社会	つながる研究成果を得ることを目指	展の実現、異なる価値観を有する文	新興領域・融合領域の研究開発の	課題の解決のための社会提言等につ	
	科学研究推進	し、社会科学を中心とした諸分野の	明相互の対話など、人類が直面する	推進	ながる研究成果を得られる。	
	事業	研究者を結集したプロジェクト研究	様々な社会的課題が噴出し、このよ		/ ***	
	~近未来の課	を、大学等への公募・委託により実	うな課題の解決に向けた我が国の取	(上位目的のために必要な効果が得	(事業アウトカム)	
	題解決を目指	施する。	組が大いに期待される状況となって	られるか)	様々な社会的課題について、解決に	
	した実証的社	一 カー・フレーマは、下つの声楽の	いる。	本事業は、近未来において直面する	向けた社会における取組が促進され	
	会科学研究推		++ #1-11-10-11	様々な社会的課題の解決のための社会は完成している。	ることが期待できる。	
	進事業(仮称)	必要性を踏まえ、人類が直面する	また、特に我が国としては、東アジ	会提言等につながる研究成果を得る		
	(新規)~	様々な社会的課題や、特に我が国が	アの環境問題への対応、イノベーシーンとを発出している。	ことを目指し、社会科学を中心とした。		
		直面している課題を踏まえたものが	ョンを産み出す社会的環境の創出、	た諸分野の研究者を結集したプロジ		
		想定される。	仕事と生活のバランスの確保を通じた真に思いたと話の実現といった課	ェクト研究を実施するものである。		
		実体に坐たっては、大逆等研究機関	た真に豊かな生活の実現といった課 題に直面しており、国際社会におけ	実体に坐たっては、大学等項を機関		
		実施に当たっては、大学等研究機関 への公募により提案された課題につ		実施に当たっては、大学等研究機関		
		^い公券により佐条された味起に丿	る我が国の発展という観点から、そ	への公募により提案された課題につ		

				T		1
		いて、外部有識者による審査を行い、	の解決が望まれる状況にある。	いて、外部有識者による審査を行い、		
		事業目的に相応しい課題を選定す		事業目的に相応しい課題を選定する		
		る。	これらの社会的課題の解決には、社	ため、本事業が得ようとしている効		
			会や経済のあり方に関する従来の経	果が十分達成できるものと判断して		
		さらに、研究最終年度に研究成果報	験や既存の知識のみならず、課題に	いる。		
		告書をまとめ、成果を広く活用でき	関する新しい認識の枠組みの創出が			
		るよう公開していくことを予定して	必要であり、とりわけ、社会科学を	なお、有効性を判断する定量的な基		
		เาอ	中心とした諸学の協働により、課題			
			の解決に向けた実証的な研究を行う	ジェクト研究に対して外部有識者等		
			必要性が高まっている。	による評価を実施する予定であるこ		
			22127130000000	とから、その際に適切と評価された		
			なお、現在、科学技術・学術審議会	プロジェクト研究の数が目安となる		
			に「人文学及び社会科学の振興に関	しと考えている。		
			する委員会」を設置して、人文学及			
			び社会科学の研究成果の社会還元な			
			どについて審議が行われている。			
			こにフいて母戚が11471によいる。			
			同委員会の「人文学及び社会科学の			
			振興について」審議のまとめ(平成			
			19年8月)においては、人文学や			
			社会科学研究において、「政策や社会			
			の要請に応える研究」を積極的に推			
			進していくことが必要であるとの提			
			這していくことが必要であるとの提			
【73】	安全・安心科	本事業においては、安全・安心に関	音がなされている。 科学技術の貢献については、これま	(施策目標)	(事業アウトプット)	1,001 百万円
1/31	学技術プロジ		で経済的価値を生み出す分野に偏っ	(旭宋日禄) 施策目標4-10	(東 アグドノット) 本事業の実施により、	1,001 日71日
	エクト(拡充)		ていたが、今後は、国民の安全・安	ルスロ版サー 0 安全・安心な社会の構築に資する	本事業の実施により、 (1)地域社会における安全・安心	
	エグド(拡充)	生活の安全確保へ貢献するととも	一心の確保など公共的価値を生み出す	女主・女心な社会の構業に負する 科学技術の推進	(「)地域社会にのける女主・女心 を確保するための研究開発	
		この女主唯体へ貢献することも に、安全・安心に資する科学技術推	分野への貢献が期待されており、そ	科子技術の推進		
		進のための拠点の整備、関連研究者	のためには、技術シーズをユーザー	 (上位目的のために必要な効果が得	(2)テロ対策に関して米国等との 共同での研究開発、及び	
				_		
		等のネットワークの構築を図ること	ニーズにつなげることを支援するこ	られるか)	(3)テロ対策、犯罪対策、危機管	
		を目的とする。	とが必要である。	各地域における社会的な課題につい	理等のための研究開発	
		・ では10年度においては、特に、こ	東光柳西に記載した蛇たかい草を行	て科学技術によって解決が図られる	が行われる。	
		平成19年度においては、特に、テ	事業概要に記載した新たな公募を行		ノ言楽ラウレナノン	
		口対策、犯罪対策、危機管理等に焦	う必要がある理由は以下のとおり。	策、犯罪対策、危機管理等に生かさ	(事業アウトカム)	
		点をあてた研究開発プロジェクト及	(1)国民の一人ひとりが、安心を		これらの研究開発が社会に広く実装	
		び研究開発プロジェクト本格実施に	実感できる社会の構築が求められて	に資する科学技術が推進されるもの	されるとともに、地域と研究機関が	
		向けた調査研究 (フィージビリティ	おり、研究開発についても、それぞ	と考えられる。全ての課題について	一体となって地域社会における安	
				N-21-4		l I
		スタディ)について、警察庁、国土	れの地域や環境を考慮し、当該地域	以下を達成することを目標とする。	全・安心を確保するための研究開発	
		スタディ)について、警察庁、国土 交通省等の関係省庁の意見を聞きつ	れの地域や環境を考慮し、当該地域 のユーザーと一体となって取り組む	(1)地域の安全・安心を確保する	が事業終了後も継続して行われると	
		スタディ)について、警察庁、国土 交通省等の関係省庁の意見を聞きつ つテーマを設定して公募を行い、選	れの地域や環境を考慮し、当該地域 のユーザーと一体となって取り組む ことが必要である。	(1)地域の安全・安心を確保する ためのシステム開発が行われ、実際	が事業終了後も継続して行われると ともに、他の地域にも波及すること	
		スタディ)について、警察庁、国土 交通省等の関係省庁の意見を聞きつ つテーマを設定して公募を行い、選 定された課題について支援を行って	れの地域や環境を考慮し、当該地域 のユーザーと一体となって取り組む ことが必要である。 (2)日本と米国においては、テロ	(1)地域の安全・安心を確保する ためのシステム開発が行われ、実際 に活用されるとともに、他の地域の	が事業終了後も継続して行われると	
		スタディ)について、警察庁、国土 交通省等の関係省庁の意見を聞きつ つテーマを設定して公募を行い、選	れの地域や環境を考慮し、当該地域 のユーザーと一体となって取り組む ことが必要である。 (2)日本と米国においては、テロ リズムを含む様々な脅威から社会の	(1)地域の安全・安心を確保する ためのシステム開発が行われ、実際 に活用されるとともに、他の地域の 参考となる。	が事業終了後も継続して行われると ともに、他の地域にも波及すること	
		スタディ)について、警察庁、国土 交通省等の関係省庁の意見を聞きつ つテーマを設定して公募を行い、選 定された課題について支援を行って	れの地域や環境を考慮し、当該地域 のユーザーと一体となって取り組む ことが必要である。 (2)日本と米国においては、テロ	(1)地域の安全・安心を確保する ためのシステム開発が行われ、実際 に活用されるとともに、他の地域の	が事業終了後も継続して行われると ともに、他の地域にも波及すること	

		平成20年度においては、平成19年度に採択した課題を引き続き支援するとともに、以下について新たな公募を行う。 (1)科学技術の成果を社会に実装させることによって、地域社会に実おける不安を解消し、安全・安心を確保するための仕組みの構築を支援する。具体的には、地域における大・社会系の知見も動員しつつ、科学技術はよって解決を図る研究開発課題を公募する。 (2)日米安全・安心科学技術協力イニシアティブ等国際的な枠組みで共同で研究開発を行うことが合意題を入事する。	技術開発について具体的な協力を進めるため、2006年5月より「安全・安心科学技術協力イニシアティブ」を実施している。本枠組みの下で、具体的な協力事項について合意がなされており、また、英国や仏国ともこのような国際的な協力を進めている。最先端の知見を集積してテロ対策の技術開発を行うためには、国際的な協力が必要である。(3)平成19年度にフィージビリティスタディを行い、期待された成果が得られた研究開発課題等を選定することが必要である。	港や大規模集客施設等でテロ・犯罪対策に実際に使用される。		
		テロ対策、犯罪対策、危機管理等の ための研究開発プロジェクトについ				
		て、引き続き、新規公募を行う。				
[74]	首都直 所災・減災 別プロジェク ト(拡充)	地震調査研究推進本部(以下「推進本部」という。)において取りまとめられた「今後の重点的調査観測計画について」(平成17年8月)において、重点的調査観測の対象候補として挙げられている南関東で発度の地震については、推進本部地震調査委員会によると、今後30年以内の発生確率が非常に高く、中央防災会議によると、最大で死者数約11,000人、経済被害約112兆円と予測されている。 このように、首都直下地震については切迫性が高く、指定される被害を対象とした調査観測・研究は十分でなりたにされてはいない。	国民の生命、財産等を守り、豊かで安全・安心で快適な生活を実現する。ことは、国の最も重要な責務である。我が国は世界有数の地震多発地帯に位置しており、有中、以来、数多名災害を経験している。地震災害を経験している。地震災害を経験している。地震災害を最小限に活用していくことは、国として当然負うべき責務である。 「大きないないである。をは、約6,40の名もの人のが失われ、直接被害国は約9.6兆円にもより、我が国は約9.6兆円に関する多くの課題を浮き彫りにした。 これらの課題を踏まえ、平成7年7月に設置された推進本本的に推進する役割を担うこととなった。	科学技術の推進 平成9年に推進本部がまとめた「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、全国網羅的に地震計が設置される等、阪神・淡路大震災以降、地震調査研究を推進する体制が飛躍的に強化され、世界最先端の研究成果を上げてきている。 また、大学、独立行政法人等を中心として、防災・減災に資する研究開発が着実に進められている。 特に、大大特においては、フィリピン海プレートと陸のプレートとの境界面が5~17km浅いことを明ら	プロジェクトのインプット本プロジェクトのインプット本プロジェクトの実施に係る費用としては、平成20年度約18億円、5年間で約82億円程度の予算規模を見込んでいるところである。 プロジェクトのアウトプット本事業の実施により、首都官内上、で、高に関する強震動予測の精度向上、発生時期・規模の予測の精度向上、成果が見込まれ、地震調査研究推進等の地震動予測地図、中央防災会議による被害推定等に活用されることが可能となる。 プロジェクトのアウトカム下き、約6,400名もの人命が失われ、直接被害額は約9.6兆円であった。	1,839 百万円
		これらを踏まえ、推進本部の事務局	推進本部においては、平成17年8	│ かにし、また「実大三次元震動破壊 │ 実験施設(E‐ディフェンス)」を	また、政府の中央防災会議が平成 1	

を担う文部科学省が首都圏における 稠密な調査観測を行い、複雑なプレ ート構造の下で発生しつる首都直下 地震の姿(震源域、将来の発生可能 性、揺れの強さ)の詳細を明らかに するとともに、耐震技術の向上や地 震発生直後の迅速な被害把握等と有 機的な連携を図り、地震による被害 の大幅な軽減と首都機能維持に資す ることを目的とした5ヵ年間の研究 開発プロジェクトとして、「首都直 下地震防災・減災特別プロジェクト」 を実施する。

なお、本プロジェクトは、以下の3 つのサブプロジェクトから構成され る。

首都圏周辺でのプレート構造調 査、震源断層モデル等の構築等 中感度地震計を用いたプレート構造 調査や制御震源を用いた地殻構造調 香等を行い、首都直下地震を発生さ せるプレート構造を明らかにするた めの調査観測等を行う。

特に、平成20年度においては、首 都圏に新たな地震計を機動的に設置 することによる定常的な自然地震の 稠密観測、海域において海底地震計 を稠密展開し、自然地震を観測する ことによるプレート構造イメージン グ、制御地震を用いた反射法・屈折 法による海陸統合構造探査等の実施 に必要な予算を拡充要求する。

都市施設の耐震性評価・機能確保 に関する研究

E - ディフェンスを用いて、震災時 における建物の機能保持に関する研 究開発や長周期地震動による被害軽 減対策の研究開発に関する実大三次 元での震動破壊実験を行う。

月に「今後の重点的調査観測計画に ついて」をとりまとめ、その中で、 首都圏等の人口の密集地域において 地震の発生確率が高いとされた、南 関東で発生するM7程度の地震を重 点的調査調査観測の対象候補として 挙げた。

この南関東のM7程度の地震につい ては、推進本部の長期評価によると、 その発生確率が30年以内では7 0%程度と、高い発生確率を予測し ている。

また、中央防災会議が平成17年7 月にまとめた「首都直下地震対策専 門調査会報告」によると、首都直下 の地震の一つの類型として想定され た東京湾北部地震では、最大で死者 数約11,000人、経済被害約1 12兆円との予測がなされている。

このように、南関東で発生するM7 程度の地震については、切迫性が高 く、また、それにより推定される被 害が甚大であるが、一方で、首都直 下地震を対象とした調査観測は平成 18年度までで終了した「大都市大 震災軽減化特別プロジェクト」(大 大特)の中で実施されたもののみで ある。

大大特では、南関東において従来考 えられていたモデルと比べ、フィリ ピン海プレートと陸のプレートとの 境界面が5~17km浅い可能性が あることや、プレート境界の地震波 の反射強度の弱い領域が地震時の強 い揺れを生じさせる可能性があるこ とを解明する等、大きな成果を上げ

しかしながら、本格的な調査観測を 広域的危機管理・減災体制の構築 │ 開始して間もなく、またこれまでの 用いることで、耐震補強技術の評価 や地震時の破壊メカニズムの解明等 に資する結果が得られる等、多くの 成果が上がっている。

このように、我が国のこれまでの地 震調査研究。防災科学技術に関する 研究開発の実績と経験を考慮する と、得ようとする効果は確実に達成 されるものと見込まれる。

有効性については、地震調査研究推 進本部政策委員会や、科学技術・学 術審議会研究計画・評価分科会防災 分野の研究開発に関する委員会にお いても評価を受けることとなってい 7年7月にまとめた「首都直下地震 対策専門調査会報告によると東京湾 北部地震では最大で死者数約11. 000人、経済被害約112兆円と の予測がなされている。

本事業を推進することにより、首都 直下地震の姿の詳細が明らかになる とともに、耐震技術の向上、地震発 牛直後の迅速な震災被害把握等を可 能となるが、このような成果は、首 都圏の地震防災対策の強化に大きく 寄与するものであり、上記のような 地震による国民の生命・財産への甚 大な被害を飛躍的に軽減する上で、 その果たす効果は計り知れない。

		に関する研究	調査観測の範囲が限定的であること			
		一元的危機管理対応体制の確立、広	から、未だ南関東で発生するM7程			
		域的情報共有と応援体制の確立等、	度の地震を発生させるプレート構造			
		危機管理対応能力、地域抵抗力・回	の全体像が詳細な形で明らかにされ			
		復力、生活再建能力を総合的に向上	る段階には至っていない。			
		させるための研究を行う。				
			どのようなプレート構造の下で、ど			
			のタイプの地震が発生するかで、揺			
			れの状況は大きく異なるが、現状で			
			はそれが把握できていないままで対			
			策を立てざるを得ないため、効率			
			的・効果的な防災・減災対策を講じ			
			ることが困難な状況にある。			
			 さらに、現在の観測網の分解能では			
			発生場所やタイプの識別は困難であ			
			る。これらを踏まえ、首都圏におけ			
			る。これらを崩まれ、目前圏にのけ る稠密な調査観測を行い、複雑なプ			
			して して して して して して して して			
			下地震の姿(震源域、将来の発生可能は、概念を表している。			
			能性、揺れの強さ)の詳細を明らか			
			にするとともに、耐震技術の向上や			
			地震発生直後の迅速な被害把握等と			
			有機的な連携を図り、地震による被			
			害の大幅な軽減と首都機能維持に資			
			することを目的とした「首都直下地			
			震防災・減災特別プロジェクト」を			
			実施する必要がある。			
75]	ひずみ集中帯	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、	国民の生命、財産等を守り、豊かで	【施策目標】	プロジェクトのインプット	1,300 百万円
	の重点的調査	我が国の地震調査研究を一元的に推	安全・安心で快適な生活を実現する	施策目標4-10	本プロジェクトの実施に係る費用と	
	観測・研究(新	進するために、地震調査研究推進本	ことは、国の最も重要な責務である。	安全・安心な社会の構築に資する科	しては、平成20年度で13億円、	
	規)	部(以下、「推進本部」という。)		学技術の推進	5年間で約65億円程度の予算規模	
		が発足した。	我が国は世界有数の地震多発地帯に		を見込んでいる。	
			位置しており、有史以来、数多くの	平成9年に推進本部がまとめた「地		
		推進本部においては、平成9年8月	地震災害を経験している。地震災害		プロジェクトのアウトプット	
		に「地震に関する基盤的調査観測計	を最小限に抑えられるよう科学技術	に基づき、全国網羅的に地震計が設	本事業の実施により、従来の手法で	
		画」を策定し、地震計等の基盤観測	を最大限に活用していくことは、国	置される等、阪神・淡路大震災以降、	は評価が困難であり、現在調査・評	
		網の整備や、活断層調査の対象等が	として当然負うべき責務である。	地震調査研究を推進する体制が飛躍	価手法が確立されていないひずみ集	
		示された。また、平成11年4月に		的に強化され、世界最先端の研究成	中帯における活断層、活褶曲の調	
		「地震調査研究の推進について」を	昨今、平成16年10月の新潟県中	果をあげてきている。	査・評価手法が確立され、当該地域	
		策定し、当面推進すべき地震調査研	越地震、平成19年3月の能登半島		で発生する地震の実像を解明する。	
		究の一つとして「活断層調査、地震	地震、そして平成19年7月16日	特に、全国網羅的な観測調査を基に		
		発生可能性の長期評価、強震動予測	に発生した新潟県中越沖地震と、顕	作成した「全国を概観した地震動予	プロジェクトのアウトカム	
		等を統合した地震動予測地図の作	著な被害地震が立て続けに発生して	測地図」は、活断層で発生する地震	上記研究成果により、当該地域にお	

成」を掲げ、全国98の断層帯につ おり、これらはいずれも日本海東縁 や海溝型地震を対象に、地震の規模 ける長期的な地震発生時期、地震規 いて基盤的調査観測を実施し、平成 の「ひずみ集中帯」で発生している。 や一定期間内の発生確率を全国偏り 模の予測精度向上、強震動の予測精 17年3月にそれまでに得られた調 当該地域については、推進本部とし なく一定の基準で評価しており、全 度の向上、地殻活動の現状把握の高 て調査観測の対象とはしてこなかっ 国各地での効果的・効率的な地震防 度化等が可能となる。さらに、推進 地震動予測地図」をとりまとめた。 災対策の推進につながり、安全・安 本部における地震動予測地図の改 心な社会の実現に資すると考えられ 訂、中央防災会議による被害推定等 これを受け、平成17年8月「今後 しかしながら、最新の研究成果等に に活用されることで、時期や規模、 の重点的調査観測について」を策定 よると、この地域のひずみが地震活 揺れを踏まえた効果的・効率的な地 し、相対的に強い揺れに見舞われる 動を誘発している可能性が高いとさ このように、我が国のこれまでの地 震防災対策が進められ、安全・安心 れていること、また将来の地震活動 可能性が高いと判断された地域の特 震調査研究の実績と経験を考慮する な社会の実現に資する。 定の地震を対象とした重点的調査観 の評価に対する社会的要請が高いこ と、得ようとする効果は確実に達成 測の進め方や、基盤的調査観測とし とから、この地域での震源断層の位 されるものと見込まれる。 ての活断層調査に関する追加調査及 置の特定や、当該地域における調査 び補完調査の必要性、対象選定基準 観測・研究等を実施することは喫緊 有効性については、地震調査研究推 等を示し、平成17年度より随時、 の課題である。 進本部政策委員会や、科学技術・学 調査観測を実施しているところであ 術審議会研究計画・評価分科会防災 特に、ひずみ集中帯は、海域に位置 分野の研究開発に関する委員会にお る。 する部分が多い、堆積層が厚く分布 いても評価を受けることとなる。 しかしながら、平成19年3月の能 する、活褶曲が発達・卓越する等の 登半島地震。平成19年7月16日 特徴を有するため、地形判読、トレ に発生した新潟県中越沖地震等。近 ンチ調査を主体とした従来の活断層 年、頻繁に地震を引き起こしている 調査手法ではその構造を解明するの と指摘される日本海東縁部の「ひず は困難とされている。 み集中帯」については、推進本部と して、これまで調査観測の対象とし このため、ひずみ集中帯の断層で発 てこなかった。 生する地震の規模の予測、発生の長 期評価及び強震動予測の高度化に資 このため、当該地域で発生する地震 するため、ひずみ集中帯における活 の実像を解明することを目的とし 断層・活褶曲等の活構造の調査研究 て、新たにひずみ集中帯の海域及び を強化する必要があると言える。 陸域における地殻構造についての調 査観測・研究等を開始する。 地震・津波観 日本近海で想定される海溝型巨大地 我が国は世界有数の地震多発地帯に 【施策目標】 事業インプット 1,868 百万円 [76] 測監視システ 震と、それにより発生する津波に対 位置しており、有史以来数多くの地 施策目標4-10 開発に係る費用として、平成20年 ム(拡充) して、これまでの防災・減災対策を 震災害を経験している。 安全・安心な社会の構築に資する科 度約19億円、4年間総額で約72 飛躍的に進展させるため、各種観測 学技術の推進 億円の予算規模を見込んでいる。 機器を備えた稠密な海底ネットワー 国民の生命・財産等を守り、豊かで クシステムの技術開発を推進し、東 安全・安心な生活を実現するため、 本プロジェクトの成果については、 事業アウトプット 南海地震の想定震源域である紀伊半 地震災害を最小限に抑えるべく科学 推進本部地震調査委員会が行う活断 本システムの開発を通じて、東南 海・南海地震の高精度な地震動予測 島熊野灘沖に敷設する。 技術を最大限に活用していくこと 層や海溝型地震に関する長期評価、 は、国として当然負うべき責務であ 強震動評価の検討状況等で把握す モデルを構築することが可能とな なお、本システムは、世界に類を見 る。 る。 り、地震発生予測精度の飛躍的向上 ない高密度な海底観測システムであ に資する。 ることに鑑み、冗長性(故障を想定 │ 平成16年12月に発生したインド │ また、科学技術・学術審議会研究計

し、それを補完する能力のシステム への組込み)及び置換機能(故障が 生じた際に修復可能な海中着脱コネ クタの開発)を有するものとする。

また、観測項目は地震観測、津波観測、地殻変動観測とし、地震計は強震動と高感度地震計を組み合わせ、ネットワーク全体で20点、水圧計は最大20点、傾斜計及び重力計は10点の設置を目指す。GPS音響測位システムについては、本プロジェクト開始後5年後以降に海底ネットワークシステムに接続する仕様を検討し、10点程度の設置を目指す。

また、平成16年12月のスマトラ沖大地震以降巨大地震が頻発しているインドネシア周辺において、関係国との連携による国際的なデータ交換システムを構築する。

ネシア・スマトラ島沖大地震及び津波は、死者及び行方不明者30万人以上、被災者120万人、被害総額78億ドル超に達する未曾有の被害をもたらした。

我が国においても、このような海溝型の巨大地震・津波の発生が避けられないばかりでなく、海岸沿いに多くの近代都市を有するため、被害がより一層甚大となることが懸念される。地震調査研究推進本部(以下、「推進本部」という。)地震調査委員会の長期評価によると、東南海地震の今後30年以内の地震発生確率はM8.1前後で60~70%、南海地震はM8.4前後で50%程度と、極めて高い発生確率を予測している。

また、中央防災会議の試算によると、 南海トラフで東海、東南海、南海地 震が同時に発生した場合の最大被害 想定は、経済的被害が81兆円、死 者が2万5千人に至ると予測されて おり、我が国の存立を揺るがしかね ない事態になる恐れがある。

東海地震については、気象庁がいつ 起きてもおかしくないことを前提 に、陸域に埋めた歪計等により想定 される前兆すべりをとらえる観測業 務を行っている。

一方で、東南海・南海地震については、そのような想定に結びつく調査研究が十分に行われておらず、また、震源域が海域にあるため、観測網も十分整備されていない。

このため、推進本部の事務局である 文部科学省において、新たに各種観 測機器を備えた稠密な海底ネットワ ークシステムを東南海・南海地震の 画・評価分科会防災分野の研究開発 に関する委員会等において研究成果 の評価等を行い、その有効性を検討 する。

本システムは、多くの研究開発要素を含むものであるが、実施機関である海洋研究開発機構は、海底ケーブルについての研究開発実績を有するとともに、本研究開発に必要な要素技術となる海底観測システム等の特許を取得及び出願している。

また、システムの整備・保守点検等 に迅速かつ的確に対応するために必 要な自己所有の船舶を有している。

さらに、本システムの研究開発に当 たっては、海洋研究開発機構のほか、 これまで海底ケーブル式の海底地震 計を設置した実績を有する東京大学 地震研究所等が参加し、共同で研究 開発を実施している。

このような実施機関の実績や研究開発の実施体制等を考慮すると、目標は確実に達成されるものと見込まれる。

また、本システムによる観測で得られる地震発生直後の地震・津波観測値に基づき、地震・津波到達前に、気象庁の警報システムを通じて国民に正確な情報を迅速に提供することが可能となる。

事業アウトカム

中央防災会議によると、南海トラフで東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の最大被害想定は、経済的被害が81兆円、死者が2万5千人に至ると予測している。

本システムの構築により、地震発生 予測精度が飛躍的に向上し、また、 正確かつ迅速な地震・津波情報の伝 達が可能となり、東南海・南海地震 に関する防災・減災対策の強化に大 きく寄与することとなる。

上記のような地震による国民の生命・財産への甚大な被害を軽減する 上で、その果たす効果は計り知れない。

		想定震源域に展開し、地震発生予測精度の飛躍的な向上等を図るための研究開発を推進していくことは極めて重要である。 さらに我が国の数倍の海溝型地震発生域を有し、最近地震が頻発しているインドネシア周辺において国際もなデータ交換システムを構築することにより、海溝型地震発生に関するでより、海溝型地震発生に関するでより、海溝型地震発生に関するが災上の国域のみならず、我が国の海溝型地震の解明、その防災・減災対策の推進を図る上で極めて重要である。			
【77】 東海・東海・南河の研究(1000年) 東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東海・東	海地震 地震調査研究推進本部(以下「推進 性評価 本部」という。)によると、今後3	国民の生命、財産等を守全・日東の生命、「世界の生命、「中全の大学を国のを主要を関係を実現するを実現するを実現するを実現をできる。我位地の大学をののでは、「大学を関係をできます。」という。 「大学をは、「大学を、「大学を、「大学を、「大学を、「大学を、「大学を、「大学を、「大学を	学技術の推進 平成9年に推進本部がまとめた「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、全国網羅的に地震計が設置される等、阪神・淡路大震災以降、地震調査研究を推進する体制が飛躍的に強化され、世界最先端の研究成果をあげてきている。 また、大学、独立行政法人等を中心として、防災・減災に資する研究開発が着実に進められている。 特に、RR2002「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」においては、フィリピン海プレートと陸のプレートとの境界面が5~17km浅	プロジェクトのインプット 本プロジェクトは、平成20年度1 2億円程度、5年間で60億円程度 の予算規模を見込んでいる。 このうち、海底地震計を用いた海底で 一個密地震観についきで、海底地震計を用いた海底で 一個密地震が高いた上への 一個密地である。 この利用ですることが一つでは、海底地で 一個である。 プロジェクトのアウトプット 本事海地についる。 プロジェクトのアウトカーのアウトが 事業では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	1,200 百万円

つのサブプロジェクトから構成される。

物理モデル構築・シミュレーション研究(10年発生予測の基盤構築)東海・東南海・南海地震の連動性評価のための物理モデル(地震予測モデル)の構築、地球シミュレータ等を用いた大規模数値シミュレーション実験研究、連動を規定する構造要因(パラメータ)抽出等の要素技術研究等を行う。

海底稠密地震・津波・海底地殻変動観測

海底地震計の稠密・広域展開(400台)等による震源構造調査・地殻変動観測、海底音波探査による深部構造調査、海域津波計による詳細な津波観測等を行う。

強震動予測及び地震・津波被害予測研究

東海・東南海・南海地震の連動を考慮した広域・高密度・広帯域強震動 予測、地震及び津波に関する広域被 害予測、連動の際の復旧・復興に関 する政策研究を行う。 ては、推進本部の長期評価において、30年以内の発生確率がそれぞれ87%(M8程度)、50%程度(M8.4前後)、60~70%程度(M8.1前後)と高い発生確率を予測している。

また、中央防災会議の東南海、南海地震等に関する専門調査会(平成15年9月)の被害想定によると、東海・東南海・南海地震の同時発生による最大被害想定は、死者2万5千人、経済的被害81兆円と予測されている。このように、東海・東南海地震の切迫性は極めて高く、退去の記録や最新の研究成果によると、将来、これらの地震は連動して発生する可能性が高く、その場合、よきに国の存立を揺るがしかねない事態となる恐れがある。

一方で、これらの地震の連動性に着目した研究はほとんど行なわれておらず、その必要性を指摘する声が高まっている。特に、東海・東南海・南海地震のようなプレート境界地震については、アスペリティモデルが検証されつつあり、経験則に基ずいく「長期予測(30年確率)」の段階からモデルと数値シミュレーションを用いた「中期予測(10年確率)」の実現に向けて、推進本部の事務局である文部科学省が調査研究を進めていく必要がある。

また、地震・津波防災研究の観点(復旧・復興計画等)からも、連動による影響評価を行うことは重要である。

なお、本プロジェクトは、これまで 東南海・南海地震に係る地震防災対 策の推進に関する特別措置法等に基 震調査研究、防災科学技術に関する 研究開発の実績と経験を考慮する と、得ようとする効果は確実に達成 されるものと見込まれる。

さらに、推進本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても、本プロジェクトの評価を行い、有効性を確認する。

プロジェクトのアウトカム

阪神・淡路大震災では、約6,40 0名もの人命が失われ、直接被害額 は約9.6兆円であった。

また、政府の中央防災会議の東南海、 南海地震等に関する専門調査会(平 成15年9月)によると、東海・東 南海・南海地震の同時発生による最 大被害想定は、死者2万5千人、経 済的被害81兆円との予測がなされ ている。本事業を推進することによ り、東海・東南海・南海地震が連動 して発生する可能性についての評 価、それに伴う高精度な被害予測等 が可能となるが、このような成果は、 地震防災対策の強化に大きく寄与す るものであり、上記のような地震に よる国民の生命・財産への甚大な被 害を飛躍的に軽減する上で、その果 たす効果は計り知れない。

		づき実施されて来た「東南海・南海 地震等海溝型地震に関する調査研 究」の成果を踏まえ、より将来予測 を発展させるために重点的に実施す るものである。 また、東南海・南海地震に係る地震 防災対策の推進に関する特別措置法 等において、地震観測施設等の整備 に努めなければならないと規定され ているものの、当該地域を対象とし た調査研究が平成19年度で終了す ることとなっており、本事業の実施 は必要不可欠である。			
【78】 防災教育支援推進プログラム(新規)	平成19年7月の記憶を表して、 19年7日の実施を表して、 19年7日の記憶を表して、 19	地震、自然では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	【施策目標】 施策目標4-10 安全・分の社会の構築に資する 科学技術の推進 本プロジェクトを推進することに公携等等では、地な連づるでを発生をである。 なり団体、の野の最新のの積極と見いでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	プロジェクトのインプロジェクトのインプロジェクトのインプロジェクトに関ンプロジェクトに関ンプロジェクトに関ンプロジェクトのアウトプットを度されて、	300 百万円

在学者への経済的支援(フェローシップ)を拡充し、世界を舞台に幅広い分野で活躍する人材を育成する必要がある。

このため、国際的に通用するイノベーション人材創出のためのプログラム(海外の研究機関等へのインターンシップ、企業との共同研究への参画、異分野研究への挑戦の機会等)を用意している大学に対して、そのプログラムに参加する選抜された優秀な博士課程(後期)学生に対するフェローシップ相当分を支援する。(博士課程学生約1,600人、博士課程(後期)学生の総数の2.0%)

機関を選定する審査に当たっては、 機関独自の人材養成プログラムが、 国際的に通用する能力と社会のニー ズを捉える幅広い視野を持ったイノ ベーション創出人材の育成に貢献で きるかを重視する。 は、これからの社会の中核となっていく『人』の力如何にかかっている」ために、「2025年頃社会の中核となって活躍する世代の人材育成を抜本的に強化することがイノベーションを起す日本を作るための最重要課題」であるとされている。

このような考え方に基づく取組の1つとして、「博士課程学生に対するフェローシップを充実するとともに、競争的資金を活用する等により、2010年度までに20%程度の博士課程学生が生活費相当額程度の支援を得られることを目指す」ことが求められているところである。

また、「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成19年6月14日)においても、「第3期科学技術基本計画における博士課程在学者の支援目標の早期実現に向け、多様な支援制度の充実・積極的活用の推進」が求められており、「社会総がかりで教育再生を」(平成19年6月1日)では、「国は国内外を問わず、優秀で意欲のある大学院生への経済的支援を充実」することとしている。

さらに、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月19日)では、「イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、概ね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化・・・などイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む」とともに、「優れた大学院生への経済的支援を充実する」ことが求められている。

「科学技術によるイノベーション創出に向けて」(平成19年3月30

若手研究者や女性研究者、さらには 外国人研究者などの多様多才な個々 人 が意欲と能力を発揮できる環境 を形成するとともに、初等中等教育 段階から研究者等の育成まで一貫し た総合的な人材育成施策を講じ、人 材の質と量を確保する。

施策目標6-2 科学技術に関する国民意識の醸成

科学技術の社会的な信頼を獲得する ために、成人の科学技術に関する基 礎的素養(科学技術リテラシー)を 高める活動を推進する。

また、幼少期から高齢者まで広く国 民を対象として、科学技術に触れ、 体験・学習できる機会の拡充を図る。

(上位目的のために必要な効果が得 られるか)

大学において、イノベーションの創出に資する人材養成を行うための投資として、博士課程学生への経済的支援の充実が図られるとともに、大学独自のフェローシップ制度が開発される。

本事業の先行事業「特別研究員事業」 については、我が国のトップクラス の優れた若手研究者に対して経済的 支援を実施するプログラムとして定 着するなど、十分な効果を得たため、 類似の事業スキームで実施する本事 業についても、目指す効果が達成で きると判断した。 フェローシップの割合を博士課程学生総数の8.7%に拡充する。

(事業のアウトカム)

大学において、イノベーションの創出に資する人材養成を行うための投資として、博士課程学生への経済的支援の充実が図られることにより、優秀で多様性のある学生が経済的負担を心配することなく博士課程に進学できる環境を整えることで、学生の博士課程への進学が促進される出のためのプログラムに競争的に選抜される事で、意欲と能力のある博士課程学生育成が図られる。

また、本事業を実施することにより、 大学独自のフェローシップ制度が開 発され、事業終了後も大学において フェローシップ制度が存続してい く。その結果、国際的に通用する能 力と社会のニーズを捉える幅広い視 野を持ったイノベーション創出人材 の育成を確保する。

			日)においては、「博士課程学生に対するフェローシップを博士課程学生総数の10%に拡充する」ことが提言されている。 従って、高い研究能力を有する研究者の卵が、早期から、産業界という「異」との出会い・融合により刺激を受けながら、そのニーズを意識した研究を行い、新しいイノベーションを生み出す原動力となる幅広い知識などを培うことを支援する意義は大きい。			
[80]	科学技術ンで表表である。おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	科学技術イノベーションを支える実践的・創造的技術者を養成するため、大学等研究機関や企業に在籍する技術者が、科学技術の進展等に対応した能力向上を図るとともに、分野断的な課題に対応できる幅広い知識、起業のノウハウやマネジメント能力を習得するなど、技術者の取組を支援する。	「5」は、大きな時代を表している。 高等を表している。 高等を表している。 「とのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	(施策目標) 施策目標5 - 1 科理の促生 科学技術関節を対した。 科学技術の育成、確保、 科学技術の実現者、多さ中でもないできる。 施策自動物ではどの発揮の実現を表別した。 科学技術のの実現者を発力した。 を発表が成からいとと者でいる。 を発表が表別である。 を発表が表別である。 を発表が表別である。 を発表が表別である。 を発表がある。 を発表がある。 を発表が表別である。 を発表がある。 を発表がある。 を発表がある。 を発表がある。 を発表がある。 を発表が、の質が表した。 を発表が、のできる。 をは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	(事業のアウトプット) 本事業については、全国で約5機関において、技術者の能力開発のための取組が推進されることが見込まれる。 (事業のアウトカム) 本事業で選定されたプログラムの情報を多くの大きや企業等に提供することによりで同種または新種のプログラム開発・実施がなされるなどが期待される。 その結果、全国各地での科学技術イノベーションを支える実践的・創造的技術者の養成が図られる。	1 00 百万円

			者養成のための教育内容・手法の改善等に関する取組みがなされているところであるが、現在企業等に従事している技術者からは、所属団体が用意する研修・OJTだけでは不十分として更なる教育機会の質・量の増強が求められている。 また、中小企業においては技術者に対する教育機会の実現が容易ではないことが指摘されている(平成18年3月社団法人日本工学会調査報告)。 従って、大学等の研究機関や企業に所属する技術者に対して、新たな能力開発のための機会を提供することを支援する意義は大きい。	躍を促進する。 本事業の先行事業である「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」では、ビジネス研修やマネジメント研修など各種プログラムの開発が推進されており、指定機関以外でもキャリアパスに対する意識の向上が図られるなど、かなりの効果を得たため、同様の事業スキームで実施する本事業についても、目指す効果が達成できると判断した。		
[81]	世界トップレベル国際研究拠点がランプリンででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	高いレベルの研究者を中核とした研究拠点の形成を目指す構想に集中的な支援を行い、システム改革等の導入等を促すことにより、世界第一線の研究者が集まってくるような、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指す。	表はありません。 おが国の科学技術水準を向上させ、 将来の発展の原語を連続的にしている。 には、では、である。 特には、では、である。 特には、での地域には、では、では、では、では、では、でのでは、でのでは、でのである。 特には、でのでは、でのでは、でのでは、でのでででは、でのででででである。 特には、でのでは、でのででででででででででいる。 特には、でのでででいる。 特には、でのででででいる。 特には、でのでででいる。 特には、でのででは、のでででいる。 特には、でのでででいる。 特には、でのででは、のででいる。 がで、カード・アークを、は、というでは、というでは、というでは、というでは、といって、というでは、いうでは、というでは、いうでは、というでは、というでは、というでは、というでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、	施策目標 施策目標5 - 2 科学の発展と耐えざるイノベーションの創出 得ようとする効果及びその達成見 込み 当事には、世界トップレベルののようを が表する。 一部では、世界トップレベルのののでのである。 一部では、世界トップのでのである。 一部では、世界トップのでのでのである。 一部では、世界トップのでのである。 一部では、世界トップのでのでのである。 一部では、世界トップのでのである。 一部では、世界トップのでのである。 一部では、世界トップのである。 一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	【インプット(予算)】 平均18億円×5拠点 【アウトプット(直接効果)】 第一いので、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	9,167 百万円

			「111プロジェクト」を立ち上げ	指標としては、世界トップレベル研	改革を促す補助金とすることで、既	
			るなど、諸外国は、国家を挙げて世	究者の人数、外国人研究者比率、分	存の枠組みにとらわれずに効果的に	
					世界トップレベルの研究拠点を形成	
			界トップレベルの研究拠点形成の取	野別の論文被引用数、競争的資金の		
			組を推進しているところである。	獲得状況等が考えられるが、今後、	することができる。	
				採択される研究拠点に相応しい評価	研究者個人向けの研究資金補助で	
			こうした中、優秀な人材の世界的な	指標を設定する。	はなく、機関補助とすることで、組	
			流動の「環」の中に位置づけられ、		織としての研究レベルの向上が図ら	
			内外の研究人材が自然に蓄積される	なお、当事業では、システム改革を	れ、結	
			ような研究機関を我が国にも作って	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	果として優れた人材の継続的な輩出	
			いく必要がある。なお、備考に掲げ	外国の高名な有識者を含めた充実し	が見 込 まれる。	
			るような多数の提言で当プログラム	た審査体制で採択拠点を決定するほ		
			の充実の必要性が指摘されている。	か、事業開始後もフォローアップを		
				徹底的に行うこととしており、採択		
			なお、当プログラムは、平成19年	拠点における確実なシステム改革の		
			に、採択拠点5件程度の事業(半年	達成が見込める。		
1			予算)としてスタートしたところで			
			あるが、平成20年度に新規採択を	また、審査時には特に、システム改		
			しない場合においても、事業の着実	革面において他の機関のモデルとな		
			な実施のためには、倍程度の予算増	りうる先導的な拠点構想であること		
			が必要となる。	が重視されるため、採択拠点以外に		
				も波及効果が見込まれる。		
			加えて、採択件数増の必要性が指摘			
			されており、対応が求められる。			
[82]	知的クラスタ	これまでの「知的クラスター創成事	(事業の背景等):	(施策目標)	(事業に投入されるインプット(資	9,990 百万円
	一創成事業	業」の成果を踏まえ、地域の自立化	施策目標5-2「科学の発展と耐え	施策目標 5 - 2	源量))	
	(第期)(拡	を促進しつつ、選択と集中を図り、	ざるイノベーションの創出」を達成	科学の発展と耐えざるイノベーシ	研究開発分野・内容やクラスター形	
	充)	世界レベルのクラスターの形成を強	するためには、平成14年度から実	ョンの創出	成の進捗状況等を踏まえて、1地域	
		力に推進する。	施している「知的クラスター創成事		当たり、5~10億円程度の予算を	
			業」により形成されつつある地域ク	(得ようとする効果及びその達成見	配分する。	
		(対象):	ラスターを引き続き国と地域が一体	込み)		
		都道府県及び政令指定都市が提案	となって着実に成長させていくこと	本事業により、産学官連携活動の活	本事業の事業費に加えて、地域(地	
		(連名による提案も可)し、自治体	が必要である。	発化、国際優位性のある新技術シー	方公共団体、大学、民間企業等)の	
		が指定する中核機関が事業を実施。		ズの連鎖的な創出、戦略的な他地域	役割として、国費(基本事業部分)	
			これまでの「知的クラスター創成事	との連携活動等が促進され、国際優	の1/2以上を、地域クラスター形	
		(手段):	業」により、18地域において地域	位性のあるクラスターの形成が着実	成に向けた取組のための地域資金と	
			クラスター形成に取り組んでいると	に進展することを効果として見込ん	して支出することを求めるマッチン	
		的研究開発(シーズの創出)から実		でいる。	グファンド方式を採用している。	
		用化開発までの一体的推進、地域に	に今後、選択と集中の視点に立って、			
		おける産学官連携基盤の強化、クラ	10地域程度の世界レベルのクラス	これまでの知的クラスター創成事業	(事業から得られるアウトプット	
					(活動量))	
			ターを日本に形成することを目指し	により、産字目の連携基盤の整備か	【冷却量】】	
		スターの広域化など、世界レベルのクラスター形成に向けた幅広い活動	ターを日本に形成することを目指して、平成19年度より新たに、知的	により、産学官の連携基盤の整備が 進展し、多数の大学・企業等の研究	1	
		スターの広域化など、世界レベルの クラスター形成に向けた幅広い活動	て、平成19年度より新たに、知的	進展し、多数の大学・企業等の研究	これまでの知的クラスター創成事業	
		スターの広域化など、世界レベルの	て、平成19年度より新たに、知的 クラスター創成事業(第 期)を開	進展し、多数の大学・企業等の研究 者が参画する共同研究に参画し、数	これまでの知的クラスター創成事業 によって以下のようなアウトプット	
		スターの広域化など、世界レベルの クラスター形成に向けた幅広い活動	て、平成19年度より新たに、知的	進展し、多数の大学・企業等の研究	これまでの知的クラスター創成事業	

知的クラスター創成事業(第 期)は、平成19年度から開始し、6地域を採択した。平成20年度には、新たに3地域を採択するとともに、厚生労働省の医療クラスター形成に向けた取組等を踏まえた関係府省との連携の一層の強化、戦略的な他地域のクラスター・研究機関等との連携活動の活発化のため、他府省連携事業、広域化・国際化プログラムを拡充する。

基本事業(他府省連携プログラム を含む)(@7億円×3地域)

他府省連携事業(@1.5億円× 3地域)

広域化・国際化プログラム(@1. 2億円×3課題)

に付随して19年度実施の6地域の広域化・国際化プログラムを拡充する。

広域化・国際化プログラム(継続6地域分)(@1.2億円×3課題)

に付随して19年度実施の6地域の他府省連携事業を拡充する。

他府省連携事業(@1.5億円×6地域)

世界レベルのクラスター形成に当たっては、新産業創出等の核となる世界最先端の研究開発機能や強固な産学官連携基盤が必要であり、また、国費による事業の実施と連動した地域の主体的な取組が活発化していることも踏まえると、本事業の施策目標の達成に対する貢献度は高く、「知的クラスター創成事業(第 期)」の地域数を拡充して実施することが妥当と考えられる。

以下の通り、第3期科学技術基本計画をはじめとして、政府の各種決定等においても地域クラスター(地域科学技術クラスター)形成への取り組みの必要性が位置付けられており、引き続き国が支援を行っていくことが必要である。

第 期事業の実施に当たっては、研究開発内容のみならず、クラスター形成に向けた地域の自立的な取組、事業化・知的財産・人材育成等に係る事業実施計画の戦略性やそれを実現する事業推進体制等を多角的に評価することにより、世界レベルのクラスターとして発展する高いポテンシャルを有する地域に対して、効果的な重点投資を行うことが可能である。

マッチングファンド方式の導入により、事業実施地域は、地域クラスター形成に向けた取組のために、国費の1/2以上を支出することとなり、本事業と連動して、これまで以上に自主的・主体的な取組が行われる見込みである。特に、実用化開発段階は、地域の第一義的な責任として積極的に推進することとしており、研究開発成果がこれまで以上に効果的に新産業の創出等につながることが期待される。

さらに、内閣府の科学技術連携施策群「地域科学技術クラスター」の取組の下、産業クラスター計画を推進する経済産業省をはじめとした関係府省との連携強化を図ることとされており、切れ目のない研究開発支援、地域クラスター形成の阻害要因の改善等により、効果的・効率的な地域クラスター形成が進展することが見込まれる。

(事業開始時に想定した効果及び1 8年度までに得られた効果)(拡充 事業の場合)

知的クラスター創成事業により、上記のようなアウトプットを創出しており、第 期事業でも、産学官の研究者、特許出願数、事業化等件数等において、それ以上の効果を想定している。

ットが見込まれる。

< 知的クラスター創成事業のアウト プット(平成14年度~18年度)> 平成18年度参加している産学官の 研究者 2,654人(うち産は927人) 特許出願数 2,230件 事業化等件数 803件

(事業から得られるアウトカム)

本事業の拡充実施により、地域における産学官連携基盤が強化されるとともに、国際優位性のある新技術シーズを核として次々と新規事業が創出され、その結果、ヒト・モノ・カネを惹きつける国際的な競争力を持つクラスター形成が進展する。

産学官連携戦略展開事業 (戦略展開プログラム)新規)

(目的)

平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、対象となった大学等をはじめとして、知的財産の機関一元管理の体制や知的財産ルールの策定など知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は産学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。

また、一部の大学では、知的財産本部と産学官連携を担う部門、さらには技術移転機関などとの連携の下に、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、特許権以外の知的財産権の管理・活用や、ノウハウライセンスや有体物提供による技術移転など、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きが進みつつある。

今後は、各大学、大学共同利用機関、 高等専門学校(以下「大学等」という。)の規模、教育研究分野、地域 等の多様な特性を踏まえ、大学等の 産学官連携活動が失速することな く、知的財産戦略などが十全に展開 されるよう、その主体的かつ多様な 特色ある取組を、国公私立大学等を 通じて支援し、知的財産活動をはじ めとする産学官連携活動全体の質の 向上を図る。

(事業の対象)

・大学等の主体的で多様な取組のうち、大学等の自己財源では実施が困難であるが、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や、個別大学等の枠を越えた活動を支援。

・知的財産体制が脆弱な大学等(人 文社会系を含む)について、大学等 の自己財源では実施が困難な活動 や、体制強化のための取組を支援す

(事業の背景等)

「第3期科学技術基本計画」においては、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢の一つとしている。

さらに、平成18年12月には、教育基本法の改正が行われ、これまでの教育・研究という大学の役割に、「大学で生まれた成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する」という社会貢献が新たな使命として明確に位置付けられた。

このような中、イノベーションの創出を通じて、大学等の研究開発の成果を社会・国民に還元する努力を強化することが求められており、「経済財政改革の基本方針 2007」や「長期戦略指針『イノベーション 25』、「知的財産推進計画 2007」や「平成 20 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」等において、産学官連携の強化を図ることが指摘されている。

イノベーションの創出のためには、 国内のみならず国際的な視点に立った知的財産戦略が重要であることから、国際的に通用する知財人材の育成や大学等の知的財産本部の国際機能の強化等を図ることにより、これまで大学等で取り組まれてきた知的財産活動が失速することなく、知的財産戦略が十全に展開されるよう、その主体的かつ多様な取組の支援などが求められている。

(施策目標)

施策目標5-2

科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

(得ようとする効果及びその達成見込み)

[得ようとする効果]

本事業により、大学における知的財産の管理・活用体制について、国際的な産学官連携推進体制や地域における産学官連携体制等を強化することにより、大学における知的財産の創出を刺激・活性化するとともに、大学発の研究成果の産業化を拡充することにつながる。

例えば、平成22年度における外国企業との共同研究実績を18年度の約6倍以上とする等により、海外特許出願件数の増加が見込まれる。

このほか、地域・大学間における産 学官連携体制の強化や知的財産体制 が脆弱な大学等の支援及び他の施策 とあいまって、「大学発特許取得件 数を平成12年から平成22年までの 10年間で15倍に増加させる」(達成 目標5-2-4)や「大学発特許実 施件数(大学等の機関帰属)を平成 15年から平成20年の5年間で3500 件に増加させる」(達成目標5-2 -5)の目標達成が見込まれる。

[その達成見込み]

平成 18 年度の産学連携実施状況によると、外国企業との共同研究実績では 15 年度と比較して、約 5.5 倍に増加している。

また、国立大学の国内特許出願件数では、15年度と比較して約6倍に増加しているが、海外特許出願件数は約3倍程度にとどまっている。

各大学等における知的財産戦略などが十全に展開されるよう、各大学等の主体的で多様な取組のうち、大学の自己財源では実施が困難であるが国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や個別大学等の枠を越えた活動に特化して支援することにより、我が国の知財活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上に寄与することが認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業アウトプット)

知的財産に関する現在の産学官連携活動における課題をメニュー化し、 モデルとなる各大学(のベ110大学)の戦略的な展開を支援する。

- ・20大学程度を対象に国際的な産学 官連携推進体制を強化することによ り、国際競争力のある知的財産の創 出・管理・活用を図る。
- ・10大学程度を対象に起業相談、起業家教育など大学発ベンチャーの事業化支援体制を強化することにより、大学発ベンチャーの創出と持続的発展を図る。
- ・10大学程度を対象にライフサイエンス分野など、特定分野の知財管理・活用体制を強化することにより、研究成果の活用を図る。
- ・30大学程度を対象に地方自治体との連携や国公私立大学間・コンソーシアム形成など、地域における産学官連携体制を強化することにより、地域の中小企業や農林水産業を含めた地場産業の活性化を図る。
- ・10大学程度を対象に産学官連携業務の現場において、優れた資質を有する若手知財専門人材の養成を行うとともに新たな人事システムの導入を行い、大学内部の専任人材の増強を図る。
- ・30大学程度を対象に知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動(人

4,839 百万円 の一部

		1	1			
		వ .			文社会系を含む)を支援することに	
				このような状況を踏まえれば、今後、	より、小規模大学等や地方大学等に	
				国際的な産学官連携推進体制を強化	おける国際的な水準の研究成果やコ	
				することにより、海外特許出願件数	ンテンツ等のシーズの活用を図る。	
				の増加が見込まれる。		
					(事業アウトカム)	
				このほか、地域・大学間における産	支援した大学の先駆的な取組によ	
				学官連携体制の強化や知的財産体制	り、我が国の知財活動のピークが引	
				が脆弱な大学等の支援及び他の施策	き上げられるとともに、ノウハウの	
				とあいまって、「大学発特許取得件	普及により裾野が拡大され、知的財	
				数」及び「大学発特許実施件数」の	産をはじめとする産学官連携活動全	
				達成は十分見込まれる。	体の質の向上が図られる。	
[84]	先端研究施設	大学・独法等が有する先端研究施設	平成18年7月に施行された「研究	(施策目標)	(事業のアウトプット)	4,099 百万円
	共用イノベー	の産業界への共用を進めるととも	交流促進法及び特定放射光施設の共	施策目標 5 - 3	・我が国の先端研究施設の産業界へ	の一部
	ション創出事	に、共用を通じたイノベーションを	用の促進に関する法律の一部を改正	科学技術振興のための基盤の強化	の共用の促進	oy III
	業	創出することを目的として、分野を	する法律」に対する付帯決議にて、	11 1人間が、1000000000000000000000000000000000000	・共用を通じたイノベーションにつ	
	【産業戦略利	限らず、産業利用のポテンシャルが	「独法、大学等の研究施設の共用を	(上位目的のために必要な効果が得	ながる利用成果の創出	
	用】(拡充)	高い先端研究施設を採択し、適切な	促進するため、各機関における体制	られるか)	・自立した共用体制の構築	
	/m / ()/\(\alpha/\text{L}\)	施設利用時間を確保して産業界利用	の整備を促すともに、国は必要な支	SPring - 8及び地球シミュレ	・日立した六州体制の構集	
		や産学官の共同研究利用による具体	援をしつつ、共用に積極的な風土の	一夕を対象とした本事業の先行事業	(事業のアウトカム)	
		的な技術課題の解決のための研究開	醸成に努めること」とされており、	一クを対象とした本事業の元刊事業 である「先端大型研究施設戦略活用	・社会的・経済的効果の高い技術課	
			 平成18年10月27日に開催され	プログラム(平成17年度~平成1		
		発環境を提供する。 		• 1	題の解決 対党的知見に基づいた音響の競争	
			た総合科学技術会議の科学技術関係	8年度)」の実施により、産業界に	・科学的知見に基づいた産業の競争	
		そのため、採択された施設を有する	施策の優先順位付けにおいて、本事	よる共用促進という効果が着実に得	力強化	
		機関に対しては、施設共用の運転実	業は、イノベーションの創出を実現	られていることから、本事業の実施	・施設を中核とした産学官の知の融	
		施に係る経費や民間企業が利用しや	させていく上で非常に効果的である	により、対象とする先端研究施設に	合による新たな科学的知見の創出	
		すい支援体制を構築するための経費	と考えられ、積極的に推進すべきで	ついて、中間評価を行う年度におい	・民間の使いやすい施設利用体制の	
		を支援する。	ある(S評価)とされた。	て想定する産業利用の水準(支援開	構築と施設を中核とした産学官連携	
				始前年度に対し1.5倍を想定、2	の深化	
		平成20年度は、特に、大規模な研	さらに、平成19年度に閣議決定さ	倍以上で想定した以上に達成)の確	・有償利用等を通じた民間研究開発	
		究施設に加えて、先端性がある小規	れた「長期戦略指針『イノベーショ	保は可能であると判断する。	投資の誘発	
		模な研究施設も対象として新規の公	ン25』」等にも「高額の研究設備		・我が国の先端研究施設のポテンシ	
		募・採択を行い、地域産業との連携	等は不必要に重複して整備すること	(参考指標)	ャルの最大限の活用	
		を密にしながら、その共用を通じた	のないようにするとともに、既存の	・ 「SPring-8及び地球シ		
		イノベーション創出の推進を目指	研究設備等を含め、若手育成や民間	ミュレータの産業利用率」		
		す。その際、過去に不採択となった	利用の観点も含め積極的に共用を促	18年度に終了した先行事業である		
		申請と同様の内容は認めず、より有	進する」こととして明確に位置付け	「先端大型研究施設戦略活用プログ		
		望な申請を採択していく。	られている。	ラム」により、SPring‐8に		
				ついては、5.2%(平成16年度)		
			加えて、平成19年度は先端研究施	23.4%(平成18年度)、地		
			設を予算額に応じて10~15件の	球シミュレータについては、8.3%		
			採択予定で公募した結果、本事業へ	(平成16年度) 17.8%(平		
			の期待は高く、33件もの申請があ	成18年度)と、大幅に増加してお		
			った。そのため、1件あたりの事業	り、平成18年度は、基準年度(平		
	1	L.			L	

		T	規模を縮小するなどにより予定より	成16年度)に対して1.5倍以上		
				成「6年度)に対して1.5倍以上 の産業利用率の伸びを確保してい		
			かけて、	の産業利用学の中のを確保している。		
			へうでは、インページョンの劇出 へ積極的に貢献するとともに、全国	ి ల		
			の共用に積極的な風土の醸成を果た			
			すためには、多様な取組みを行う研			
			究施設を採択するなどの拡充が必要			
			である。			
[85]	大学国際戦略	 採択された20大学等において、学長	(事業の背景)	(施策目標)	本事業は、各大学おける交流事業の	487 百万円
	本部強化事業	等の下に「大学国際戦略本部」とい	従来、大学等における国際活動は研	施策目標 5 - 4	ような国際化のための個々の活動に	
	(拡充)	った全学的な国際化のための組織を	究者個人の草の根的な活動に負う部	科学技術関係の国際活動の戦略的	対する支援を中心としたものではな	
	(3.0.0.2)	設置し、組織的な国際戦略を策定し、	分が大きく、国際活動に係る事務体	推進	く、各大学における国際化の事務体	
		特色ある取組みを支援することによ	制が不十分であるという指摘がなさ	達成目標 5 - 4 - 1	制や企画立案能力を強化するため、	
		り効率的な国際化のためのモデルを	れていたところ 。特に、学術交流	世界での人材獲得競争の激化等に対	大学国際戦略本部といった組織の整	
		開発するもの。本事業により、全学	協定の締結や国際的な会合の開催な	応し国内の研究環境の国際化を推進	備を中心とした取組みを支援するも	
		的な国際戦略に基づいた様々な活動	ど、本来であれば全学的な支援体制	するとともに、外国人研究者等の受	のである。	
		を国際戦略本部による支援を受ける	が必要である取組みについても組織	入れのための制度や環境を整備す		
		ことによって実施することなどが可	的な対応が出来ていなかったため	る。	そのため、これまでの採択20大学等	
		能となり、研究環境の国際化を推進	に、全体として効率的な活動になっ		の取組みにおいても、本事業により	
		するとともに、大学の国際競争力の	ていなかったおそれがある。	(上位目的のために必要な効果が得	直接の支援を受けていない自主財源	
		強化に資する。		られるか)	による個々の国際活動が積極的に行	
			そのため、様々な活動を戦略的に推	平成 19 年 8 月に本事業の中間評価を	なわれており、各大学における取組	
		また、平成 19 年 8 月には中間評価を	進するとともに国際活動に係る事務	行なっており、採択 20 大学のうち、	みの総量については、本事業の予算	
		実施しており、これを踏まえて、複	体制を強化することの必要性は極め	17 大学が「当初計画は順調に実施に	規模を大きく超えるものとなってい	
		数の大学で連合して国際化に取組む	て大きい。	移され、現行の目的を継続すること	る。	
		モデル開発について拡充する。		によって目的達成が可能と判断され		
			「科学技術・学術分野における国	る。」と評価されたところである。	以上のことから、各大学における自	
			際活動の戦略的推進について(報告		主的な国際化のための取組みを誘発	
			書)」(平成 17年1月 科学技術・	各大学においては積極的に特色ある	するものとして極めて効率的である	
			学術審議会国際化推進委員会)	様々な取組みが行なわれており、こ	と考えられる。	
				れを複数大学の国際化のモデル開発		
			(中間評価について)	に拡充することについても、同様に	また、タイプの違う特色ある国際化	
			科学技術・学術審議会国際委員会の	目指す効果が達成できると判断し	の取組みを支援することにより、国	
			下に設けられた大学国際戦略本部強	た。	際化のための様々なモデル開発を可	
			化事業中間評価作業部会によって、		能としている。現在、モデル開発の	
			書面評価及びヒアリングによって採		途上であり、「大学の優れた国際展	
			択された20大学等の取組みについて		開のモデルについて(中間報告書)」	
			評価を実施した(平成 19 年 8 月)。		(平成19年4月)が公表されたところ	
					であるが、今後、全国の大学が参照	
			各大学の取組みを分析する中で、個別の大学における国際化の関係と		できる効率的な国際化のモデルやそ	
			別の大学における国際化の取組みの		れに係るノウハウをとりまとめ、こ	
			みならず、複数大学が連合して国際		れを広く周知していくことにより、	
			化する取組みが有効である旨の指摘		採択された20大学にとどまらない、	
			があった。海外諸国においては、国		多くの大学等が裨益するものとな	

			際的大学アライアンスにおいて国内での事前調整を行うなど、複数の大学が連合することにより国外からの可視性を高める取組みが行なわれているところであるが、こういった取組みが我が国においては不足しているとの意見があったところである。 これに対応し、従前に取組んできた個別大学の国際化のモデル開発のみならず、複数大学が連合したモデルについても開発することが必要である。		る。 (事業アウトプット) 採択された20大学等における国際活動が戦略的に推進されることにより、我が国の大学等の国際化を主導する。 (事業アウトカム) 採択された20大学等の取組みを分析することなどにより、全学的国際化のための効率的なモデルを開発し、それを広く周知することによる、多くの大学における効率的な国際化に資する。	
化を た理	を融合させ 理解増進活 注進(新規)	一般国民を対象に、 1)科学技術と文化・芸術分野を融合した新たな取組の実施、 2)科学技術と文化・芸術の融合分野に関する先進的取組の事例紹介、 これを担う人材のロールモデルの提供等を目的としたシンポジウム一般国民に対し、文化・芸術を融合したものではより、一般国民に対し、文化・芸術を融合した。 段による科学技術理解増進活動を行い、科学技術に関するとともに、科学技術に関するとともに、科学者が国民の対話を促進し、科学者が国民の要望を受けとめる機会を充実する。	科学技術について、「社の意識社・文に、「社の意識社・文に、「対の意識社・文に、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識社・文に、、「対の意識、大力では、、「対の意識、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では	施策目標 施策目標5-1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進 科学技術の企業現に向けてでは、 若手動人が高さなででは、 科学技術の子のでは、 科学技術ののでは、 科学技術ののでは、 科学技術ののでは、 科学技術ののでは、 科学技術の社会的なででは、 科学技術の社会的な信頼である。 施策目標6-2 科学技術の社会的な信頼をである。 施策目標6-2 科学技術の社会的な信頼をである。 施策目標6-2 科学技術の社会的な信頼をである。 科学技術の社会的な信頼をである。 科学技術の社会的な信頼をである。 科学技術の社会の科学技術すると対して、 科学技術の表話の表話のでは、 科学技術のでは、 科学技術のでは、 科学技術のでは、 科学技術のである。 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる、 科学技術のできる。 ・できる、 ・できる。 ・できる。 ・できる、 ・できる。 ・できる。 ・できる ・できる ・できる。 ・できる。 ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる ・できる	【事業に投入されるインブット】を表示した、ますののかたのでは、ますのののができますを見られるでは、ますのののができます。 「おり、 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	100 百万円

	1	T	_	_		
				確実に含んで、科学技術に関する国		
			これをきっかけとして、科学技術に	民の理解増進を一層図ることができ	さらに、科学者と国民の対話が充実	
			対して身近に感じ、興味・関心を喚	ると期待される。また、科学者が広	することが期待できる。	
			起することが可能となる。	く国民の要望を受けとめる機会が充	よって、効率性の観点から妥当であ	
				実することが期待される。	న .	
			また、この事業の成果を広く科学者、	X Y S C C N XX I S C I I S S		
			芸術家・文化人等に紹介・普及する		【想定できる代替手段との比較考	
			ことにより、科学技術の理解増進活			
			動に対する意識と情報発信能力が高		本事業は国の委託事業として実施す	
			まり、本事業をモデルとし、科学技		るが、研究者や各種団体等の自主事	
			術と文化・芸術を融合させた手法に		業として実施することとした場合に	
			よる科学技術理解増進活動の活性化		は、1,000人規模のシンポジウ	
			が図られると期待される。		ムを年6回開催するだけの経費を確	
					保することは困難であり、本事業で	
			さらに、科学技術基本計画では、「研		想定している規模の人材育成・理解	
			究機関・研究者等は研究活動を社		増進活動の展開は不可能である。	
			会・国民にできる限り開示し、研究			
			内容や成果を社会に対して分かりや		また、仮に実施された場合において	
			すく説明することをその基本的責務		も、開催期間中限りの事業となり、	
			と位置づける。」として、「研究者		その成果等は広く社会に情報提供さ	
			と国民が互いに対話しながら、国民		れないことから、全国的な活動への	
			のニーズを研究者等が共有するため		展開が期待できない。	
					展用が期付してない。	
			の双方向コミュニケーション活動で			
			あるアウトリーチ活動を推進する。」		以上から、本事業によって効果が最	
			と明記されている。		も効率的に得られるものと判断でき	
					る。	
			このように、科学者と国民との対話			
			を促進し、科学者が国民の要望を受		なお、日本科学未来館で実施してい	
			けとめていく機会を充実することは		るサイエンスカフェ等の取組は、対	
			重要であり、特に、本事業において		象者が数十名に限られていることに	
			は、従来、科学技術に興味関心を示		加え、実施場所も東京都に限定され	
			さなかった層の国民と科学者との対		ているため、本事業で実施するよう	
			話を実現できる点で、より広く、国		な多人数対象かつ全国的な規模での	
			民の要望等を科学者が汲み取ること		取組は期待できないため、本事業に	
			ができる機会となることが期待され		よる効果が有効であると判断でき	
			.		కె.	
			ーのーしから大声楽の状体ロヸった			
			このことから本事業の施策目標の達			
			成に対する貢献度は高く、本事業を			
			実施することが妥当と考えられる。			
【87】	理数学生応援	将来有為な科学技術関係人材を育成	閣議決定「第3期科学技術基本計画」	施策目標	【事業に投入されるインプット】	250 百万円
	プロジェクト	するため、理系学部を置く大学(短	では「効果的な理数教育を通じて理	施策目標 5 - 1	本事業は、	
	(拡充)	期大学及び大学院大学を除く)にお	科や数学に興味・関心の高い子ども	科学技術関係人材の育成、確保、	1)生徒の理数に対する意欲・能力	
	1	いて、	の個性・能力を伸ばし、科学技術分	活躍の促進	を適切に評価し、選抜するための入	

- 1) 入試等選抜方法の開発・実践。
- 2)教育プログラムの開発・実践。
- 3) 意欲・能力を伸ばす丁夫した取 組等、

理数分野に関して強い学習意欲を持 つ学生の意欲・能力をさらに伸ばす ことに重点を置いた取組を行う。 (注)本事業は文部科学省から各大

学への委託によって実施する。

平成19年度から本事業を実施して いるが、採択大学は首都圏または近 畿圏の大規模大学のみとなってい る。

平成20年度は、地域的なバランス や大学の規模・様態(総合大学・単 科大学等)の点で充実を図るため、 計15大学で本事業を実施する。 (注)医師、看護師、弁理士等の特 定職業人育成を目的とした取組は除 <。

野において卓越した人材を育成して いく必要がある」として、「大学入 学者選抜の影響に関わらず才能ある 児童生徒の個性・能力の伸長を図る ことができるよう、高等学校と大学 の接続、いわゆる高大接続の改善を 進める。具体的には、高等学校段階 において顕著な実績をあげた生徒が アドミッション・オフィス(AO) 入試等の方式により適切な評価が得 られるようにする」とされている。

また、「長期戦略指針「イノベーシ ョン25」」(平成19年6月1日 閣議決定)においても、「意欲・能 力の高い理数系学生を選抜するため の入試方法開発及び実践。これらの 学生の才能を開花させるためのカリ キュラム開発や実践・早期の研究室 配属・学会参加等の取組の促進」を すべきとされている。

これらを踏まえ、本事業を拡充し、 学部段階において積極的に優れた資 質を有する学生を見出し特別な教育 を行う拠点大学をさらに増加させる ことにより、優れた科学技術関係人 材を育成する取組みの強化を図るこ とは、将来のイノベーション創出の ために不可欠である。

科学技術創造立国の実現に向けて、 若手研究者や女性研究者、さらには 外国人研究者などの多様多才な個々 人が意欲と能力を発揮できる環境を 形成するとともに、初等中等教育段 階から研究者等の育成まで一貫した 総合的な人材育成施策を講じ、人材 の質と量を確保する。

施策目標6-2

科学技術に関する国民意識の醸成 科学技術の社会的な信頼を獲得する ために、成人の科学技術に関する基 礎的素養(科学技術リテラシー)を 高める活動を推進する。

また、幼少期から高齢者まで広く国 民を対象として、科学技術に触れ、 体験・学習できる機会の拡充を図る。

得ようとする効果及びその達成見 込み

本事業の実施により、社会における、 理数に対して強い学習意欲を持つ学 生の意欲・能力をさらに伸ばす教育 また、開発された教育プログラムの 普及により、各地の国公私立の大学 及び高等学校等において高大接続の 改善が推進され、意欲・能力の高い 学生がさらに伸びる効果を見込んで いる。

その達成見込みについては、高等学 校等を対象に推進している「スーパ ーサイエンスハイスクール支援事 業」が、生徒の科学技術に関する能 力の向上に効果を発揮しているこ と、また19年度本事業への応募大 学数が採択数に比して多く、本事業 への期待・取組みの意欲が高いこと が確認できていることから、成果が 期待できると判断した。

試等選抜方法の開発・実践、

- 2) 学生の意欲・能力を更に伸ばす ための教育プログラム開発・実践、
- 3)早期研究室配属や国内外の学会 等への参加等、

学生の意欲・能力を伸ばす工夫した 取組等に係る経費として、240百 万円(16百万円×15大学)、ま た、委託大学の選定・評価等のため の有識者からなる企画評価委員会運 営などに係る経費として10百万円 を予定している。

【事業アウトプット】

本事業の実施により、全国の理系学 部を持つ大学のうち、約5%(15) 校/全国の理系学部を持つ大学約3 00校)において、以下の活動が見 込まれる。

- ・AO入試(実験、実技、プレゼン テーション、レポート、討論、受賞 歴、面接等による評価・選抜)、推 薦入試(評定平均值、受賞歴、面接 等による評価・選抜)、転学部・転 学科・転コース等一般入試を経て入 学した在学生を対象とする評価・選 を行う大学の顕在化・重視が図られ、 抜 (転入学を含む。)等、生徒の理 数に対する意欲・能力を適切に評価 し、選抜するための入試等選抜方法 の開発・実践
 - ・専用カリキュラムの編成、高度な 専門教育、専門英語教育の実施、特 別講義・集中講義の実施、アドバン ス実験・実習の実施等、一般学生と 共通の授業科目履修に加え学生の意 欲・能力を更に伸ばすための教育プ ログラム開発・実践
 - ・早期の研究室配属(指導担当教員 の指名)、国内外学会参加、国内外 先端研究施設・工場等視察、低年次 からのインターンシップ、学習・修 学支援チューターの配置等、学生の 意欲・能力を伸ばす工夫した取組

[88]		我が国は、核不拡散条約(NPT)	我が国は非核兵器国の中では唯一、	事業開始時に想定した効果及び 18年度までに得られた効果 本事業の開始時(平成19年度)に 社会において、理数分野に関して強力を 理数分野に関いを持つ学生の設すを 更にはいるできまして、 学習意欲を持つ学生のようとの。 在化・重視が図られること、またデムのの は、一直を では、 の構築、びうる地のの の大学及び書が推進され、 がさらに伸びる効果を 想定した。	【事業アウトカム】 ・・カム】 ・・カム】 ・・カム】 ・・カム】 ・・大がのの、 ・・大がのの、 ・・大がのの、 ・・おっとの は、こうできるです。 ・・おっとのは、こうが、 ・・おっとのは、こうが、 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・なった。 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・おったできる。 ・・おったのは、こうできる。 ・・おったのは、こうできる。 ・・おったのは、こうできる。 ・・おったのは、こうできる。 ・・おったのは、こうできる。 ・・おったの。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,183 百万円
1001	保障措置業務への効率的対応(拡充)	に基づき国際原子力機関(IAEA) の保障措置を受け入れ、国内にある 核物質が核兵器等に転用されないこ との確認を得た上で原子力活動を行っている。		(MR 日 保) 施策目標 6 - 3 原子力の安全及び平和利用の確保 (上位目的のために必要な効果が得 られるか) 我が国は、IAEA保障措置を受け	・我が国の原子力施設におけるIAEA保障措置に対して適切な対応が可能となる。 ・より効果的、効率的でかつ精度の高い保障措置システムが確立される。	3,100日/川口
		これら国際約束の履行手段としての 保障措置を実施するため、原子炉等	文科省はこれまでIAEAとの緊密 な連携の下、この保障措置活動を円	入れ、これを適切に対応することで 原子力の平和利用を確保している。	(事業アウトカム)	

規制法に基づき、核物質の計量管理 情報等の処理、原子力施設に対する 査察、収去試料の分析・測定等を実 施してきている。

我が国は、既に世界最大の保障措置 を受けているが、今後は、エネルギ ー資源価格の高騰及び環境問題意識 の高まりを背景に原子力活動が急速 に拡大し、かつ複雑さも高まること が予想されており、これまでとは格 段に効率的・効果的な保障措置シス テムを構築せずしては、財政的・人 的資源の制約により国際約束の履行 に支障を来たす事態も想定される。

他方、核不拡散に対する国際的な関 心が高まる中、保障措置データ(特 にプルトニウム量)の品質に対する IAEAの要求レベル(精度、タイ ミング等)は厳格化する一方であり、 現状の保障措置システムでは対応が 困難になりつつある。

かかる状況の中、平成20年度には 従来の定常的な取組みに加えて、

- (1)新しい原子力活動に対する保 障措置への義務的対応と一層の効率
- <急増する保障措置業務への対応> ・急増する六ヶ所再処理施設、MO X装荷軽水炉、もんじゅ等の保障措 置業務に対し、最小限の財政的・人 的資本の投入で対応するための高信 頼性・高精度の査察機器の導入等 <一層の保障措置業務の効率化へ向 けた検討>
- ・国レベル統合保障措置(SISA) の導入・完成に向けた杳察手法の検
- ・「日米原子力エネルギー共同行動 計画」の実施を通じた保障措置技術 研究開発の検討 等
- (2) 煩雑化する原子力活動に対応 | 子力エネルギー研究開発協力促進を

滑に実施してきているが、近年、以 下に掲げる状況の変化等により、従 来の体制では対応しきれない事態が 発生しつつあり、対応が必要となっ てきている。

- (1) 平成20年には、 六ヶ所再 処理施設の本格運用開始、 プルサ ーマル開始に向けた新MOX燃料受 け入れ開始、 もんじゅ臨界・運転 開始等、我が国原子力利用が急速に 拡大し複雑化すること(20%程度 の杳察量増大し
- (2)イラン・北朝鮮の核問題を受 けた核拡散への懸念の高まりと我が 国のプルトニウム利用に対する国々 の懸念を背景として、IAEAは一 層厳格な保障措置の適用を求めてき ていること。
- (3)再処理されたプルトニウム量 が増加する中、一層厳格な在庫管理 が求められている一方、電力会社に よるデータ改ざん問題(保障措置関 連データも含む)をきっかけにIA EAの我が国保障措置データに対す る信頼性が損なわれるなど、保障措 置データの品質保証が従来に増し強 く求められていること。

我が国としては上記事態に対応する ため、保障措置の効率化に貢献し、 かつ査察機器の不具合が原因で査察 上の問題を生じることが無いよう な、信頼性の高い技術を導入するこ と、及び保障措置データの一層の信 頼性を確保するための取組みを行う ことで、仕上げの段階を迎えた核燃 料サイクルに対応し、最小限の財政 的・人的資本の投入で対応できるよ り効果的・効率的な保障措置システ ムの構築を図ることが急務である。 また、核不拡散を維持しつつ原子力 エネルギーを世界的に発展させるた めの米国のGNEP構想に基づく原 前年の保障措置実施状況をまとめた 報告書(Safeguards Implementation Report: SIR) における我が国に対 する評価を、活用することができる。

その参考指標としては、IAEAが | 原子力の平和利用を担保することを 通じて世界で最大規模の原子力活動 を持続的に維持・発展させることが できる。

(事業インプット)	863 百万円
総合型地域スポーツクラブ育成推	
した活力ある地域づくり推進事業	
ీ	
ノ声器マウトカルト	
و و د د د د د د د د د د د د د د د د د د	
_	

		T	I			ı
			に親しむためには、少なくとも各市	社会の実現のために、必要不可欠で		
			区町村に1つ以上の総合型地域スポ	あり、本事業の推進により施策目標		
			-ツクラブが必要であることを考え	の達成が見込まれると判断した。		
			ると、各地域による育成活動を促進			
			するために、設立に向けた基幹的活			
			動への支援や設立のノウハウ等を共			
			有する場を設けることは大きな意義			
			を有する。			
			また、平成18年7月現在、1,8			
			43市区町村中786市区町村(約			
			42.6%)において、総合型地域			
			スポーツクラブが育成され、地域に			
			定着しつつあるが、総合型地域スポ			
			ーツクラブが単なるスポーツクラブ			
			- ファフフが幸なるスポープラファ としての機能だけではなく、地域の			
			交流拠点としての機能を有している			
			ことに鑑み、総合型地域スポーツク			
			ここに蟲の、総古堂地域スポープラ ラブが核となって地域が有する様々			
			プラが核となって地域が有する様々 な課題を解決する方策を検討し、そ			
			の成果を全国に普及することは、地			
			域におけるスポーツ振興だけではな			
			く、地域住民の健康の保持増進や体			
			力の向上、家族のふれあいや世代間			
			交流による青少年の健全育成、放課			
			後・学校週5日制の受け皿、地域の			
			教育の再生からの観点からも大きな			
7007	111.1-12		意義を有する。			
[90]	地域スポーツ	スポーツ指導者については、これま	(事業実施の背景)	(施策目標)	(事業アウトプット)	93 百万円
	指導者育成推	で、住民のニーズに応えられる指導	スポーツ指導者については、「教育再	施策目標7 - 1	全国18地域において、地域の実態	
	進事業(新規)	者の活用に関する仕組みづくりなど	生会議第二次報告」において、「スポ	生涯スポーツ社会の実現	や住民のニーズに応じたスポーツ指	
1		に取り組んできたが、これらの取組	ーツリーダーバンクの活用を含め、		導者研修プログラムが開発されると	
1		の中で「スポーツを気軽に楽しみた	指導者の活動を支援する。」とされて	(上位目的のために必要な効果が得	ともに、実際に地域で活動している	
1		い人や、健康増進を目的として運	いる他、内閣府が行った世論調査	られるか)	スポーツ指導者が研修を受講・修了	
		動・スポーツを行いたい人に対応で	()においても「スポーツを振興さ	スポーツ振興基本計画においては、	することにより、当該地域のスポー	
		きる指導者が少ない」「指導を受け	せるために国や地方公共団体に望む	生涯スポーツ社会の実現のための基	ツ指導者の資質が向上する。	
		る側と指導者側のニーズにギャップ	ことは何か」という質問に対し、3	盤的政策として、「スポーツ指導者		
		がある」などの課題が明らかとなっ	7.2%の人が「スポーツ指導者の	の養成・確保・活用」が掲げられて	(事業アウトカム)	
		たため、地域の実態や住民のニーズ	養成」(12項目中1位)を挙げてい	いる。	モデル地域において開発された資質	
1		に応じた指導ができる人材を育成す	る。また、総合型地域スポーツクラ		向上のための研修プログラムが、全	
		ることを目的とし、地域で活動する	ブの全国展開などにより、質の高い	また、上掲の世論調査によれば、地	国に普及されることにより、モデル	
		スポーツ指導者などの資質を高める	技術・技能を有するスポーツ指導者	域住民がスポーツ指導者に対し求め	地域だけではなく、全国各地におい	
		研修プログラムを開発し、その普及	に対するニーズが増加するととも	るものとして、「スポーツの楽しみ	てスポーツ指導者の増加と資質の向	
		を図る。	に、そのニーズの高度化・多様化が	方や興味・関心がわくような指導」	上が見込まれる。	
1						

	T	T			Ţ	
			指摘されており、スポーツの振興、	や「健康・体力つくりのための運動・		
			生涯スポーツ社会の実現に当たっ	スポーツの指導」が挙げられている		
			て、指導者が果たす役割への期待は	ことから、健康志向・楽しみ志向の		
			大きくなっている。	参加者を対象としたスポーツ指導法		
				│ や子どもや高齢者を対象としたスポ		
			このため、文部科学省においては、	ーツ指導法を含む研修プログラムを		
			これまでも、スポーツ指導者の養	開発し、その研修プログラムを普及		
			成・活用のために、(財)日本体育協	することにより、地域住民のこれら		
			会を中心とするスポーツ団体が行う	の要望に応えることでき、以って生		
			スポーツ指導者の養成・確保・活用	涯スポーツ社会の実現に資すると判		
			についての基本的な考え方を示す指	断した。		
			針の策定や、スポーツリーダーバン			
			クの整備・ネットワーク化による地			
			域に密着した仕組みづくりに取り組			
			んできた。これらの取組により、平			
			成17年度現在、41都道府県にお			
			いてスポーツリーダーバンクが設置			
			されるなどの一定の成果が得られた			
			ものの、「スポーツ指導者に望むこ			
			と」として「スポーツの楽しみ方や			
			スポーツへの興味・関心がわくよう			
			な指導ができること」「健康・体力つ			
			くりのための運動やスポーツの指導			
			ができること」が1位2位を占める			
			など指導を受ける側のニーズと指導			
			者側にギャップがあることが明らか			
			となってきた()。			
			 このような状況に鑑みれば、地域の			
			実態や住民のニーズに応じた人材を			
			育成することを目的として、資質向			
			自成することを目的として、負負的 上のための研修プログラムの開発・			
			エのための研修プログラムの開発・ 普及を行う意義は大きいと考えられ			
			首次を11つ息我は入さいこちんられ			
(91)	ナショナルト	ナショナルトレーニングセンター	る。 施策目標7-2(「平成22年までに	【施策目標】	インプット	769 百万円
311	フラヨアルド レーニングセ	ノショナルドレーニングセンター (NTC)は、我が国のトップレベ	加泉日標	▶/№央日禄』 施策目標7-2	インノット NTC競技別強化拠点の指定・高機	109 日八1口
	ンター競技別	l		ルスロゲ / - 2 我が国の国際競技力の向上		
	フター競技所 強化拠点施設	ル競技者等の強化・育成活動の充実 を図るための施設であり、中核拠点	ル獲得率 3.5%を実現する」) を達成 するためには、トップレベル競技者	12.17.日の日本が以入りの日	能化	
			するためには、トップレベル競技者 の競技水準の向上を図ることが必要	 得ようとする効果及びその達成見	アウトプット	
	高機能化事業	と競技別強化拠点により構成することとしている。本事業は、名季競技				
	(拡充)	ととしている。本事業は、冬季競技、	であり、中核拠点では対応できない	込み	NTC競技別強化拠点指定施設のト	
		海洋・水辺系競技、屋外系競技及び	冬季競技等について、トップレベル	NTC競技別強化拠点の指定及び本 東業の実施により、名季競技等の強	レーニング機能等の向上や中核拠点	
		高地トレーニングの、中核拠点では	競技者が同一の活動拠点で集中的・	事業の実施により、冬季競技等の強	(JISS)等とのネットワーク構	
		対応できない競技等について、既存	継続的にトレーニングを行う環境の	化活動をより効果的・継続的に行う	築を行い、より質の高い育成・強化	
	1	のトレーニング施設をNTC競技別	整備を行う必要がある。	環境の整備が図られることとなり、	活動が可能となる。	

		強化拠点として指定し、NTC中核 拠点とのネットワーク化などの施設 の高機能化に係る事業を実施するこ とにより、トップレベル競技者がよ り質の高い育成・強化活動を行うこ とが可能な環境の整備を図るもので ある。	スポーツ振興基本計画においても、「到達目標」として「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を 2006 (平成 18年)度中に開始し、2007年(平成 19年)度から支援を開始する」と記載されているところ。	NTC競技別強化拠点指定施設における強化活動の実績が、国内の他のトレーニング施設と比較して大幅に増加する見込みであることから、本事業の得ようとする効果は十分達成できると判断。 NTC中核拠点施設では対応できない競技等について、NTC競技別強化拠点に指定し支援を行うことについては、「ナショナルトレーニングセンターの設置等の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討結果による。	アウトカム 我が国のトレーニング拠点となるナショナルトレーニングセンターが整備され、我が国の国際競技力が向上する。	
[92]	チーム「ニッ ポン」マル チ・サポート 事業(新規)	トップアスリートが最高のパフォーマンスを発揮し、世界の強豪国に競り勝ち確実にメダルを獲得することができるよう、現地・大会情報の収集、心理学・生理学・栄養学等の活用、用具・トレーニング機器の開発、トレーニング方法の開発等の多方面からの高度な支援を行う「マルチ・サポート・システム」を構築し、実施する。	スポーツ振興基本計画においては、 平成 22 年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率 3.5%を実現することを目標として掲げているが、既に世界の強豪国の多くでは、 メダル獲得率を向上させるため、「マルチ・サポート・システム」を国家戦略として位置付け実施しており、 我が国の国際競技力を向上させ、これらの国に競り勝つためには、本事業を実施することが必要である。	施策目標 施策目標7-2 我が国の国際競技力の向上 得ようとする効果及びその達成見	アウトプット 心理学・生理学・栄養学等の活用、 用具・トレーニング機器の開発、トレーニング方法の開発等の多方面からの高度な支援を受けることにより、個々のトップアスリートの競技力が向上するとともに最高のパフォーマンスを発揮することが可能となる。 アウトカム 個々のトップアスリートの競技力が向上することにより、我が国の国際競技力が向上し、スポーツ振興基本計画に掲げられた目標の達成に資する。	206 百万円
[93]	ドーピング防 止活動の推進 (拡充)	平成17年10月に第33回国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)総会において採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(以下「規約」という。)が平成19年2月1日に発効するなど(締約国数:61ヶ国、19年8月現在)、国際レベルにおけるドーピング防止を目指した取組が一段と進展している。 我が国も、平成18年12月27日に本規約を締結し、同規約の発効を受け、ドーピングの撲滅に向けた取	スポーツにおけるドーピングの使用は、スポーツのフェアプレー精神に反するとともに、競技者自身の健康を害し、薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすなどスポーツの価値を損ねるものである。 したがって、規約締結国としてはドーピングの撲滅に向けて、ドーピング防止活動を実践する環境の整備を図る必要がある。	(施策目標) 施策目標 7 - 2 我が国の国際競技力の向上 (得ようとする効果及びその達成見込み) オリンピックにおけるメダル獲得主要国並みのドーピング検査件数(年間約7,500件)の確保及びアジア諸国のドーピング防止活動に関する人材の育成を図ることにより、我が国のドーピング防止活動に対する国際的な評価を高め、国際競技大会の我が国への招致活動にも好影響を与え	インプット ・ドーピング防止活動推進支援事業の拡充 ・アジア貢献事業 ・ドーピング紛争仲裁に関する調査研究 アウトプット 本事業を通じ、規約の締結により国の役割として義務付けられた競技者や一般に対する教育・研修、ドーピング検査の支援等を行うことにより、ドーピングに関する国内の取組が国際水準並に強化される。	337 百万円

		組の一層の推進が求められている。		る。		
					アウトカム	
		このような状況の中、本事業におい			ドーピング防止に関する国内の取組	
		て、我が国がドーピング防止に関す			を強化することにより、競技者や青	
		る普及・啓発活動、教育・研修事業			少年の健康の保持・増進、フェアプ	
		及び活動実施体制整備事業などを実			レー精神等規範意識の醸成による青	
		施することにより、国内外における			少年の健全育成、スポーツ自体の価	
		ドーピング防止活動の一層の推進を			値向上等に貢献する。	
		図る。			に向上守に兵脈 y る。	
					さらに、我が国がドーピング防止活	
					動を積極的に推進することは、国際	
					社会から信頼を得ることにもつなが	
					り、オリンピック競技大会をはじめ	
					とする国際競技大会の招致にも好影	
					響を与えるものである。	
[94]	学校体育の活	本事業では、学校における地域のス	【事業の背景】	【施策目標】	【事業に投入されるインプット】	955 百万円
	性化に向けた	ポーツ指導者の有効活用、多様なス	近年、子どもの体力低下や子どもの	施策目標7 - 3	・学校体育への地域スポーツ人材の	
	取組(新規)	ポーツに親しむことができる総合運	規範意識の低下が課題となってい	学校体育の充実	活用実践支援事業 【新規】	
		動部活動の取組、小規模校が合同し	る。子どもの体力向上や心身の健全		・人間力形成に向けた武道指導実践	
		て行う複数校合同体育・部活動の取	な育成にあたって、運動・スポーツ	【得ようとする効果及びその達成見	事業	
		組等に関して調査研究を行い、今後	は重要な役割を果たすことから(「ス	込み】		
		のモデルや指針などを開発し、運動	ポーツ振興基本計画」「教育再生会	学校体育は、児童生徒が運動・スポ	小学校における武道指導実践事	
		部活動の活性化を図る。	議第一次報告」)。児童生徒が身近	ーツに親しむ資質・能力や心身の健	業【拡充】	
			に運動・スポーツに親しむことがで	全な育成、体力を培う大きなきっか	中・高等学校における地域連携武	
		また、小学校の体育授業への武道導	きるような取組を進める必要があ	けを与えるものである。学校体育の	道指導実践事業【新規】	
		入の実践研究や中学・高校と地域の	వ 。	活性化を進めることで、これらの健	武道実技指導資料の作成・配布	
		町道場や大学との連携などの学校を		全な発達が促される。	【新規】	
		中心とした武道振興の取組を進める	特に、学校体育は、これらの課題の		・運動部活動等活性化推進事業 【拡	
			解決にあたって、基本的な役割を担	また、グラウンドの芝生の維持管理	充】	
		- これらを通じて、学校体育のより一	っており、その活性化を図る必要が	を進めることで、児童生徒が安全に	・緑のグラウンド維持活用推進事業	
		層の活性化を図る。	ある。	スポーツに親しむことができる場が	【新規】 等	
				確保され、生涯にわたって運動・ス		
		このほか、子どもたちのスポーツ環	また、昨年12月の教育基本法の改	ポーツに親しむ資質・能力の育成に	【事業から得られるアウトプット】	
		境を充実させるため、グラウンドの	正をふまえ、我が国の伝統と文化に	寄与すると考えられる。	・調査研究の結果を踏まえ、今後の	
		芝生の維持・管理の取組を進める。	触れる学習を行う必要があることか	3,7,0,2,7,0,0	モデルや指針等が開発される。	
			ら、我が国の伝統的運動文化である	このほか、児童生徒が我が国の伝統	・グラウンドの芝生の維持管理のた	
			武道の振興を図る必要がある。	的運動文化である武道に触れ、武道		
			上にの 旅兵と四の元女方のの。	の持つ日本固有の文化的側面を理解	05 05 C5 7615 PH 76 C 1 0 0 8	
			 学校体育をめぐる状況として、	することは、武道の振興に大きく寄	【事業から得られるアウトカム】	
			1.体育授業や運動部活動等におい	与するものと考えられる。	・部活動参加率への増加、学校数に	
			て専門的な知見を有する教員がいな	3, 3, 3, 3, 2, 3, 2, 1, 0, 0,	対する外部指導者活用率の増加	
			い場合に、地域のスポーツ指導者を		・屋外運動場における芝生化率の上	
			有効に活用できる仕組みがうまく整			
			っていない。		・体育授業や部活動における武道指	
	L	1	> CV 1'0V 10	1	日は大木に見るのこのでのには	

			2. 少子化や運動・スポーツに対する興味・関心の多様化等により運動		導者の活用数の増加、武道部活動へ の参加率の増加 等	
			部活動への生徒参加数が減少している、 3.実技指導者の高齢化や実技指導者不足などにより運動部活動の継続が困難なケースがある、等			
			の問題が指摘されている。			
			学校体育の活性化にあたっては、これらの問題を解決する必要があり、特に、児童生徒が武道を含めた多くの運動に親しむことができるような環境づくり、運動部活動に参加する			
			生徒を増やすための施策、部活動の 存続や体育授業の充実のために指導 者を確保する等の事業を行う。			
			また、「スポーツ振興基本計画」や「新健康フロンティア戦略」で指摘されているように、児童生徒の運動環境が十分に整備されていないことを鑑み、児童生徒が外で体を思い切って新りせると言うスポーツに持ち			
			って動かせるようなスポーツ環境を 充実させるため、屋外運動場の芝生 化とその維持管理に取り組む必要が ある。			
			特に芝生を維持していくためには、 管理のためのノウハウ、コスト、管 理体制の課題を解決することが求め られている。			
			このため、芝生化されたグラウンドの維持を図るため、芝生の維持管理等の円滑な実施のための方針の策定をはじめ、芝生の維持管理に係る調査研究事業、講習会の実施等を図るほか、パンフレット配布等による普及・啓発活動等の事業を行う。			
[95]	芸術拠点形成 事業 (ミュー ジアムタウン 構想の推進)	国民の文化に対する関心の高まりに ともない、鑑賞の機会の拡大、歴史 や文化に対する知的欲求の充足をは じめとする様々な期待が美術館・博	平成19年2月に閣議決定された 「文化芸術の振興に関する基本的な 方針」(第2次基本方針)において、 国が講ずる施策として、地域の美術	(施策目標) 施策目標8-1 芸術文化活動の振興	(インプット) 本事業の平成19年度予算額は18 0百万円である。	300 百万円

	(拡充)	物館には寄せられており、生涯学習	館・博物館における教育普及活動の	本事業の実施により、美術館・博物	(アウトプット)	
	(加工)					
		の観点からも美術館・博物館の果た	充実が掲げられており、美術館・博	館が日常的、積極的に地域に働きか	本事業の実施により平成19年度	
		すべき役割が一段と重要なものとな	物館を核として地域の子どもたちに	けることにより、美術館・博物館に	は、全国において51件の事業実施	
		ってきている。	本物の美術・文化財に触れる機会の	おいて、地域と一体となった館運営	が見込まれ、美術館・博物館を地域	
			提供を充実させる必要がある。	や、地域の風土や生活文化に根ざし	の文化振興の拠点施設として、文化	
		このような美術館・博物館に対する		た個性ある活動が行われることが予	活動が活発に行われることとなる。	
		今日的な要請に応えるために、美術	これからの我が国を担う子どもたち	想される。		
		館・博物館を核として、地域の子ど	が、文化芸術に触れて豊かな人間形		(アウトカム)	
		もたちに本物の美術品・文化財に触	成を図り、日本の文化・伝統を身に	また、子どもたちが美術館・博物館	選定された事業のフォーラム(パネ	
		れる機会を提供するとともに、これ	つけ継承していくことが、子どもの	における鑑賞教育や表現体験、文化	ルディスカッション、ポスターセッ	
		らの取組を通じて、地域の文化資源	調和のとれた人間形成のためには不	財を見、触れる知的・体験的機会を	ションなど)を開催することにより、	
		を生かした魅力あるまちづくりを実	可欠であるとともに、我が国の文化	通じこれからの社会の中で、生涯に	本事業の支援を受けた美術館・博物	
		現するものである。	芸術の振興にとって極めて重要であ	わたって、心豊かに、主体的、創造	館以外にも波及する。	
			ると考えられる。	的に生きていくことができる資質や		
		平成20年度においては、地域の子		能力を身につけることが期待され		
		どもたちが、本物の美術・文化財に	なお、本事業においては、博物館の	る。		
		触れる機会の充実を図るため、事業	中でも特に美術館・歴史博物館を対			
		費を拡充するとともに、事業者や有	象としているので、他分野(科学系、	これらは、本事業の施策目標である、		
		識者等によるフォーラムを開催する	動植物園、水族館等)とのすみ分け	「芸術文化活動の振興」に資するも		
		ことにより、事例発表や意見交換を	はできている。	のであり、毎年度全国平均で各都道府		
		行い、これらを情報発信することに	18 6 6 6 7 18 8	県1件以上の支援を実施することを		
		より、一層の普及を図るものである。		目標とする。		
[96]	メディア三統	我が国のメディア芝称の次代を担う	- 単成19年2日に関議決定された「文化」	(施帯日種)	(三世アウトブット)	857 百万田
[96]	メディア芸術 振鯛総合プロ	我が国のメディア芸術の次代を担う	平成19年2月に閣議決定された「文化 芸術の振興に関する基本的な方針	(施策目標) 施策日標 8 - 1	(事業アウトプット) 木事業の宝施により	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、	芸術の振興に関する基本的な方針	施策目標 8 - 1	本事業の実施により、	857 百万円
[96]		優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3.		本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメ	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に	施策目標8-1 芸術文化活動の振興	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメ ディア芸術祭の優秀作品の展示上映	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の	施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメ ディア芸術祭の優秀作品の展示上映 が行われる。	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得 られるか)	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメ ディア芸術祭の優秀作品の展示上映 が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文	施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得 られるか) 我が国のアニメや映画などのメディ	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメ ディア芸術祭の優秀作品の展示上映 が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術 作品展が開催され、メディア芸術作	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメデ	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター 等(15名程度)の招聘によるメディ	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジ	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われ	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも に、優れたメディア芸術作品の鑑賞	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面で	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要な役割を	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術 館で企画するメディア芸術作品の展	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要な役割を 担っており、メディア芸術などの新	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策に	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3. 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要な役割を 担っており、メディア芸術などの新 しい文化芸術の国際的な拠点を形成	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラ	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメ ディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品を 海外において展示上映するととも に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術 館で企画するメディア芸術作品の展 覧会に対する支援を行う。	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要などの新 しい文化芸術の国際的な拠点を形成 することも検討する必要がある」と	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品 ため、メディア芸術祭の優秀作品 に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術 館で企画するメディア芸術作品の展 覧会に対する支援を行う。 また、次代を担う優れたクリエータ	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要などの 担っており、メディア芸術などの しい文化芸術の国際的な拠点を形 しい文化芸術の国際がある」と している。また、「文化芸術の振興	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術祭優秀作品の展示上映や、全国	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。 (事業アウトカム)	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、国内各地のメディア芸術拠点の活動の支援、拠点連携を図るとともに、メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信するため、メディア芸術祭の優秀作品もため、メディア芸術祭の優秀作品もため、当時で企画するメディア芸術作品の実術館で企画するメディア芸術作品の展覧会に対する支援を行う。 また、次代を担う優れたクリエーターを育成するため、国内外の学生、	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』を呼ばれる 方野も文化発信の上で重要など割 しい文化芸術の国際的などを形しい文化芸術の国際的などがあるがあるがあるがあるがあるがある。 というでは、アニメ、マンボに関いで重要などのがあるがあるがです。 というでは、アニメ、マンボールでででは、アニメ、マンボールでは、 をいるでは、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは ものでするとが必要で ものでするとが必要があるがあるがある。また、「文化芸術の振りにおいては	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、重要な位置を占めている。また、我が国の共ディア芸術は海外においても重のメディア芸術は海外においでもでも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術振明総合プログラム」と呼ばれる。 「メディア芸術振興総合プログラム」と明におけるメディア芸術作品展の開催	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信する ため、メディア芸術祭の優秀作品 ため、メディア芸術祭の優秀作品 に、優れたメディア芸術作品の鑑賞 機会を増加させるため、各地の美術 館で企画するメディア芸術作品の展 覧会に対する支援を行う。 また、次代を担う優れたクリエータ	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』と呼ばれる 分野も文化発信の上で重要などの 担っており、メディア芸術などの しい文化芸術の国際的な拠点を形 しい文化芸術の国際がある」と している。また、「文化芸術の振興	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術祭優秀作品の展示上映や、全国	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。 (事業アウトカム)	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、国内各地のメディア芸術拠点の活動の支援、拠点連携を図るとともに、メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信するため、メディア芸術祭の優秀作品もため、メディア芸術祭の優秀作品もため、当時で企画するメディア芸術作品の実術館で企画するメディア芸術作品の展覧会に対する支援を行う。 また、次代を担う優れたクリエーターを育成するため、国内外の学生、	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に資するよう、国際文化交流 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、音楽 等『ジャパン・クール』を呼ばれる 方野も文化発信の上で重要など割 しい文化芸術の国際的などを形しい文化芸術の国際的などがあるがあるがあるがあるがあるがある。 というでは、アニメ、マンボに関いで重要などのがあるがあるがです。 というでは、アニメ、マンボールでででは、アニメ、マンボールでは、 をいるでは、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは もの際には、アニメ、マンボールでは ものでするとが必要で ものでするとが必要があるがあるがある。また、「文化芸術の振りにおいては	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、重要な位置を占めている。また、我が国の共ディア芸術は海外においても重のメディア芸術は海外においでもでも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術振明総合プログラム」と呼ばれる。 「メディア芸術振興総合プログラム」と明におけるメディア芸術作品展の開催	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。 (事業アウトカム) 世界で高い評価を得ている我が	857 百万円
[96]	振興総合プロ	優れたクリエイターを発掘・育成し、 国内各地のメディア芸術拠点の活動 の支援、拠点連携を図るとともに、 メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に 発信する。 平成20年度は、新たに我が国のメずる大変をで変が、大変では、新たに海外にので発情をである。 平成20年度は、新たに海外に発信に、 が国のメディア芸術をで発信に、 を積極的に発作品を をがいて展示上映するととも に、優れたメディア会ととも に、優れたメディア会とと に、優れたメディア会とと に、優れたメディア会とと に、次代を担うの にないで、 に、次代を担うの に、次代をと、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代を担うの に、次代をして、次代を担うの に、次代をして、次代をと、次代を担うの に、次代をして、次代をし	芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」においては、「3 文化芸術の振興に当たって重点的に 取り組むべき事項」として「現代の 文化芸術活動を積極的に海外に発信 し、アジアをはじめとする海外の文 化芸術に動を検討していくことが必要で が一次でである。 その際には、アニメ、マンガ、、 の施策を検討していくことが必要で ある。 その際には、アニメ、マンガ、、 でいかでで が必要で が必要で がある。 その際には、アニメ、マンガ、、 でいたで が必要で もなどの上で重要などの 担っており、メディア芸術のを形」と している。また、「文化芸術の版 することも検討する必要がある している。また、「文化芸術の版 は、においては に関する基本的施策」においては 「(2)メディア芸術の振興」とし	施策目標8-1 芸術文化活動の振興 (上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、重要な位置を占めている。また、我が国の芸術文化の中においても重が立位置を占めている。またいで表がは海外においでも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プライラーンで、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。 「メディア芸術振興総合プライラーン芸術祭優秀作品の展示上映や、京外への関におけるメディア芸術作品展の開催などを行うことにより、日本文化の	本事業の実施により、 アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエーター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための方策についての調査研究が行われる。 (事業アウトカム) 世界で高い評価を得ている我が国のメディア芸術が海外に発信され	857 百万円

芸術を積極的に諸外国に発信するための国際的な拠点を形成するための方策について調査研究を行う。

分野に関連する大学、美術館等との 連携強化を図り、その創造活動を促 進する。

また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国に発信する。大学等と連携しながら若手クリエーターに専門的研修や国際共同制作等の機会を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。」としている。

加えて、平成 19 年 5 月に策定された 「アジア・ゲートウェイ構想」にお いては、「(6)日本の魅力の向上・ 発信」の中で

- ・「日本ファッションウィーク」、「メディア芸術祭」、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」、「新日本様式」、「グッドデザイン賞」等のイベントの内外での開催による発信強化
- ・フィルムアーカイブの拠点である フィルムセンターの機能拡充などに よる、日本の現代文化のアーカイブ の充実及びメディア芸術の拠点化推 進
- ・海外のクリエイターや識者等への 発信強化や作品の海外展開を促すた め、コンテンツの国際共同製作等を 促進

としており、「アジア・ゲートウェ イ構想」とともに策定された「日本 文化産業戦略」においては、

メディア芸術祭など日本自ら設定する「評価の枠組み」の他分野への拡大(食、建築、ロボット、新日本様式、グッドデザイン、キッズデザイン、知的資産経営、省エネなど)「メディア芸術」の発信強化

アジア諸国への展開を含めた「メ ディア芸術祭」の強化

フィルムアーカイブの拠点である フィルムセンターの機能拡充などに どが図られ、我が国の芸術文化活動が振興される。

【目標値】

メディア芸術海外展の鑑賞人数を 平成21年度において前年度と比 べて増加させる。

メディア芸術作品展の鑑賞人数及 び開催件数を平成21年度において 前年度と比べて増加させる。

国際的に有力なメディア芸術関連 の賞(SIGGRAPH等)の日本人クリエ ーターの入賞者を平成21年度にお いて前年度と比べて増加させる。

に、日本ブランドの価値増大や国民 間の相互理解が促進され、日本のソ フトパワーの強化につながる。

全国の人々にメディア芸術を鑑賞する機会が提供されることにより、メディア芸術についての認知が一層深まり、さらなるメディア芸術の振興が図られる。

国内外の学生、新進クリエーター等によるメディア芸術の共同製作を通じて国際的に通用する優れたクリエーターを育成され我が国のコンテンツ産業を支える創造的人材の育成が図られると同時に、国内外に我が国の優れたメディア芸術を発信することにもつながり、我が国のメディア芸術の振興が図られる。

我が国のメディア芸術の国際的な拠点を形成することは国際的に高い評価を得ている我が国のメディア芸術の海外発信を促進し、コンテンツ産業の海外展開が図られると同時に、日本のソフトパワーの強化につながる。

			よる日本の現代文化のアーカイブの			
			充実及びメディア芸術の拠点化推進			
			海外のクリエイターや識者等への			
			発信強化や作品の海外展開を促すた			
			め、コンテンツの国際共同製作等を			
			促進			
			としており、メディア芸術の振興は、			
			政府として積極的に進めるべき政策			
			とされており、このような取組を実			
			施していく意義は大きい。			
[97]	子どもの優れ	事業達成年度(平成23年度)にお	平成19年2月に閣議決定された「文化	(施策目標)	事業に投入されるインプットとし	3,973 百万円
	た芸術文化に	いてすべての子供たちに優れた芸術	芸術の振興に関する基本的な方針	施策目標8-1	て、本物の舞台芸術体験事業1件当た	
	触れる機会の	文化に触れる機会を義務教育中に2	(第2次基本方針)」においては、「3.	芸術文化活動の振興	り348万円、学校への芸術家等派遣事	
	確保(拡充)	回提供することを目標に以下の事業	文化芸術の振興に当たって重点的に		業1件当たり19万円程度を想定して	
		について計画的に拡充を図る。	取り組むべき事項」において、	(上位目的のために必要な効果が得	おり、以下のような事業の効果や成	
) 子どもの文化芸術活動の充実	られるか)	果が見込まれるため、効率性の観点	
		【本物の舞台芸術体験事業】	「学校や地域において、子どもたち	子供たちが学校において芸術文化に	から妥当である。	
		子供たちが、オーケストラ、歌舞伎	が身近に伝統文化や現代の文化芸術	触れる機会が提供され、豊かな心や		
		などの本物の舞台芸術に直に触れる	に触れる機会の充実が必要である。	感性を育まれることにより、芸術文	(事業アウトプット)	
		機会が少ないことから、学校の総合	このため、子どもたちが文化芸術を	化の担い手が育成され、よって芸術	本物の舞台芸術体験事業、学校への	
		的な学習の時間などを利用して体育	鑑賞したり、創造的活動を行ったり	文化の振興に資する。	芸術家等派遣事業、あわせて2126公	
		館等において優れた舞台芸術の鑑賞	する機会など、文化芸術に関する教		演を行うことにより、子供たちが芸	
		機会を提供し、感受性豊かな人間の	育の充実を図ることが重要であり、	【目標値】	術文化に触れる機会が提供される。	
		育成を図る。	学校や地域での文化芸術活動を文化	事業達成年度(平成23年度)に		
			芸術関係者や社会教育、行政関係者	おいてすべての子供たちに、優れた	(事業アウトカム)	
		【学校への芸術家等派遣事業】	が緊密に連携しながら地域ぐるみで	芸術文化に触れる機会を義務教育期	子供たちが身近に芸術文化に触れる	
		芸術家や伝統芸能の保持者等を学校	支援する仕組みを構築する必要があ	間中に2回提供する。	ことにより、豊かな心や感性、創造	
		へ派遣し、講演、実技披露等を行い、	る。」としている。	本事業を体験した子どもを対象に	性やコミュニケーション能力を育	
		子どもたちの芸術への関心を高め		アンケートを実施し、事業を通じて	み、文化活動参加意欲の向上が図ら	
		る。	また、平成19年5月に策定された「ア	芸術文化を身近に感じるようになっ	れる。	
			ジア・ゲートウェイ構想」「日本文	た子供の割合を前年度と比べて増加		
			化産業戦略」においては、	させる。		
			・子どもの創作活動や感受性を育む			
			(デザイン、工作、絵などを楽しむ)			
			活動の推進	方針(第2次基本方針)」や「アジ		
			・小・中学校などの学校教育におけ	ア・ゲートウェイ構想」等において		
			る子供たちの創造性を育む体験活動	積極的に推進すべき課題とされてお		
			の充実	り、優先性は高いと考える。		
			とあり、子どもたちが身近に伝統文			
			化や現代の芸術文化に触れる機会を			
			充実していくことが求められてい			
			వ 。			
			とりわけ、各地方公共団体における			

l点 れるためには、文化芸術に自ら親し	文化施動状況があるたちを (大の) はいる (大の) はいる (大の) はいる (大の) はいる (大の) には (大の) にな (大の)	【施策目標】 施策目標8-1 芸術文化活動の振興 文化芸術の振興を支える文化ボラン では、大なとないであるのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(アウトプット) 本事業の実施により、養成講座の受講により文化ボランティア・リーダーや文化ボランティア・コーディネーターが養成される。文化ボランティア・プログラムが開発される。 (アウトカム) 各地に文化ボランティア支援のための拠点が形成され、全国でより質の高い、経続的な文化ボランティア活動が行われる。	32 百万円
	我が国には木造として世界最古の法 隆寺金堂をはじめ、数多くの木造建 造物が保存されている。 これは建物が良質な材料を使用し、 かつ優れた施工技術で建てられただ けでなく、各時代のたゆまない保存 管理のたまものである。 文化財建造物の保存は、適切な周期、 適切な材料、適切な技術で修理を繰	(施策目標) 施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展 (得ようとする効果及びその達成見 込み) 平成19年度においては、各都道府 県から約200件の保存修理の要望 があるが、現状では85件について 事業採択しているのみである。	(インプット) ・国宝・重要文化財建造物の保存修理事業の実施 (アウトプット) ・我が国の貴重な文化財の次世代への継承 (アウトカム) ・我が国の歴史・文化を学び、国民生活の文化的向上に寄与	6,500 百万円
	拠点 れるためには、文化芸術に自むが重要では、文化芸術にからに、文化が発見して、文化が元素動が重要では、文化が元素動が元素を化が、大きないのでは、では、行文を表示では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きながののでは、大きながののでは、大きながのでは、大きながのでは、大きながのでは、大きながのでは、大きながのでは、大きながらいが、大きながらいが、大きながで、大きながのでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	体の活動状況にばらつきがある中で、国が全国あまねく子どもたちに質の高い文化芸術に触れる機会を確保することの必要性は高いと考える。 コ本各地での文化芸術の振興が図られるためには、文化芸術に自ら親しおとともに、他の人が親しむのに役立つ文化ボランティア活動が重要である。 平成15年から文化ボランティア推進モデル事業において、モデルとなる文化ボランティアの活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティアの活動を活発にするための環境整備を図ることが必要である点が指摘されているとともに、国の講ずるべき施芸をととして、文化ボランティアのモデルとなる活動も現れてきた。 中成20年度においては、地方公共団体や文化関係団体等が行う文化ボランティア・リーダーや文化ボランティアによる活動と一層の連携を図ることともに、国の講ずるべき施策カンティア・コーディネーター養成のためのプログラム関係である。が表のられている。 中成20年度においては、地方公共団体や文化関係団体等が行う文化ボランティアによる活動と一層の連携を図ることともに、これをの多くは経年等により破損が増立的・継続的に質の高い活動を支援することが求められている。 中枢19年8月1日現在、2,31 7件の国宝・重要文化財建造物があり、その多くは経年等により破損が進行し早急な修理を必要としている状況にある。 「本程)の状況にある。 東文化財(建造物)の保存は適切な周期で、修理を繰り返し実施する必要がある。 文化財建造物の保存は、適切な周期、	本の活動状況にはらつきがある中で、関が全国あまく子どもたちに関の高い文化芸術に触れる機会を確保することの必要性は高いと考える。 文化ボランティア活動が重要である。 本のないボランティア活動が重要である。 平成15年から文化ボランティア推立にできた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動が広がりをみせ、また、文化ボランティアの活動を支援したが必要である点が指摘されている。とともに、国の講するべき施集・として、文化ボランティア・コーディネーター養成のためのブログラム開発を支援するすることで、今後、文化ボランティア・コーディネーター養成のためのブログラム開発を支援するすることで、今後、文化ボランティアが自立か・継続的に関の高い活動を行っていくことで有かないのブログラム開発を接近するすることで、今後、文化ポランティアが自立か・継続的に関の高い活動を行っていくことが有が行われ、まで、文化ボランティアをの協働がより円滑に行われるなど、文化ボランティア活動を支える環境整備を行っていくことが有がでおれることを推進するとともに、優れた養成プログラムを広く普及させる。カンティア活動を支える環境整備を行っていくことが有が行われ、まで、文化財の次では、変化財の流の高いがでした。とは、変をくの本活達達が保存されている。 「本教育と関係を関係では、変しな対象ができてられただけでより表が保存できれている。」 技術質には本達として世界最古の法、次の場を標準を必要としている状況にある。 大の国主・重要文化財(建造物)の保存は適切な周期で、修理を繰り返しま物が保存されている。 「本教育と中では適切な周期で、修理を繰り返しま物が保存されている。」 大の国主・重要文化財(建造物)の保存は、適切な周期で、修理を繰り返しま物が保存されている。 「本教育となどもに、日本教育となどもなど、文化オランティア活動を支える文化ボランティアが自立が、対象をがよりないまが表が表するといまで表が表が表が、現状ではその地域では、教育を表が表が、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもあるが、現状では多くでもないますないまがまりますないますないまが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	(

		民生活の文化的向上に寄与することを目的とする。 文化財建造物の修理は、建物を部材単位に解体し、補修後また組立直す根本修理と屋根葺替、塗装などの維持修理に分類できる。建物の破損状況に応じて適切な修理を実施する。	期で保存修理を実施しないと文化財としての価値を大きく損なうこととなる。 しかしながら、現状では適切な周期による保存修理ができない状況であり、我が国の貴重な文化財を次世代に確実に継承するためには、建造物保存修理予算の拡充が必要である。 文化財建造物の修理は多額の経費を要するため、所有者自担は極めて重い。所有者には檀家や信者等が少ない社寺や年金生活の民家所有者等も多く、修理についてこれ以上の所有者負担を求めることは難しい。	により、危機に瀕している文化財の保存を図り、適切な周期による保存修理が可能となる体制を構築する。併せて当該建造物の積極的な公開・活用に資する。 (事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果) 明治30年以来平成18年度までに約2,300棟の根本修理が実施され、国宝・重要文化財建造物の保存に努めている。		
			また、都道府県・市町村による所有者への修理経費支援(随伴補助)も、地方財政の縮小により困難となっている。 さらに、本事業は、災害の復旧修理事業にも対応しているが、近年、地震・台風・大雨等の災害が多発していることから、国費負担の迅速な充実が必要不可欠である。			
			なお、「文化芸術の振興に関する基本 的な方針(第2次基本方針)」(平成 19年2月9日閣議決定)において、 文化財建造物等の有形の文化財につ いて、「その種別や特性に応じて計画 的に保存・修復を進める」ことを基 本施策として定めている。		_	
[100]	文化財総合的 把握モデル事 業(仮称)(新 規)	我が国の文化財の保護については、 文化財保護法に規定されている6種 類の文化財の種類別に、各々の文化 財の特性に応じてきめ細かい保護措 置がとられてきた。 一方、文化財はそれが置かれた環境 の中で、人々の営為と関わりながら	平成6年の文化財保護企画特別委員会、平成13年の企画調査会の報告書において、従来の文化財の分野別の保護手法に加え、分野の枠を越えた文化財の総合的な保存・活用の必要性や周辺環境を含めた保護の必要性が指摘されているところである。	(施策目標) 施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展 (得ようとする効果及びその達成見 込み) 今までの文化財保護行政は、指定等 にみられるよう、国によるトップダ	(インプット)・市町村によるモデル事業を15市町村で実施(アウトプット)・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定	306 百万円
		伝統的な意義と価値を形成してきた	また、世界遺産一覧表への掲載にみ	ウン型で進められてきた。	(アウトカム)	

ものであり、本来その歴史や風土の もとで相互に有機的につながってい るという側面も有している。	
るという側面も有している。 関連性を持つ複数の文化財を総合的 に捉えたうえで、その周辺環境も含 連携しながら策定するものであり、 ガイドラインの策定 そうした中で、特に近年、文化財相 互間の関係に留意し、文化財とその 周辺環境との関係も含め、文化財を 総合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の 策定による「文化財を核とした地域 の魅力」の増進 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
に捉えたうえで、その周辺環境も含 連携しながら策定するものであり、 ガイドラインの策定 そうした中で、特に近年、文化財相 めて保護を図る手法が国際的にも広 がりを見せている。 ボトムアップ型の保護の促進が図ら おる。 策定による「文化財を核とした地域 の魅力」の増進 ペ合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
そうした中で、特に近年、文化財相 めて保護を図る手法が国際的にも広 ボトムアップ型の保護の促進が図ら ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
互間の関係に留意し、文化財とその がりを見せている。 れる。 策定による「文化財を核とした地域 周辺環境との関係も含め、文化財を 総合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
周辺環境との関係も含め、文化財を 総合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
周辺環境との関係も含め、文化財を 総合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
総合的に捉えることが重要となって そのため、文化審議会文化財分科会 「文化財の次世代への継承・発展」 ・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
┃ ┃ いる。	
合的な保護を行うための方策の検しための取組の他に、地方公共団により協力の促進	
そのためには、各地域において、地 討」を行っており、中間まとめ(平 る取組、民間団体による取組等、様々	
域の文化財をその周辺環境も含め総 成19年8月予定)において、「歴 な主体による取組により実現するも	
合的に保存・活用していくための基 史文化基本構想(仮称)」の策定等 のであるため、「歴史文化基本構想	
本構想(以下、「歴史文化基本構想」について提言が行われる予定であ」(仮称)」の策定を促進することは、	
ことが重要である。	
「歴史文化基本構想(仮称)」は、「である。	
この度、「歴史文化基本構想(仮称)」 地方公共団体が自主的に策定するこ	
の策定を促進するため地方公共団体とが提言される予定であるため、先に、「歴史文化基本構想(仮称)」を全	
に対しモデル事業を実施するもので 行して複数の地方公共団体でモデル 国展開するために、先行して複数の	
ある。	
また ま	
事業の実施にあたっては、以下の内	
容を行う。	
・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
策定のための内容検討のワークショ	
ップの開催	
・域内に存する文化財の悉皆調査	
・「歴史文化基本構想(仮称)」の	
策定	
・地域住民に対する文化財への意識	
向上のための講習会の開催	
【101】 留学生交流の 留学生の受入れ・派遣を通じた留学 平成15年12月の中央教育審議会 【施策目標】 (事業アウトプット)	- 百万円
推進(拡充) 生交流は、我が国と諸外国との間の 答申「新たな留学生政策の展開」に 施策目標9-2 本事業の実施により、我が国の国際	
人的ネットワークの形成や相互理解しおいて、大学等の在学者数に占めるは諸外国との人材交流の推進し、的人材育成の推進や、諸外国の人材	
と友好関係の深化、国際的に開かれ 留学生数の割合は、受入れ・派遣と 養成への協力による我が国と諸外国	
た社会の実現、我が国の大学等の国 も欧米先進国と比較して低い水準に (得ようとする効果及びその達成見 の相互理解の増進が図られ、教育政	
際化・国際競争力の強化、人材の育しあることを踏まえて、留学生交流をし込み) 策のみならず、外交政策、産業政策	
成を通じた知的国際貢献等に重要な 一層推進するなど「留学生受入れ1 本事業により得られる効果の達成度 等の発展と密接な繋がりが図られ	
役割を果たしており、これまでも諸 0万人計画」達成後の新たな留学生 は、留学生数(受入れ・派遣)や政 る。	
施策を通じて、その充実に努めてき 政策の基本的方向が必要であると提 府奨学金の受給者数(受入れ・派遣)	
たところである。	
判断する。 対が国における国際化・活性化を図	
特に平成20年度においては、国費しさらに、各種政府の会議の提言に基し、おいては、国費している。	
1310 100 100 100 100 110 100 1	

	1	1		1	T	
		留学生制度の充実、短期留学生受入	づき策定された平成19年6月の	このことから、積極的な留学生の交	る。	
		れ促進、留学生用宿舎の整備・確保、	「経済財政改革の基本方針2007」に	流が展開されることにより、		
		日本人海外留学の促進等の施策を図	おいて、国家戦略としての留学生政	諸外国との相互理解の増進と人的		
		ることにより、国家戦略としての留	策を再構築すると提言されている。	ネットワークの形成、		
		学生政策の推進を図る。		国際的視野を持った日本人学生の		
			具体的な方策として、教育再生会議	育成、		
			第二次報告書、アジア・ゲートウェ	我が国の大学の国際化、国際競争		
			イ構想、長期戦略指針「イノベーシ			
			ョン25」等において、戦略的・機	国際社会に対する知的国際貢献が		
			動的な留学生政策のため有効活用す	図られるものと考える。		
			る観点から国費留学生制度の改善を			
			図る、数週間~1年未満の短期交換			
			留学の拡大が、欧米先進国を中心に			
			世界的な潮流となってきていること			
			を踏まえ、短期留学生受入れの促進			
			を図る、現地でのリクルーティング			
			支援体制の強化や、渡日前の選考・			
			人学許可及び奨学金支給の決定、在			
			見据えた産学連携の強化等を図る、			
			地元自治体や関係機関等の協力を得る。実施を含めたは環境、生活環			
			つつ、家族を含めた住環境・生活環			
			境の整備を図る、世界で活躍できる			
			日本人を育てる観点から、日本人の			
			海外学習機会の拡大を図る等があ			
			り、これらを踏まえ、引き続き国が			
			一貫した支援を行っていくことが不			
			可欠である。			
【102】		【国際交流推進会議の設置】	(事業の背景等)	(施策目標)	(事業アウトプット)	100 百万円
	プログラム	国際統括官の諮問を受け、今後の文	1.我が国が、教育や文化、スポー	施策目標 9 - 2	国際交流推進会議を年5,6回程	
	(新規)	部科学省における国際交流事業の推	ツ、科学技術・学術の分野で国際社	「諸外国との人材交流の推進」	度開催。	
		進方策に関して総合的な観点から審	会をリードしていく存在であり続け		文部科学省として重要と考える国	
		議を実施。教育、文化、スポーツ、	るためには、諸外国の人々と互いの	諸外国との人材交流等を通して、国	際会議等を年5回程度開催。特に、	
		科学技術、学術に関する国際会議等	文化や価値観を理解し合い、信頼関		平成20年度は、G8北海道洞爺湖	
		の選定も行う。	係を築くための国際交流を一層推進	とともに、諸外国の人材養成に貢献	サミット開催の機会を活かし、G8	
			していく必要がある。	し、我が国と諸外国との相互理解と	大学サミット(仮称)を開催。	
		【国際会議等の開催・誘致】		友好親善に資する。	在京アタッシェとの交流事業を年	
		1.「経済財政改革の基本方針2007」	このため、国際交流に関し、幅広い		2 回開催。	
		や「アジア・ゲートウェイ構想」に	知見のある有識者から構成される国	(上位目的のために必要な効果が得	外国人来訪者に対する説明等の充	
		より政府が推進することとしている	際交流推進会議を設置し、今後の国	られるか)	実。	
		国際会議等の開催・誘致施策の一環	際交流事業の推進方策の検討に資す	国際交流推進会議における審議や国		
		として、文部科学省として開催する	వ .	際会議等の開催等を通じて、国際的	(事業アウトカム)	
		ことが重要と考えられる国際会議等		な舞台で活躍できる人材の育成や、	以下のような成果が期待される。	
1		を特定し、準備及び開催。	2. 安倍総理所信表明演説(平成1	教育、文化、スポーツ、科学技術・		
		とうため、十冊次の方面	_ · × 11 1100 - 171 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	32(13) 2(15) 2(11) 32(1)		

		2.数年先の国際会議等を誘致・開催するために、	8年9月)で、活体に関連を関係を対して、は、国内のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	発信し、諸外国との国際交流の推進 に資する。 また、海外からの参加者が我が国の 歴史、伝統、文化、社会等に触れる 機会を提供し、それらに対する理解 が進むことが期待される。	【国際交流推進会議】 ・今後の文治学省における国際交流事業の推進方策に関する提言。 【国際会議の開催・誘致】 ・各国の開催・誘致】 ・各国の開催・誘致】 ・各的の規制を表現が国の魅力の発信及びに対して、のの地域の活性化。 ・活が国際では、のが、のが、のは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、の	
[103]	外国人の子ど もの社会適応 事業(新規)	日本に在留する外国人の子ども(6~18歳)を対象に、地方公共団体 や外国人の子どもの教育支援を目的 として活動している団体等に、日本 の習慣や基本的な生活ルールを身に	我が国に在留する外国人は近年増加 の一途を辿り、平成18年末におい て外国人登録者数は208万人に達 した。これは前年に引き続き過去最 高を更新しており、今後も増加する	(施策目標) 施策目標9 - 2 諸外国との人材交流の推進 施策目標2 - 1	(事業アウトプット) 本事業の実施により、全国において 約10地域で、外国人の子どもの生 活環境適応に資するプログラムの実 施が見込まれる。	20 百万円

つけることを促進する事業 (学校・	ことが予想される。	確かな学力の向上		
社会見学、集団生活体験プログラム			なお、南米系日系人を中心とする	
等)を、文部科学省が委託して実施	外国人は、必ずしも日本語能力が十	施策目標2-2	外国人が多数在留する都市で構成さ	
することにより、外国人の子どもの	分ではなく、日本の文化、習慣等の	豊かな心の育成	れる「外国人集住都市会議」の構成	
日本社会への円滑な適応を促進す	社会システムに対する理解が十分で		都市が現在	
ి స్టా	はないことから、地域社会との間で	(上位目的のために必要な効果が得	22都市である。	
	の軋轢や摩擦が生じやすい。	られるか)		
		外国人の子どもが本事業のプログラ	(事業アウトカム)	
	また、不就学や日本語学習の困難等	ムに参加することで、日本語能力不	選定されたプログラムの情報を多く	
	の子弟の教育の問題等の生活者とし	足や日本文化・習慣への理解不足に	の地方公共団体、公益法人、NGO	
	ての問題が生じており、「『生活者	起因する不就学の防止等に資するも	等に提供することにより、全国で同	
	としての外国人』に関する総合的対	のと判断される。	種又は新たなプログラムの開発・実	
	応策」(外国人労働者問題関係省庁		施の取組がなされることが期待され	
	連絡会議)等において、外国人の子	また、全国の外国人集住地域におい	వ 。	
	どもの教育の充実等の必要性が指摘	て、外国人の子どもの社会適応に資		
	されている。	するような実践的プログラムの展開		
		が図られることが見込まれる。		
	そこで、我が国に在留する外国人の			
	子どもが我が国の生活環境に円滑に			
	適応し、不就学を防止するための施			
	策として本事業を実施する。			